刑政第40巻第11号

矯正図書館

刑政

第四十卷　拾壹月號　第十一號

行刑制度の根本的改良	卷頭言	2
刑務所の經濟觀	下村宏	17
活教誨	苅屋老龜	40
全國刑務所武道大會記		31
文字と修養	常盤大定	51
逃走と自殺とを如何に觀るか	河野純孝	12
大觀小觀	K生	26
訓練はかくして終えた	湯川左右	45
遺蹟巡禮	E生	48
一九二七年獨逸刑罰執行法政府草案を評す	フロイデンタール	4
新しい試み	西京生	43
拘禁生活の衞生學的考察	芥川信	79
鼠の評眼	A生	38
或る看守の手記・秋の斷想・教誨改良論・潜める佛性・犯罪文藝・讀者頁・家庭頁・會報・地方便・叙任辭令・令規・統計		

財團法人　刑務協會發行



第二回 全國刑務所 武道大會

十月十六日



（上）司法大臣杯 第一區（劍）第四區（柔）優勝選手



（下）松井會長より司法大臣杯の授與

近刊豫告

引續き行刑研究資料の第三輯が出來ました

米國紐育の刑務法　司法書記官　辻　敬助氏譯
佛國行刑法規　同　池田克氏譯
英國刑務法　同　岡部常氏譯

本書も本省の刑法並監獄法改正調査委員會の參考書として採用されるもので、新しい刑法監獄法の生れ出でんとする今日斯道に身を置く人々として是非一讀を要するものと考へます。

——菊版二百五十頁・クロース・金文字美裝——

刑務協會出版部

振替口座 東京二五〇五九番

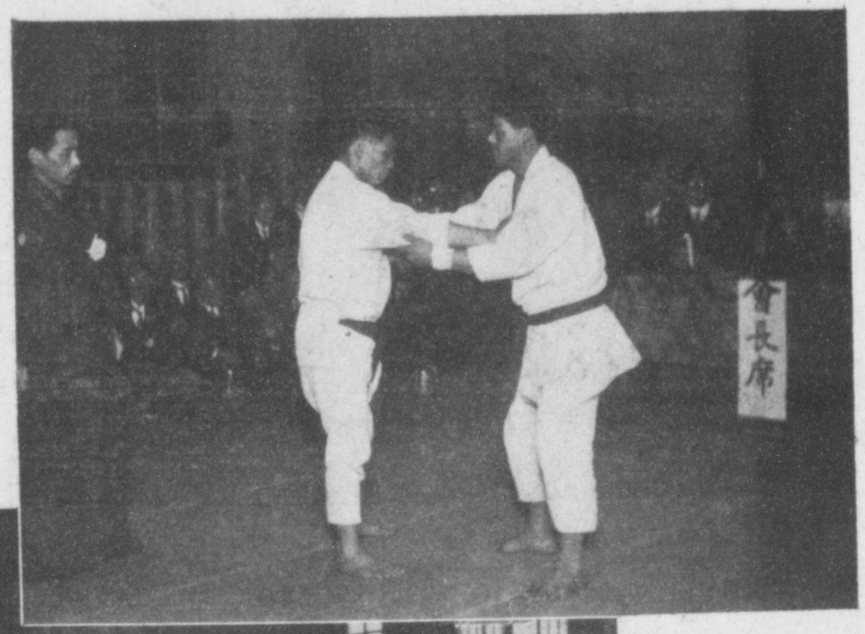
矯正図書館

刑政

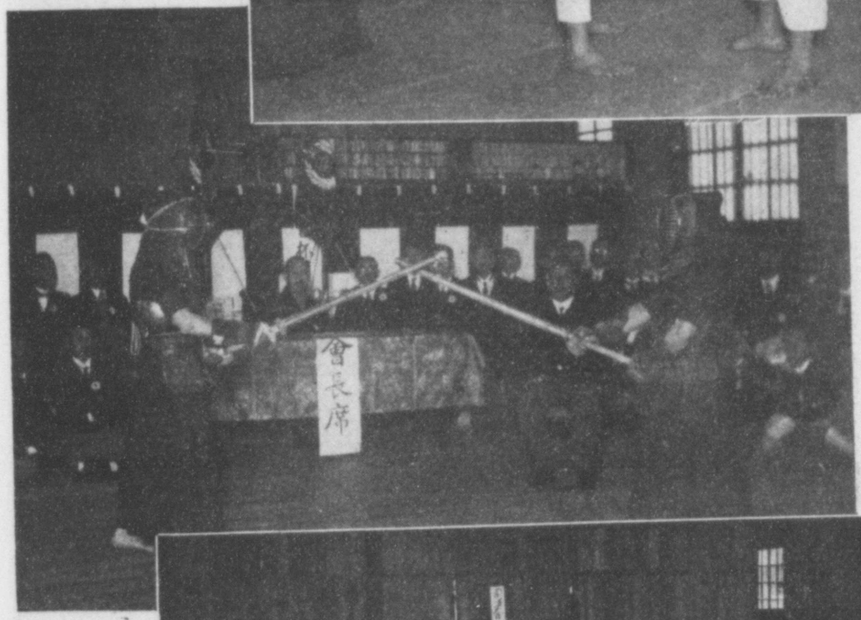


〔二科〕南方の男
里見勝蔵畫

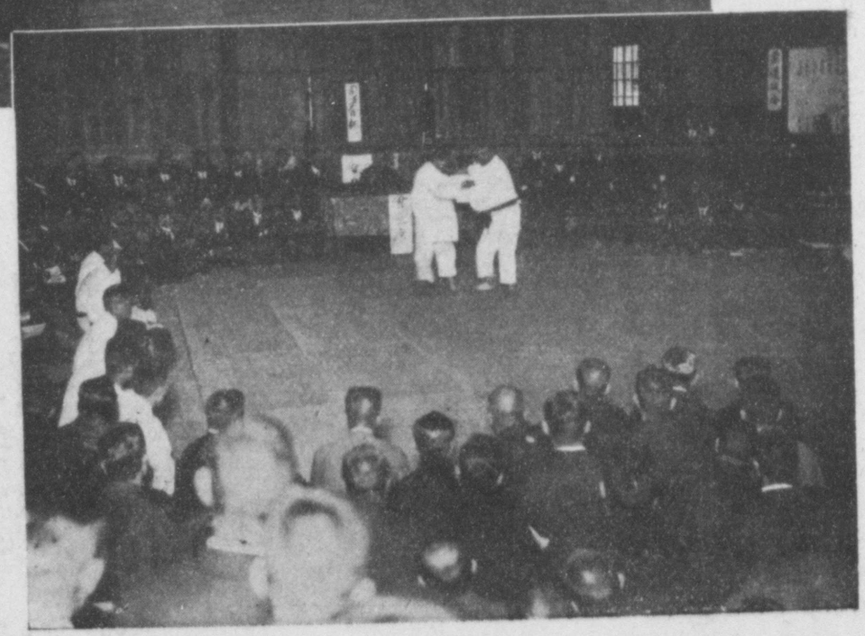
第四拾卷
第十一號



(上) 柔道個人優勝試合
向つて右 一等田中氏
審判 三船七段

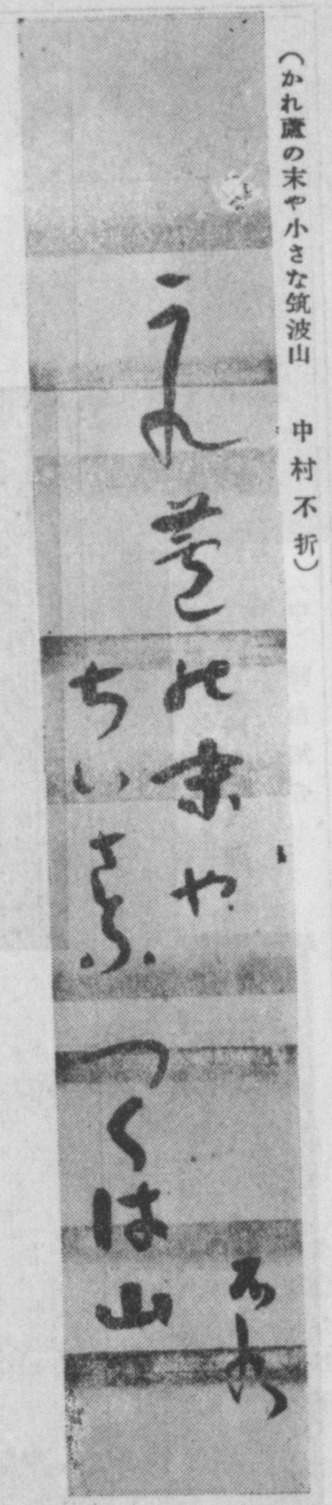


(中) 劍道試合
審判 高野範士



(下) 龍攘虎搏の光景
各區對抗戰

刑政第40巻第11号
矯正図書館



（かれ蕨の末や小さな筑波山　中村不折）

行刑制度の根本的改良

ウオーター・クロフトンが累進制度の改良をやつたことに就て或る學者はその新制度を彼の創設であると見ましたが他の學者は彼の技術的改良に過ぎぬのだと申しました。その見方が何れに落ち付いたにせよ改良が單純なる技術的改良に止まるときはその改良に對しあまりオーソリチーを見出す譯には行きません。

だが行刑には特に技術的改良が屢々繰返されて居ります。從つてそれ等の改良にあまりオーソリチーが見出されないようにまた行刑成績にも思はしい效果は見出されなかつたのであらうか。思はしい效果の見出なぜ行刑の改良はそのやうに技術的にこだわらねばならなかつたのであらうか。されない行刑制度につきはぎの改良をすることにあまんじなければならなかつたのであります。わたくしはその原因として行刑改良の癌腫としてのあるものを擧げることが出來ます。その癌腫こそ則ち囚人が義務のかたまりであると考へられ、そうしてそれに基いて行刑制度を立てなければならぬといふことが固く信じられて居たからであります。

特別豫防作用が生れて來てから、換言すれば人格刑といふ言葉が是認せられ出してから、われわれは

行刑の目的は犯人に對して社會適應性を養成するにあるのだと考へるようになつたことであります。勞務の提供に對してその報酬を受くる權利があり、不當なる行爲を排斥する權利のある社會に適應せしむることが則ち行刑の目的だと考へるようになつたことであります。その考へ方の核心に觸れない改良は要するに技術改良にとゞまつて眞の社會適應性がどうして養はれようといふように考へられるに至りました。

その意味に於て作業賞與金の性質を賃金制度に變へ、假出獄の申請權を是認することが今後の行刑改良の核心となるべきことは敢て言ふの必要を見出さないことであります。

働きよくしてやること、改悛し易くしてやること、それが則ち社會適應性を養性する根本でなければなりません。恰度只今は刑務法改正の委員會が開かれて居るときであります、そこでわたくしは敢て委員諸君に一言を呈せねばなりません。諸君はその改正せられんとする法律を技術的のみに改正してわたくしの所謂核心を遠ざからぬやうに願ひ度いのであります。

技術的の改良によつてクロフトンの名聲に做ふよりも核心にふれてキヤピテン・マコノキーの創設的改良に做ふに如かざることを味つて頂き度いものであります。

（あき雄）



（大阪　久保井翠桐）

刑政第40巻第11号

矯正図書館

Der Amtliche Entwurf
eines Strafvollzugsgesetzes
von 1927.

一九二七年獨逸國刑罰執行法政府草案を評す（上）

獨乙國司法省顧問
フランクフールト大學教授
ドクトル・フロイデンタール

最近公にせられたる獨乙國刑罰執行法草案（Entwurf eines Reichsstrafvollzugsgesetzes）は他の法律の隨時の改正草案と同一視すべきものではない。今までドイツには未だ嘗つて統一的な刑罰執行法は存在したことはなかつたのである。統一的な刑罰執行法を制定しようとする國民の期望は已に半世紀以前から存してゐたのであるが、その期望の滿さるゝことなくして今に迫んだのは政治上、經濟上並びに科學上の多くの困難が障害をなしたに因るのである。

此等の困難は、長く期待されてゐた草案の已に成り議會に於て說明されつゝある今日も尙ほ依然として存してゐるのである。それは、獨乙國政府の司法大臣（Reichsjustizminister）が上院（Reichsrat）の協贊を得て發布すべき是非共必要な補充法たる施行規則さへ今尙ほ出來上らないのを見ても分明るのである。然し、此の點は別問題として、玆に草案に對する批判を試みんとするには先づ何物をこの草案から期待し得るかといふ疑問から初めなければならないと思ふのである。

予の見る所を以てすれば問ふべきものか三つある。——即ち、草案成立の法律上の基礎の完きや否といふこと、次に、現行の法律の統一の巧みに行はれたるや否といふこと、終りに、愼重なる進歩改革の試みられたかどうかといふこと、この三つの疑問である。予の見る所では此等三つの目的はかなりの程度まで到達せられたと思ふのである。然し、予の此の斷定を說明するには玆には只だ大體の上からのみするだけで、草案の詳細の點については、上院の協贊を經て初めて定めるもので、煩しい誤解の生するを慮れるため、之を論評せずに置かうと思ふのである。

然らば、草案は大體から看てどう評價すべきであらうか。一言にして約せば、それは一箇の喜ふべき立法上の努力だと評すべきであらう。先づ第一に、その外部的な特色を擧げると、法文の文體は簡潔で理解し易いのである。然らば草案の精神は如何。草案の生れた精神（ガイスト）は、動もすれば近代の刑事立法に浴びせかけられた、余り面白くない語だが、「女々しさ」とか「骨軟化」（„Knochenerweichung“）とかいふ弊害から全く累せられてゐないのである。その精神は國家存立の要求と已成生活條件の拘束力との必要を明かに認めてゐるのである。しかも同時に人類愛の精神であり、彼の古のパリサイの徒の罪あるものを貶し卑しめ、惡（ペーゼ）を以て惡に報ひんとするが如き、けちくさい了見はさらに持つてゐないのであつて、且つ頗る進歩的である。固より進歩的といふも只だ僅かに第一歩を踏み出したに過ぎないのではあるが、たしかに力强い第一歩たるを失はないのである。然し、實を言へば、ドイチェス・ライヒ（獨乙國）がその存立の六十年に近い（一八七一年獨乙帝國統一成る）今日に至つて僅かに初めて統一的な刑罰執行法の法典を編まうとするのであるから、尙ほ多くの可能にしてしかも必要な進歩改善が試みられて然るべきだとは考へられないのではないのである。

然らば、この草案によつて、何が成し遂けられ、何が尙ほ成し遂けられずにゐるか、以下大體について語つて見たい。

（一）法律上の基礎——gesetzliche Grundlage

國家か各箇人の、刑罰を執行せらるゝものにしても。その箇人の權利に干渉するには、近代の法治國に在つては必ずや法律上の基礎かなくてはならないのである。我等の從來の刑罰執行には甚しくこの基礎を欠いてゐるのである。刑法及ひ刑事訴訟法に於ても同樣に尙且此の欠點を免れないのである。一九二三年の各聯邦の同意に成つた刑罰執行法の原則（これは從には立つてゐるのであるが）及び各聯邦の刑務官服務規則（DVO）の中に包含されてゐるものは、行政命令であつて、權利關係を規定したものぢやない。今度の草案では、國家と刑を宣告されたるものとの間に存する法律（權利）關係を廣い法律上の基礎の上に置いてゐるのである。是に於てか、邏法生活への教育感化（第百五十六條、二百三十二條）（Erziehung zu gesetzmässigem Leben）及び累犯の防止（第五十七條）（Vermeidung des Rückfalles）を國家の權利に屬するもの（das dem Recht Eigene）とし、刑罰執行の目的として擧けてゐるのである。草案は、國家の權利を害することなくして、かなり強く受刑者の權利を保證してゐるのである。で、之が爲めに、草案の第百二十四條には、各監房に受刑者の處遇及び彼等の權利義務に關する法規の簡單なる說明を揭示するの規定か設けられてゐる位である。更らに受刑者の身體の健康に關しては、健康は處罰さるべきものではないのだから、草案には次の規定がある。

「受刑者の糧食はその健康及び勞働力を維持するの目的を以て調理せられざるべからず」（„Die Kost muss so beschaffen sein, dass die Gesundheit und die Arbeitskraft der Gefangenen erhalten bleiben.“）——第六十五條

「自由勞働者の生命及び健康を保護する目的を以て設けられたる規定は刑務所の設備についても亦適用せらるゝものとす」（„Die zum Schutze von Leben und Gesundheit freier Arbeiter erlassenen Vorschriften gelten auch für die Einrichtungen der Strafanstalten.“）——第七十五條

「受刑者疾病に罹れる時保健技師の必要と認むる場合には、此の法律の規定の適用を受けざることあるべし」（„Bei kranken Gefangenen kann von den Vorschriften dieses Gesetzes . . . abgewichen werden, wenn der Anstaltsarzes für erforderlich hält.“）——第百〇三條

また、人間の名譽といふことにも、多くの考慮か拂はれてゐて、出來得る限り名譽刑の精神を以て自由刑を緩和せしめんとしてゐるのである。

「法律の許したる場合に限り受刑者をして監外の作業に就かしむるを得」（„mit Arbeiten ausserhalb des Anstaltsbereichs dürfen Gefangene nur beschäftigt werden, wenn das Gesetz es zulässt.“）——第七十六條

特に第五十八條には

「受刑者の名譽心は之を尊重し且つ之を鼓舞すべきものとす」（„Ihr Ehrgefühl ist zu schonen und zu stärken.“）

とある。

この精神からして、自由刑を區別するにも、勞働時間の長短といふか如き自由刑の本質的の要素が貴ばるゝのであつて（第七十八條）、報酬の多少の如き財產刑の要素はこの次に置かれるのである。

作業（Gefangenenarbeit）の章は大體に於て最も法治國的に出來上かつてゐる。受刑者の勞働に對して與へらるものはもはや賞與（Geschenk）ではなく、報酬（賃金）（„eine Arbeitsbelohnung“）であつて（第八十四條）この賃金に對しては一箇の請求權（„Anspruch“）か成立するのである。但し、賃金の額は尙ほ刑務所の所長（Vorsteher）の勝手に定むる處で（第八十四條二項）、必ずしも同じ職業の自由勞働者の賃金のように受刑者の勞働價値

に従つて支拂はるゝのではないのである。

行刑當局は妄りに刑罰執行の寬嚴を手加減することはできないのである(第五十八條二項)。然し乍ら、刑罰執行法其者に基くばかりでなく、此の法律(Gesetz)に基いて發せらるゝ「規則」又は「命令」(„Vorschriten oder Anordnungen“)によつて何等の制限もなく手加減が施される處かないとも限らないのである。何んとなれば、規則とか命令とかいふ法律の委任(Delegation)によつて(之は結局法治的でなくて警察的のものである)、政府は勝手次第に法律で定められた刑罰執行方法を變更することができるからである。とにもかくにも、議會は規則とか命令とかいふものには參與してはゐないのである。

(二) 懲罰 —— Hausstrafe

草案の刑務所内に於ける處罰(懲罰)に關する節では、懲罰と刑罰(Kriminalstrafverfolgung)(第百三十八條二項及び三項)、訓戒(Verwarnung)(同條四項)と條件附執行猶豫(bedingte Strafaussetzung)(第百四十八條二項)との間の區別が巧みに立てられてゐるのが重要な進歩と認められるゝのである。然しながらこの懲罰制に法治國的の態度の欠けてゐるのは悲しむべきである。その欠點の中でも、懲罰を課するに當り——少くも重大な場合に——之が宣告を下すべき裁判所に關する規定のないのは殊に怪訝に堪えないのである。第百四十五條に曰ふ、「懲罰は刑務所長により決定せらるゝものとす」(„Die Hausstrafen werden von dem Vorsteher festgesetzt.“)。此場合、近代の處罰手續と離なすことのできない權利の保證は認められてゐないのである。本來の口頭辯論、判決に對する法律上の手段(控訴)、再審手續等は第百四十六條には規定されてゐないのであつて、單に實際の手續に

二三の不十分な附則が添へられてゐるに過ぎないのである。チエコスロバキヤの刑法草案でこの權利の保證に關して欠くべからざるものとして規定せられてゐる所のものは、將來我國の刑罰執行法にも是非共規定せられなければならないものである。それは外でもない、チエコスロバキヤ刑法草案の第百〇五條以下に規定せられてゐる、廣い管轄權を有つてゐる所の受刑者裁判所(Gefangenengericht)である。之については同國の獨乙系勞働者によつて組織されたる刑罰執行法改正期成同盟會(Deutsche Arbeitsgemeinschaft für die Reform des Strafvollzuges)の盡力が與つて大に力かあつたのである。從來刑務所に於ける懲罰が如何に深く受刑者の權利を侵害するものであつたかを忘れてはならないのである。現在獨乙では、懲罰は重屏禁(?)(„geschärftem Arreste“)にまでも及んでゐるのであつて、單に重大な過失による屏禁(„Arreste“)は云ふに及ばず、別に寢台の剝奪、減食等の懲罰が行はれてゐる(草案第百四十三條以下)。かゝる法治國にあるまじき專制な警察國的な狀態を其まゝにして置くのは、有り得べからざることと自分には思はれるのである。チエコスロバキヤの草案の第九十六條には、

「受刑者裁判所は、刑務所監督委員の長)に發言の機會を與へたる後、非公開の法廷に於て評決により判決を下すものとす。その他については、受刑者裁判所に於ける審理には區裁判所に於ける手續に關する規定を準用するものとす」(„Das Gefangenengericht entscheidet in nichtöffentlicher Sitzung durch Erkenntnis . . . , nachdem es . . . dem Anstaltskommissär (d. i. dem Vorsitzenden des Aufsichtsrates der Anstalt) . . . die Möglichkeit der Aeusserung gewährt hat Im übrigen sind für die Verhandlungen vor dem . . . dem Bezirksgerichten sinngemäss anzuwenden.“)

とある。原告及び被告は區裁判所の判決に對する控訴に關する規定に從ひ非公開にて決定を下す普通裁判所に控訴をなすの權利を與へられてゐるのである(同草案第百〇六條四項)。チエコスロバキヤの草案によると、各懲役監(Zuchthaus)、各禁錮監(Gefängnis)、及び各保安場(Sicherungsanstalt)にそれ〴〵一箇の受刑者裁判所が設

ルるのである。裁判所は主席及び二人の陪席判事より成り、主席判事は司法大臣によつて任命されたる判事（リヒター）である。陪席は三年毎に刑務所の監督委員の意見を徴したる後同しく司法大臣によつて任命さるゝのである。陪席たるものは陪審官たるの資格を有つてゐるものでなければならないのである。主席判事が裁判官としての獨立を保證せられ、二人の素人裁判官を公衆の代表者として陪席に有つてゐるといふことは、甚だ結構なことで、模範とすべき所と思ふのである。受刑者を陪席となすといふことは、予は贊成できないのである。彼等は不慣れな機力を持たせらるるには余りに硬化し過ぎてゐて、人の裁きをするには不適當である。

（三）階級處遇——"Strafvollzug in Stufen"

わか草案の重大な任務の一つは、近來益々廣く獨乙に行はるゝに至つた所謂「階級處遇」（"Strafvollzug in Stufen"——「段階に於ける刑罰執行」）を統一的に規定しようとするにあつたのである。第百五十六條の階級處遇に關する定義は全部承認して差支へないもので、少年裁判所法曹會の指定した委員によつて起草せられた建議案の第二條と一致してゐるのは甚だ喜ばしいことである。階級處遇の條件は懲役一年、禁錮六ケ月、少年に在つては禁錮三ケ月以上である。階級は三級で、進級の期間は施行法で定められるべきである。進級の條件が具備してゐるかどうかは、職權を以て試驗することになつてゐる。（第百五十八條）。改善不能のものは階級處遇から除外せられる（第百六十一條一項、特に第百六十三條二項）。進級は刑務所長の裁斷によつて定まるのである。各級に於ける特權は法律の明文により當然に生ずるのである。

以上は總て同意することができる。然し玆に他の方面から一箇の疑問が挾まれるのである。階級處遇は何人の爲めに通用せらるべきであるか。刑務所のためにか、刑務所のためにはきつとなる。階級處遇は秩序と紀律とを保ち易からしむるのはたしかである。然らば更らに、受刑者の改善にも役立つものであらうか。この點である。この目的が達せらるゝやいなやは、必ずしも疑ひなき能ずである。これは各級の固有の實際的な感化の有無にかかつてゐるのである。この事については草案には言ふ所甚だ少いのである。少年裁判所法曹會の指命した委員の手に成つた草案の第二十八條より四十二條を參照して見るか可い。次に改善不能者を階級處遇から除外するの規定を設けてゐるのは不當だと思ふ。尚ほ最上級には愼重な監督の下に自治が許さるべきであつたのである。同樣にまた最上級だけには條件附き釋放が許さるべきであつたのである。之は重大な意味のあることで、然らざれば受刑者の改善のために重要な刺激は與へられないのである（未完）

Deutsche Juristen-Zeitung, den 15. Mai 1927.

罰と罰

石丸梧平

罰は、絶對的だ。

慾望を出發點とする人間生活としては、罰をつくらずには生きられぬ。——殺生や、他人に對する迷惑や。

隨つて

宗教的な意味では、絶對的に許される、——いや、自然法爾の生活と云はう——

けれども罰は相對的だ。

社會は、或る約束によつて成立して居る。

約束をしなければ社會の秩序は保たれないのだ。

それに背いたものは罰せられる。其社會の住人としてはあまりにあたりまへではないか。

舊い宗教的な救ひを

新しい哲學の救ひに置き換へよ、——人間生活の「反省」こそは、われ〳〵の眞の救ひである。

反省がなければ

彼れ自身も救はれず

社會は更に、救はれない。

罰はあたりまへだ、

輕々と許さるべきではない。

革命後のロシアでは

黨員である或る官吏が

五圓の賄賂を取つたが爲めに銃殺された。

彼等の精神は

正義そのものだ、

正義に燃えない民は亡びる

國は亡びる。

——中外日報——

逃走と自殺とを如何に觀るか

教誨研究所顧問　河野純孝

逃走は刑務所の破壞にして、自殺は永久の逃走である

刑務所として最大嚴重の失態事件は、實に被拘禁者の逃走と自殺に存するのである。更に語を換へて言へば、逃走は社會への死歸であつて、自殺は未來への逃走である。歐洲斯道の先輩は夙に、逃走は監獄の破壞であると言はれたこと、何人も深く感銘すべき至言である。文化の進歩に伴ふて他日拘禁の如き強壓的の制度の改められる時來るやも知れざれども、現代の實情に於ては、主要なる刑罰即ち懲役禁錮の受刑者及び愼重なる審理を要する刑事被告人は、拘禁と云ふ一方法が絶對に必要條件と爲つて居る、刑務所は即ち其拘禁を强行する機關であるから、若し被拘禁者にして、その拘禁より離脫することがあつたならば、その刑務所は粉微塵に打ち毀はされたと同樣である、故に逃走は監獄の破壞であると言はれたのであらふ、刑務所に於ては、この重大な拘禁の任務を分掌する職員を戒護官吏と稱して特に專任の規定に爲つて居る、故に戒護に從事する官吏は晝夜間斷なく逃走の防止に苦心し努力して居る、有休に言へば積極的に受刑者を改善させようと云ふことよりも、消極的に彼等を逃走させないやうにしようとすることが、戒護官吏の頭に常に充ち滿ちて居る責任觀念である、それ故一朝逃走者を生ぜんか、戒護官吏は晝夜血眼に爲つて逃走の搜索に奔走し、寢食を忘れて之れか追跡に勞苦することは、逃

走事件の生じた時に度々見受ける事實である、戒護官吏の責任觀念斯く旺盛なるは固より當然の事なりと雖も、若し建造物に缺陷あつたとすれば用度係も亦その責を負はねばなるまい、若し作業の種類或は作業器具が逃走を容易ならしめたとすれば、作業係の職員亦その責を分たねばならぬ、若し精神に異狀を呈し或は精神に强度の煩悶を生じたるに起因せし所ありたりとすれば、醫務及教務の職員亦之れが責を負はねばなるまい、若し夫れ分掌規程に示された仕事のみを以て能事了れりと考へ居るやうなことでは、行刑事務の統一が保たれて居ると云ふことは出來まい、些末の事故ならば各その分掌者に於て責任を負ふを以て足れりとすべきも、逃走の如き大事件は刑務所總職員が與もに共に其憂を共にし、與もに共に其責を引受くる覺悟がなくてはならぬ、それ余が在職中終始一貫した理想であつた、殊に自殺事件に就ては教化の任に當れる者の甚大の注意を拂ふべき理由の存するを否認することは出來まい、逃走は大体に於て外面的に其身体の監視を周密にすれば、之を防ぎ得べき筈なるも、而も亦內面的なる精神の指導、感情の慰安等に力を盡すべき教化にも待たなければならぬことであるから、前に言ふ所の用度作業醫務の各職員と共に、教務の職員は特にその責任を分擔せねばならぬ事件である、是れ刑務統一の精神より觀る第一の見方である。

逃走者より受くる刑務所の失敗、戒護官吏の迷惑は此の上もないことである

が、之れに反して逃走者たる彼等は、拘禁の苦より逃がれ出た惡運の强い成功者たるの觀があるゆゑ、戒護官の苦慮に同情し、逃走者の惡性を憎惡するは、特に刑務所內の同僚關係の感情ばかりでなく、正義の觀念に立つ社會通念の同じく然らしむる所である。されど逃走者たる彼等が逃走に由つて受ける慘禍は、刑務官吏の罰俸や免職程度の事ではない、實に永久恢復し難き死の道を辿ることゝなるのである、何んとなれば、逃走には必ず

犯罪が付いて廻はる、而もその犯罪は單に逃走罪と云ふ特種の犯罪ばかりでなく、逃走後の身を處する第一着手として着換へせねばならぬ衣類、飢を凌がねばならぬ食物は、是非とも窃盗強盗等重大な犯罪に待たねばならぬことゝなるのである、斯る重大な犯罪の結果として愈彼等は社會生活より葬られることゝなるのであるから、仝は逃走を以て社會への死歸と云ふのである、故に感情を以て之を見れば惡むべきものなるも、理性より之を察すれば亦頗る憐むべきものと言はねばならぬ。逃走者の逃走の擧は偶々同情すべき或る目的を有して出る者も皆無にはあらざるも、普通人の望む所の家族團欒の樂を完ふしやうとか、社會生活の常態に復歸しやうとか云ふことは、逃走の身分として出來得べきことでないから、唯無意味に自由の社會に出て見やうと思ひ、或は輕卒に拘禁の苦を免かれたいと思ひ、或は無謀に妻子や愛人に會つて見やうと思ひ、或は酒色の享樂を恣ひまゝにしやうと思ひ、甚しきは從前よりも更により以上の强暴の犯罪をやつて見やうと云ふが如き、捨て鉢的の氣分、死にもの狂ひの態度となるのであるから、その落ち付く所は死刑無期刑等、生活の價値を全然失ふことゝなるのである、斯の如く前途の成行を豫想すれば所謂飛んで火に入る夏蟲と同樣誠に憐むべき事情の存するを第二に認めねばならぬ。而して之れと同時に、社會良民の逃走者より受ける危害は、單に金品を掠奪されるばかりでなく、生命を危くするやうなことが度々あつた事例を併せて考ふれば、社會一部の人々が特に彼等の爲に受くる危害は、とても刑務官吏の罰俸や免職位の程度ではない、逃走者彼れ自身は自業自得と云へば夫れまでなるも、社會良民の危險爭でか之を看過することが出來やうか。

右の如き第一第二の見方は、思慮深き人に於ては極めて平凡の說のやうに聞ゆるかも知れざれども、從來刑務所内の實情を回顧すれば、逃走事件の責任を單に一部戒護官たる人のみに認めて、他の職員は隔岸の火災視とまでは云はれざるも、稍之れに近き見方をして居る人が尠からざりしやうに思はれる是れ必ずしも其の人々が職務に不忠實不熱心と云ふではなく、唯逃走に對する見方の不徹底に存するのではあるまいかと思ふて、玆に之を論するの必要を認めたのである。

次に、觀察すべきは被拘禁者の自殺事件である

本人の生命を失ふと云ふ大事件であるから、逃走よりも無論重大の度高きことゝ見ねばならぬ、併しその損失が單にその人自身のみに存して、他に危害を及ぼすこともなく、亦當人に對する被告事件も、當人の科せられた刑罰も、當人の死去に由つて、自然消滅となるのであるから、刑務所に於ては逃走事件ほどに騷ぎ立てないのみならず、その職員の責任を問ふ程度に於ても、逃走事件に比すれば著しく輕く認められて居る、是れ戒護上の觀察として固より當然のことには相違なきも、然れども拘禁より離脫すると云ふ意味に於ては、逃走と選ぶ所がないものである、自殺者の拘禁より脫することは破獄逃走と其姿を異にすれども、その精神より觀れは拘禁を破却されたことであるから、拘禁の目的を達し得なくなる點は逃走と同一である、放に余は之を未來への逃走として第一に斯る觀察を下だすのである。

自殺の結果として生ずる所の損害は首として當人の生命を失ふことに存するも、之れと同時に家族の感する悲觀の深刻なることは蓋し傍人の想像の及ばざる所である、又刑事被告人に在つては裁判上の審理を阻害することとなるのであるから、その他へ及ぼす損害も亦重大であることを第二に認めねばならぬ。

生きて逃走する者は

首として身体の監視と物質的の設備とを以て大体に於て之を防止し得べきを以て、敎務の側に於て負ふべき所

の責任は重からざるも、自殺に至つては身体の監視や物質的の設備のみでは防ぎ切れるものではない、是非とも精神方面に於て、教務が第一線に立つて平生に之を防ぐの注意がなくてはならぬ、殊に宗教の眼界から之を觀れば、その死する前に與へねばならぬ信仰の有無が實に大問題である、その必要の點に於ては死刑者教誨と選ぶ所がないのである、死刑者は少數なる特定の者であるから、之れに對する教誨は特に重きを置きて之れに當ることが出來るけれども、自殺は多數の者の內何人より突發するや豫知することが出來ないものであるから、死刑者同樣に教化を及ぼすことは不可能なるも、個性の視察幸に行き屆くことが出來たならば幾分か防止の道を講ずることが出來るものであらう、假令個別的觀察の不徹底なることありとするも、平素一般の教誨に於て信仰を喚起することが出來たならば、所謂第一線に於ける防止の責任を盡すことゝなるのである。

逃走と云ひ自殺と云ふ、その事、因より戒護上の責任に歸すべきもの

として、他の職員が其責任を分擔するの事實なきは、畢竟兩者に對する觀察の仕方如何に由るのである、昔は犯罪の責任を犯人たる個性にのみ歸して居たが、今では環境に其責任を分擔せしめんとするやうになつて來たのは、是れ觀察の仕方が進歩して來たことである、刑務所の重大事件たる逃走及自殺に對する觀察の進展せんことは蓋し現代の要求であらう、この觀察の當否如何に由つて職員全体の責任觀念も亦自然に變化を來たすことゝなるのである。是れ玆に兩者に就ての觀方を問題とした所以である。

（完）

演講上誌



刑務所の經濟觀（下）

法學博士　下村宏氏談

◇生活材料の變移

又物價は何故高くなるかと云ふことを簡單に申しますと、戰爭を重ねる毎に物價は益々騰つて來て、而も物價と自分達の收入の比率は、物價の騰り方の方が激しい、言葉を換へて言へば物價の騰る程收入はそれに附いて殖えない、だから生計費が非常に高くなる、それで如何なる內閣が如何なる政策を行ふて見ても、限り有る日本の國の活動に對して限り無く殖えて行く人間を收容することは困難である、併し是は何も日本ばかりではない、皆樣は新聞紙上で御承知でありませうが、例へば英吉利がさうであります、一番強かるべき、一番都合が好かつた英吉利、何故都合が好かつたかと言へば、英吉利の本國が強くて世界中英吉利の領土に日沒の地無しと云ふ程自分の植民地が世界中に擴つて居て、其處から有らゆる原料を自分の國の船で樂々と持つて來て、それを精製して又賣出すのであるから、英吉利程都合の好かつた國はない、所が丁度先程の日本と支那の御話のやうに、今度は加奈陀であらうが濠洲であらうが、印度であらうが、何處でも、昔のやうに柔和しくして居つて、唯原料だけを本國に差上げて、本國に出來た品物を高く買つて呉れる通りに何時までも居つて呉れゝば宜いが、印度、濠洲、南阿、何處でも段々と自覺めて來て、其土地土地に煙突が立ち、電力が起つて、到る所工業が發達して來ると、元の通り安く原料を本國に送つて、本國から高く精製品を買ふと云ふ狀態ではなくなる、それで英吉利本國で百万、二百万と云ふ失業者が出來て來た、況や日本は吾々の着て居る毛織物の原料は濠洲なり其他の外國から來るし、

綿織物の原料は印度支那から來るし、鐵も支那の太冶から來るし、石油は僅かに出來て居るけれども、たか〳〵今日の貧弱なる狀態では目働車や飛行機などのガソリンを支へることも出來ない。

◇威張れるのは地震

石炭はどうであるかと言へば、亞米利加を例に取つても、合衆國の一億二千万の民衆が、亞米利加の工業が發達して居るから一人平均約一年に五噸使つて居る、此五噸づゝ使つて居る石炭を假に十噸使ふ、詰り今日の倍石炭を使ふまでに亞米利加の産業が發達したとして、今日の亞米利加の石炭は將來何年を支へ得るかと言へば、二千四百年を支へることになつて居る、日本の石炭はどうかと言へば〇・三五、國民の頭割にして一年に使つて居る石炭は亞米利加に比較して遖だしく少ないけれども、之を倍にして錢が將來何年支へるかと言へば、大体先づ八十年位であるから、石炭にしても極めて貧弱である、山國であるから木材が多いかと言へば多いけれども大概は濫伐してどん〳〵裸山にするから、雨が降れば河底は高くなり洪水になる、山の奥の山林はどうかと言へばなかなかまだ林政が發達して居らぬから、却つて亞米利加松を大西洋の向ふから運ぶ方が有利であると云ふので、木材でも二千万圓も輸入しなければならぬ、それで結局日本が此處の國よりも威張れるのは地震位のものである、此地震位で威張つて居る日本が人間だけは殖えて行くけれども、それ程國の活動が增して行かぬと云ふことになると、人が超過するから社會問題が起つて來、それが延いて刑務所にも關係して來なければならぬ。

◇生活と犯罪

此大体の大勢から見て世の中には犯罪と云ふものは何も金がないから起り、或は職がないから犯罪を起すとは限らない、色繊から、或は一時怒りつぽかつたり色々なことで馬鹿騒ぎをしたり、必ずしも經濟關係が主なる原因ではないけれども、大体に於て經濟上の不滿足から來て居ると見て差支ない、多數の就職難、生計難がある場合と然らざる場合とを比較すれば、已むを得ず經濟上の立場が苦しくなればなる程犯罪が殖えるものと見なければならぬ、一方から言へば昔々は明治大正に生れた爲に昔のやうな階級付けられた生活から脫し、進んで自分の教育、技倆と云ふものに依つて職を求め得る、此有難味と云ふものは殆ど昔と比較にならない、もう一歩突込んで言へば吾々は明治大正に生を享けたから斯うして生きて居るので、是が德川時代であつたならば大抵殺されて居る、吾々は父支那でもなく印度でもなく偶然に此日本に生れ而も明治大正の世に生れたと云ふことは、是程有難いことはないけれども、今言ふたやうな經濟狀態になつて居る以上は、是れ益々日本の社會問題と云ふものが面倒臭くなる所以である、それは長時の內閣が良いとか悪いとか云ふ問題ではない、今申したやうな世界の大勢であつて、そこに百万づゝも殖えて行くのであるから此問題は益々緊切になるに相違ない、それで私は人口問題と云ふものを永らく寧ろ專門に研究して居りますので、此問題に付ては色々御話したいことがあるが、此處では私が今申したやうな立場から申します。

◇一害を去る

それは百利を起すよりも一害を去るに如かずと云ふが如き何か支那の言葉があつたやうに思ひますが、要するに世の中に惡人が一人居ると云ふことは善人が百人とも匹敵するとでも言ひませうか、惡人の社會に及ぼす影響、害毒の方が能率が高いと言ふか何と言ひますか、此害毒は善人の及ぼす利益よりも大いのであります、假ほ之を經濟的に言へば、假に諸君が一年或は五年間に十万圓位富を作つて見ないかと言ふて、諸君と御約束したとするならば、諸君の中でさう云ふ方も出來るかも知らぬが、九分九厘まではなか〳〵さうは行かない、人間は何も金を作るばかりが能ではないけれども、假に節約し職に努めて五年に十万圓の金を積めと言つてもなか〳〵積めない、二十年でも積めない、けれども諸君が十万圓の富を無くせよと言へば、實は一日にでも無くすることが出來る、其無くする連中が諸君の御手許の刑務所に入つて居る。

◇日本特有の火災

殊に日本では家屋の構造の悪いことも一つの原因でありますが、外國では殆どないことである、即ち放火と云ふこと、日本では放火犯罪と云ふのが多い、恐らく是は日本の專賣特許でもないが、特有産物であらうと思ふ、子守の女が女將さんを惡いと云ふのや或は丁稚が主人から叱られて口惜しい、斯んなことで月に何回か放火がある、何の爲に火を點けるかと云ふと癪に障つたから火を點ける、さうすると其家一軒で濟めば宜いが少し家が立列んび居て風が吹けばどん〳〵風下に燒けて行く、何も關係がない者が一緒に燒かれてしまふ、又命までも失ふ、皆の

者が面喰つて大騒ぎをしなければならぬ、さうして此損害は實に大きなものである、此放火と云ふものゝ爲に受ける生命なり財産の損害と云ふものは非常な大きなもので、少し日照り續きで風でも強い時になるとそれは丁稚小僧でも子守女でも一時の間に一万や二万は愚か數百万圓の富すらも壞すことはわけがない是は家ばかりではなく日本の國民の思慮の足らぬ爲に、去年あたりでも折々新聞を見ると大阪の或る倉庫會社で爆發をした、或る神戸の石油などを積んである船でも爆發をした、それで其原因は大概さう云ふ爆發物のある附近で煙草を飲む、樺太でも一寸した粗忽から森林を燃やした、而も其森林は何百万になりますか、樺太邊りでは何年經つても大きくならない木材である、内地の製材會社は北海道に移り、北海道がなくなつて樺太に移り、何處も伐つてしまつて西比利に進むと云ふ日本人のことで、先は眞暗な所に進んで行くのであるが、其山林を一寸した粗忽で失くして居る、極めて不用意な極めて思慮の足らぬ極めて馬鹿々々しい原因で、而も失ふ金なり人命なりと云ふものは可なり大きい。

◇無教育と遺傳

是は國民一般の教育なり國民一般のモーラルと云ふものを進めて行かなければならぬのであるが、或る意味から言ふと、隨分費用を出しても危險性を持ち、思慮の淺い者は刑務所の中に閉ぢ籠めて置けばそれだけ社會が利益を蒙る、司法省なり刑務所の御方の中でも調査がありませうが、大体犯罪と云ふものは多くは無教育、それから其多くは遺傳であります、北米合衆國は最初にはあの廣い土地に人が無くて阿弗利加から黑人を金を出して買つて來た時代すらあつたけれども段々國が富んで人が殖え、國内で殖える外に國外から年々百万以上の移民が入つて來る、斯の如くにして亞米利加の國民は一億を越えるやうになつた、此調子で各國からどん〳〵入つて來られてはやり切れない、外に宜い御手本がある、此邊で外から入つて來る者は止めやうではないかと云ふので歐羅巴各國から入つて來る者に對して移住民の數をどん〳〵制限した、今度は入つて來る者に對して健康診斷をやかましくした、同時に現に國内に居る者に對しても、少くとも亞米利加の國民の壽命は七十歳と云ふのが亞米利加の大体の方針である、それには人種改良で國民の健康を良くしなければならぬ、それには癩病であるとか或は三期の梅毒であるとか、アルコール中毒性病であるとか、さう云ふ連中が又子供を拵へると其子供は多くは社會に害を及ぼす者になるから、子供は産ませぬやうにする、是が亞米利加の大体の方針であつて、癲病院とか精神病院とか云ふ所は素より、今度は刑務所でも犯罪の種類に依り今言ふた破廉痴漢、不治の精神病者などに餘程近いやうな重罪犯人などに對しては、政府は強制して子を産まさぬやうにして居る、極めて輕易なる手術を施し、それに依つて子種を絶やすと云ふ方針を執つて居る、能く人種改良と云ふこと、人口の制限、産兒制限と云ふこと、混淆しますが、私の言ふのは人種を改良せよ、見す〳〵非常な惡質の遺傳を受けるやうな子供は親達も産まぬやうにするが宜し、又政府の力に依つても或る病氣、又或る刑務所の囚徒に對しては強制的に施すのがよいと思ふ。

◇殺人辭

人を殺すと云ふことは外國にも少くなつた、それも玆に何十万弗何百万弗の金を運んで行く時に其人を殺して隨分大きな金を取ると云ふ團体があつて、可成り亞米利加邊りでも犯罪は多いけれども日本のやうに泥棒が入つて自分に抵抗した者を殺すのはまだ忍ぶべしでありますか、日本で能く多いのは其處に居る十歳以下、五歳以下の子供であつても殺す、是等の泥棒が其處に入つたのは、別に五六歳の子供を殺さないでも、後で其子供が顔を覺えて居る譯でもないし、警察に馳け付ける譯でもない、罪跡を隱すのに何の爲にもならないのであるが、血迷ふと言ふか、何と言ふか、直ぐに殺す癖がある、人口が段々增して行くから泥棒をする傍ら調節するのであると云ふ譯でもなし何の罪も無い者を殺す、だから日本では三人斬、五人斬と云ふのが通例になつて居る、人口を增したいと言へば五人殺した者が死刑で一人死ぬのであるけれども、さうすると世の中からは五人だけ餘計殺されることになる、どうしても乳兒を殺したりするやうな心持は常識で判斷は仕惡いが、或る意味から言へば精神病の氣持が混つて居るのかも知れぬ、

◇犯罪減少法

兎に角さう云ふ連中が居る爲に何々病院、感化院、刑務所と云ふやうな有らゆる社會的設備を要するのみならず、さう云ふ者を産んだ親の身になつても面白いものでもなければ、遺傳の病氣で生きて居る人間にも面白くない、少くとも國民全体の健康を增して行くと云ふ爲には惡質は除かなければならぬ、それに生れた者を殺すこと

は出來ぬから日に見えぬやうに子種を無くする、斷實者であつて、それが世の中に出ても、學校に入つても落第ばかりする、それ故に少し精神病の系統がある、或は二期梅毒とか云ふやうな系統があるものには生殖りを無くする、刑務所に於ても同じやうな手法で施して行つたらば、少くとも將來に對して犯罪者の數を多少とも減ずることが出來る、吾々の考へる所は、北犯罪人を刑務所に容れて置く爲に國が費す費用は問題ではないが、多數の人が傷けられる、家が燒かれる、山林が燒かれると云ふのを見ると經濟上から見ても容易ならぬことである、是等は折檻にはより切つたことではありませうが、私共が自分の立場としてどうか人種改良と云ふことに依つて少しでも刑務所の繁昌を妨げて行きたい、それが社會の爲に非常に必要なことであると考へるのであります、（完）

《けちな話》

◇親僧　ケチな男、友人の結婚に祝として金一圓を贈つたが、中味は五十錢より入れず、あと五十錢借りとかいた。するとケチな男に小供が生れたので前に祝つて貰つた男、祝に一圓を贈つた中を開いて見れば一文もなし、そして斷りがきに曰く、內五十錢は差引あと五十錢は借り。

◇親爺　ケチな親爺臨終の遺言に「必ず物入りするな、夜のうちに寺へやつてくれ」といつた。しかし集つてゐる親類の人達が「さうもなるまい」といふと、親爺、カツト目をひらいて「そんならもう死なぬ〳〵」

◇親　ケチな親子が川ばたをあるいてゐた、と親の方があやまつて川へ落ちた。息子は引上げようとしたが、あひにく水泳を知らない。遠方にくれてゐると、人がとほり掛つた。その人は一圓くれるなら引揚げてやるといふ、息子は五十錢にまけろと値切る、言ひ爭つてゐるのを河の中できいた親爺「オイ倅、俺は死んでもかまはないから、一圓は出すなよ」

◇老人　吝な老人「ヤイ七介、そのやうに水をくんでは釣瓶がたまらぬではないか、このやうにしてしづかにくむがよい」と井戸へ入つて水をくむ。七介驚いて「隱居さまが井戸へ落ちた早く梯子を」とさはげば、老人井戸の中から「さう騷ぐと錢が入る。錢が入るなら俺はいつ迄もこゝにゐる」

或る看守の手記

これは某刑務所に看守を奉職する方が感を綴られたものです。このやうな體驗記に類するものを得て連載して見たいと思ひます。

（編輯子）

慈愛と溫情

よしだ生

……

所長殿の御訓授に「收容者ニ接スルニハ常ニ慈愛ト溫情トヲ以テ取扱ハルベシ」と云ふのがあります、此の御趣旨は私共受刑者を取扱ふ上に於ては最も大切の事と思ひます。

曾て斯う云ふ話を聞きました、夫の名前を清助と云ひ、妻の名前はお編と云ふ、夫婦の者がありました、其の夫婦の中に姉弟二人の子供があり姉は君子とて今年尋常科三學年で、弟は助一と申して尋常科一年生であります、家貧しくして父の清助は或る事情の下に遂に法を犯すに至つたのであります、其れを告發したのは其の村の受持巡査吉岡英でありました、妻のお編は冷酷にも夫清助が刑務所へ收容されるや、子供二人を見捨て何處へか逃げ去つたのです、子供二人は急に兩親に別れて其の悲しみは一通りではない、それを刑務所の中で知つた清助は、子供を預ける親戚はなく、どうなる事であらうと出後と云ふものは其の子供の上計りを心配して居りました、或る日の事、遂に子供可愛さに破獄逃走して、身体に莫座を卷き附け恐々自分の家に歸り樣子を伺ひ見ると、門口には空家と書いて張り附けてある、子供等はどうしたであらうと今度は何の目當もなくふら〳〵と道を歩いて居ると、思ひ掛けなく一人の子供が「御父さん」と呼止めるのであつた、其れに驚き振り返つて見るに、逃ひたい〳〵と一心に思つて居た姉の君子が學校からの歸りでありました、其時、自分は赤ね人であると云ふ事を忘れて、「助一は」と直に弟を尋れた、「あれは一時間前に歸りましたから內に居るでせう」と君子に導かれて行つて見れば、其內は吉岡巡査の宅であります。

「吉岡巡査は清助が刑務所へ收容されて後は殘された子供二人に同情して自分の內に引受け心配して居たのであります。」

其驚きは一方ならず、內に入り助一を見ると、丁度學校より歸り一人で晝食を食べて居る所であります、「あゝ助一」と莫座

を身体に巻き附けたまゝ抱附いたのであ、助一も「あゝお父さん」と抱附き、二人の子供は破獄逃走して歸つて來たのとは夢にも知らず、「よう無事で早く歸つて下さいました」と其喜びは一方ではない、「嘸御腹が空たでありませう」と子供心に姉の君子が茶碗に御飯を入れて差出すと、弟助一は「御父さん此御飯は內のではない吉岡のだん樣のよ」と云ふこの時清助は噫々自分が惡かつた、あれから云ふものは、吉岡巡査を非常に恨んで居たが誠に濟まなかつた、と二日も食はぬ空腹に御飯が咽喉を越さない。其所へ吉岡巡査が歸つて門口から其樣子を見るとこの有樣、今にも逮捕せうと思ふけれ共、せめて空腹を滿す迄と猶豫して中に入ると、清助は其場を逃げ樣ともせず、身に卷き附けて居た莫座を脫捨て、巡査の前に兩手をつき、「私が重々惡う御座いました決して逃げは致しませぬ、貴方の繩に掛りまして刑務所へ行きます」と云ふ

と子供等は父の姿を見て大いに驚き、赤い著物に標には番號、二人は父親の膝に縋り、聲を立てゝ泣き出した「御父樣はまだ自由の身になつて歸つて吳れたのではなかつたのか、なぜ其樣の事をして吳れたの、早く此れから刑務所へ行つて務めて下さい」と子が親に別れを、せき立てる其のいじらしい有樣。これには何人でも泣かずには居られないでせうと、私は非常に感ずる處がありました、敎誨師殿に話して敎誨の時一寸一口でも話して貰いましたら收容者の少しは爲めになりはすまいかとも思ひました。日蓮上人の和歌に、

心からよこしまに降る雨はあらじ

風こそ夜半の窓はうつらめ

と云ふのがあります、此和歌を衆議院議員の永井柳太郎樣は太陽の如く熱烈なれと云ふ題で次の如く說いて居られますが、私は全く其通りであると思ひます、人の心は眞である如何なる人も心から邪まではない、若し邪なる事があれば、其れは心でなくて何か心を誘ふものがあつた爲めであると云ふ、意味であつて、此和歌通り吾等の心は其本來の姿に於ては、宇宙の心それ自身である、吾等は別々の個性を以て生れたのであるけれ共、其心は宇宙の心に連らなつて居て、吾等の生命は凡て宇宙の大生命から出でて居る、其大生命に立歸り赤子天眞の心を以て生くる事が、卽ち吾等の復活であり、又更生である、耶蘇が如何なる罪人と雖も、幼兒の心に歸する時は、倘神の子たるべしと說いたのも、蓋し此意味であらうと思はれます。

○……○

六月下旬であつた、下ノ關市日和山に恐しい强盜殺人事件がありました、此の犯人は昨年五月△△刑務所を出た計の津守爲一であつたと云ふ事を新聞で知りました、此人は私は能く知つて居ます、此の事件に付きまして、△△所長殿は某新聞記者に對し斯う話されたと、其後の新聞記事で見ました、彼は入所中は最も眞面目で作業にも勉勵し、特別精勵賞を二度までも渡し模範囚で釋放の際は「今後社會に出た曉はきつと再生の人となり辛抱致します」と云つた彼が斯かる罪を犯すと云ふ事情を聞いて見ますれば、未だ社會の保護事業に行屆かない處があつたのではあるまいかと、私の彼を能く知つて居ると云ふのは、私が第二工場の擔當でありまして、彼はこの第二工場に居りましたから彼を子の樣にして能く心配して使つて居りますと、彼も私を親の樣に思ふて眞面目に務めて居りました、其の後に釋放後の生業として鍛治工へ轉業を願ふて鍛治工から釋放になつたのであります、彼れが釋放日の朝、私が出勤しますと、丁度彼け着物を着換へて控所の前に居ました、其時私に「愈々今日を以て釋放して戴きます貴方に逢つて一度御禮を申さねばと思つて居りましたがよき所で御逢ひしました、永々と御世話になりました貴方も充分御身体を大切にして下さい又皆の者へも宜敷く御願ひします、私は此れから直ちに歸つて生れ變りた樣に辛抱する覺悟でありますから御安心下さい、此れで御別れします」と男ながらに涙を流して別れの言葉を交して吳れました、其時の涙は全く男の血涙であつたと思はれます、私も共に涙が出たのであります、其樣に改心して出た彼があの恐しい犯罪を犯したのは全く先に申しました樣な日蓮上人の和歌の通りではありますまいか、所長殿が社會保護の足りないのではあるまいかと云はれて居るのも全く其通りと思ひます、さうすれば現に收容されて居る收容者に對しても大いに同情すべきところがあります、若し吉岡さんの如き見上た御方が無かつたら如何でせうか、清助としても愈々自暴自棄に落いり又も、どんな恐しい犯罪を重ねんにも限りませんでしたでせう、吉岡巡査の太陽の如き熱情に彼も感激して赤子に歸したのでありませう。

○……○

私は此の世に絕對の惡人があるとは考へません、世の中に救はれざる靈魂はありますまい、人の道に觸れて感激せない心はない、世間には往々彼は冷酷の奴だのとか、生れ變りた樣に辛抱する覺悟でありますから御安心下さい、此れで御別れします」と男ながらに涙を流して別れの言葉を交して吳れました、其時の涙は全く男の血涙であつたと思はれます、私も共に涙が出たのであります、其樣に改心して出た彼があの恐ろしい犯罪を犯したのは全く先に申しました處があつたのではあるまいかと、私の彼を能く知つて居ると云ふのは、私が第二工場の擔當でありまして、彼はこの第二工場に居りましたから彼を子の樣にして能く心配して使つて居りますと、彼も私を親の樣に思ふて眞面目に務めて居りました、其の後に釋放後の生業として鍛治工へ轉業を願ふて鍛治工から釋放になつたのであります、彼れが釋放日の朝、私が出勤しますと、丁度彼け着物を着換へて控所の前に居ました、其時私に「愈々今日を以て釋放して戴きます貴方に逢つて一度御禮を申さねばと思つて居りましたがよき所で御逢ひしました、永々と御世話になりました貴方も充分御身体を大切にして下さい又皆の者へも宜敷く御願ひします、私は此れから直ちに歸つて生れ變りた樣に辛抱する覺悟でありますから御安心下さい、此れで御別れします」と男ながらに涙を流して別れの言葉を交して吳れました、其時の涙は全く男の血涙であつたと思はれます、私も共に涙が出たのであります、其樣に改心して出た彼があの恐

刑政第40巻第11号
矯正図書館



大観小観

日本語萬歳論

三浦環が一シーズンにどれだけの契約があるかはしらぬ。何でも一時は、ニューヨークの興行師にはドル箱であつた彼女の聲名はたしかに世界的であつた。が日本に歸つて來て帝劇でやつた、その評判の「マダム、バッターフライ」も僕らには正直なところレコードのあのまづい『眠れ眠れ』のシューベルトの子守唄と大差はないほど下らないものである。これは要するに外人の殊に珍らしがりやのヤンキーの好奇心に投じたためであらう。

そこへゆくと、今世界的にほんとうに聲名を博してゐる「我等のテナー藤原義江」は環女史と同じやうに興行的手腕もあるのではあらうが、しかしこれは、日本人であることを堂々と打出し、歌ふ歌も日本語で日本の民謡を唄ふところに價値を見出されたのである。彼は云つてゐる。

「日本人が我樂の樽無臺である歐米の樂境へ飛び出て、華々しい人氣に翻弄するにはどうしても日本獨特の民謡を日本語で唄ふに限る。明快な流暢な純粹の日本語で唄ふのである。ガリクルチやマツコーマックやスキパがどんなに上手だからと云つてもこれらの人々に日本語の民謡を唄はせたのでは到底日本人にはおよばないのだ」流石に彼は日本人に自覺してゐるのはしやくにさわるものだ。

この頃の聲樂家が、碌な發音で外國の歌を外國語でどんなにうまく唄つても到底彼等の素人にさへ及びはしない。だと云つてこの外國の歌を邦語訳詞で唄つても、臺が外國のものなんだ、それに發聲法が外國のものであるから、事實邦語で唄つてゐて、何のことかチットもわからない、もう無暗に外國語を有難がつたり、閉口したりする時代は過ぎた、それと同じやうなことで、今映畫の方で世界的聲名を博してゐる上山草人は、一流の大宴會にも招待をうけるほどの身分になつてゐるさうだが、彼はさうした時に途中で群衆の喝采に會ふと、立ち上つて、堂々と日本語で「みなさま、御ひいきに願ひまして有難う存します。」と挨拶する、宴會場でも人々に「今晩は」「今晩は」とやつてゐる、で向ふも碌に知らない日本語で「キモノあります」とか何とか今流行のハオリコートか何んかを見せつける段取りとなる、まことに愉快である。日本は英國の植民地でないとは自分はいつも云ふことだが、事實到る所に御親切に英語が併書してあるのはしやくにさわるものだ。

妻から夫へ慰籍料請求

この十一日に大阪地方裁判所民事部へ大阪市此花區に住む秀子と云ふ妻女が、その夫に對し離婚を請求すると共に、情婦に對して二千五百圓の慰籍料の請求訴訟を提出した事件がある。

これまでは男が結婚履行をなさないやうな場合に女から貞操蹂躙の慰籍料請求と云ふやうな事件があつたが、これは父妻から夫に對しての訴訟なので、一寸珍しい、と云ふのは、從來日本の法律では妻に對しては貞操の義務を規定して居るが夫に對しては何等これがなかつた。すなはち民法には「妻ハ夫ト同居ル義務ヲオフ」と規定し、この同居義務の中に貞操義務を含つてゐたのである。從つて夫に對しても、姦通なる行動をなし共同生活の平和安全を侵害するものといはざる可からず、婦は夫に對し貞操を守る義務あるは勿論、夫もまた婦に對し上の義務を有せざる可からず」と云ふ決定を見、よつて妻は夫の情婦に對し自己が夫に對して有せる貞操權を侵害したるものとして損害賠償の求權あることを認めた。これで一夫一婦制の安全幸福を保證することになつた。



今の法律の上に大阪の訴訟事件は即ちこの新判例の結果あらはれたもので、たしかに新事實として注目に價するものである。

門札を出せ

東京府地方課の計畫で、十一月十日から三日間、鐵道、市、警視廳合同で、「門札を出せ」と五百萬府民に大宣傳をするのださうだ。門札を出せにそんな大さわぎをしなくてもよささうなものだと思ふが、そこが係になつて見ると大さわぎをしても宣傳をする必要があるものらしい。

旨い話が、廣い東京で、私は「東京の西久保でナ」と云つてもわかり、「東京市西久保弘道殿」として郵便が届くのは市長だけだ。それによく「前川家」とか何とか、家らしい家は俺の家だと云はぬばかりに家と云ふ字をつけて、それで通じるつもりの手合があるが、全く笑はせる。

これは實感であるが、筆者の同町でしかも同番地に同名が三軒もある、そこで自分は特にわかるやうに郵便局にも通知し、又郵便受に同居人の名札を張つたりして配達の便にしてゐる。ところがよく違つた手紙が郵便受に入つてゐる。とその都度回送しなければならぬ、それが余り始終であるので、調べて見ると、何々番地何女と女名前のは妻君であつたり同居人であつたりした。又間借をしてゐながら何々方としない結果とわかり、腹立しい思ひも手傳つて附箋して、同居人はたとひ表札を出してゐても



なんともない、殊に妻君や娘やなんかなら戸主で門札主である夫なり父なりの方とか内とかするのがあたり前だ。別に婦權を侵害させるともない、否そんな公德心のない奴は婦人參政權など呼ぶなどはもつての外である。

それと門札を骨董扱にして、雨露にさらされ、尠なほ讀み難き門札を揭げて平氣でゐる中これは大きな邸宅を持つてゐる連中に多い、大方この土地で俺を知らない者があるかと云ふ量見だらうが、怪しからぬ量見である。又本來なら門札など出す必要もないとひどいのになると出さないでゐる連中がある。これもお灸をすえる必要がある。承知の上の橫着ぶりだからその責は重い。東京なら夜店で二十錢も出せば字まで書いて吳れる便利もある。「何某こゝにあり」と大威張で門札を出せ、妙なうぬぼれで誰でも知つてゐると思ふやうな、橫着な奴はこれからの世の中には通用せぬ。(二、一〇、一五)

想の秋

◇



銀座のショーキンドウに箕浦翁が無罪の判決をうけて歸京したのを出迎へた人々が大手を上げて萬歳を叫んでゐる寫眞が出てゐた。外にいろ〳〵のフオトニュースと共に。

「なにが萬歳なことあるものか」と僕は吐き出すやうに獨語した。「無罪の判決はなるほど、法律上の罪を構成しないことを證明したかも知れぬが、それは移轉が實現すると信じてゐたから引受けたので、決して詐欺ではないと云ふことだけは許されても、それは末のことだ。遊廓の移轉を骨折つてやつて金を貰つたと云ふ根本がそもそも大びらに人前で云へることではない、まじめな人間として恥辱この上ないことではないか。

殊に第一審の無罪判決で檢事は直に控訴してゐる時でもあり、否判決の如何に構はらず普通の場合の「青天白日」とは譯が違ふ。萬歳などとは以ての外である。

今日のやうな道義的觀念の稀薄な時代では、法律に觸れさへしなければ、それでよい、大手をふつて歩ける—と云ふことを許してゐるのが間違つてゐる。

『犯罪の撲滅』を叫ぶものはかくの如き風潮になづんで、法律の上に標準をおいてゐたのでは徹底したものではない。

箕浦翁の如きは、政黨者流の中でも人格者と呼ばれ淸廉潔白と稱せられてゐた人だけに、あの寫眞を見、あの記事を見た時には、實際云ふ可からざる不愉快さを覺えた。

◇

支那の語に「君子の過や日月の食の如し、過や人皆之を見る、更むるや人皆之を仰ぐ」と云ふことがある。

翁が君子であるかどうかそれは世の人の判斷にまかすとして、日月の食の如きものなりと斷定するには、罪を犯した者が君子でなければならない、若し罪を犯して恥づることなく、寧ろ法を免かるゝを得たりとして恬然たるあらば、其人、人たるの價値なく匹夫否野獸に均しきものである。罪に問はるゝほどでなくても、過をなして身を慙ぢ心に悔

ひ、恭謙己を責めて、たゞたゞ頭を垂れて歩むほどのものならばこそ、彼は君子であり、随て日月の食の如しと云ふを得べく、更めて後には人皆仰ぐに至るのである。翁の過には世の同情雨とふれるに、一度無罪の聲を聞きて、之を喜び周圍の者又萬歳を以て迎ふるなど、斷じて許すべきに非ず。

◇

こんどの全國刑務所長會同の際の司法大臣の訓示を謂むに、「刑務作業の目的は勤勉の良習を養ふと同時に彼等に釋放後の職業の基礎を、授け累犯に陷る素因を除くにある、即ち釋放後激烈なる競爭場裡に生活し得る勞働能力を涵養させるにある。」と云ふやうな意味のことがあつた。

これは新めて云ふべきほどのことではないが、しかしまた一番大事なことで、これはどんなに時代がかはつても刑務所の仕事はこれより外にはない筈である。

しかし、まだまだ、刑務所は人間を馬鹿にする、即ち長い刑期をつとめてゐる間に、遂に社會の進運に後れ、神經が鈍くなつて競爭社會に伍してゆけなくしてしまふと云ふ非難をするものがある。之はあながち過言でもなささうだ。氣をつけぬと、刑務所タイプが身も心もにくい人つて廢人になつてしまふ。それでは訓示の趣旨は行はれない。

社會は犯罪の代償として彼を社會から隔離したけれども、その隔離は彼を廢人とせしめるだけの強さはない筈である。つまり犬にのばきするやうなものでよりも吐き出しても、後にはまた我身に戻つて來るやうでは國家社會はある意味に於て自繩自縛することになる譯である。

◇

昨今の新聞を見ると、英國では女子の參政權を擴張せよと云ふ叫が出て大分新聞面を賑はしてゐる樣子である。すたはち女天下の實現なんだ。

女子が男子の世界へ食入つてゐるとは事實で、學問のにも大學でも共學を許し女博士が出來る世の中であるが、どうやら女子の辯護士も出現しさうである。フランスではこの女辯護士の問題では法廷に於ける實際問題として、そこは女だけに粧ひを凝し、不思議な魅力で、辯論をなす時には或は法廷の神聖を害し、裁判官の心證に範圍外の紫外線でも作用させてはと、それが問題になつてゐるさうである。

成程落語の女巡査の話みたいに、或點には利あつても又害もあるかも知れぬ。それより一番問題になるのは何分にも人氣の有のは男よりも女であるから男の辯護士よりも女の辯護士の方がはやつて、男辯護士の門前には雀羅がはるやうではと、こゝもと男女の生存競爭繩張り爭ひの一幕が演ぜられるかも知れぬ。（虚生）

血湧き肉躍る

全國刑務所武道大會

帝都の中心區立第一中學校に於て

優勝す劍道は第一區柔道は第四區

十月十六日、東京府立第一中學校演武場に於て第二回全國刑務所武道大會が開かれた、本年は帝都の中心に會場を得られたことはこの大會を盛ならしめる上に甚大の好果あつたことを疑はぬ、この朝秋雨細く濺ぎ風は膚に冷やかく集合は多少遲れることを豫想せしめたが、流石に代表選手丈あつて定刻迄に一名の違參者をも出さなかつたことは本日、誇りとすべき最初のものである。

午前九時一同會場に入ると、岡部理事は

開會を

宣した。

これより武道大會を開きます。各區で開くこと三回、全國刑務所の優勝試合はこれで第二回であります。

最初に幾想した通り着々とこの大會が行はれ、漸次目的とする處に向ひつゝあることを見て多大の喜びを感ずるものであります。演技の最初に當り簡單に希望を申述べて置きたい、この大會は武道大會の精神を發揚して……のあらゆるこの種の會の模範となる迄に達成せしめることが目的である。これを精しく說く必要もなければ又、それも認めぬのであるが要するに、所謂武道精神を忘れないことと之れに諸君等の有する刑務所精神とも云ふべきものを加味して、より以上立派なる武道精神を發揮するに努められんことを希ふのであります、又各君は各區を代表する者であり、こゝに集つては全國刑務官を代表する者であるからこの念を去らず、然して勝を一向に好まず、精神の練磨にあることを心に留てこの演技を行つて貰ひたいのであります。

次で

優勝旗返還式

を行ふ、劍道は第一區、柔道は第五區から、優勝旗を返還し、之れを會長席後の壇上に飾つた、尚ほ本年は原司法大臣から優勝杯の寄贈があつたのでこれも併せ据えられ燦然としてあたりを輝いて居た。それから

劍道選手一同

が整列すると高野總裁は一同に向ひ

今回第二回の武道大會に當り劍道部を不肖乍ら審判するの榮任を負ふたに就ては もとより公明正大に審判し皆さんに御滿足を與へたいと思ふ。何卒皆さんも平常鍛練せられた處を十分に發揮して戰はれたい、近時體育奬勵上各種の運動が行はれるやうになつたのは誠に好い事であるが何れも勝負を爭ふ一事にある、獨り武道は勝負を爭ふけれども、精神訓練を主とし、勝負は末葉である、それで皆さんも心身の鍛練をする心得で正々堂々と行ひ、卑怯の振舞なきやう平常鍛練せる處を正道に使ひ、未熟不鍛練の技を以て勝を得やうとせず、よろしく試合は立派に武士的態度を失はぬやう希望して置きます、之れ丈を豫め申上げて演技を拜見することに致します。

出場選手は左の通りで、本年の審判員は範士高野佐三郎氏、四段前田勝郎氏であつた。

第一區

三段　看部　佐々木　久山形
三段　看守　鳶田義一札幌
二段　看部　伊藤嘉三郎山形
二段　看守　佐藤傳北海少
二段　看守　森義雄札幌
初段　看守　牧野謙藏同

第二區

三段　看部　高橋克巳千葉
二段　看守　吉田忠次水戸
二段　看守　藤咲利衞門同
三段　看守　吉野幸助豐多摩
三段　看守　保谷鐵四郎同
三段　看部　岩崎權五郎同

第三區

初段　看部　大桃喜代太新潟
初段　看長　金杉濟三重
初段　看守　下井英之輔同
初段　看守　小堀松之助同
二段　看守　服部貞藏名古屋
三段　看部　近藤與三吉同

第四區

初段　看守　中田實岡山
初段　看守　時岡芊同
初段　看部　立岡品一同
初段　看長　伊藤十三郎大阪
初段　看守　海老原爲治同
初段　看長　市原福馬德島

第五區

二段　看守　中島一義三池
初段　看部　岡榮次郎久留米
初段　看守　岩橋鶴吉同
初段　看守　渡邊綱雄三池
初段　看守　志方信夫長崎
初段　看守　北島作平同

一先づ一同退場し、これより抽籤による順に從ひ豫選に入つた。

◇第一回戰

（□印は大將、△印は副將を示す、以下これに倣ふ）

東第三區　西第四區

○大　桃□　○中　田□
○○岩　橋△　○○時　岡△
○渡　邊　○立　岡
○○志　方　○○伊　藤
北　島　○○海老原
六點　○○近　藤
得點　七點　市　原
得點　十點

◇第二回戰

東第五區　西第一區

中　島□　○○佐々木□
○○岩　橋△　○鳶　田△
○○渡　邊　伊　藤
○○岡　○佐　藤
志　方　○○森
北　島　○○牧　野
得點　六點　得點　八點

◇第三回戰

東第二區　西第四區

○○高　橋□　○中　田□
吉　田△　○○時　岡△
○○藤　咲　立　岡
○吉　野　○○伊　藤
保　谷　○○海老原
○○岩　崎　市　原
得點　七點　得點　七點

◇第四回戰

東第三區　西第五區

◇第五回戰

東第一區　西第四區

○○佐々木□　市　原□
森　△　○時　岡△
○伊　藤　立　岡
○○佐　藤　○○伊　藤
○○鳶　田　海老原
○○牧　野　○中　田
得點　九點　得點　十點　四點

以上で豫選を終つたのでその成績を調べると

十七點　第四區
十五點　第五區
十二點　第一區
十五點　第二區
十七點　第三區

第四區は策戰負の体で四人目の勝負がつくと大勢はきまつた。白井札幌所長の緊張せる顏面は次第と微笑にかはつて來た。さうして遂に本年も第一區の優勝する處となつた。

決勝戰

東第一區　西第四區

○○佐々木□　市　原□
○○鳶　田△　○時　岡△
○○伊　藤　立　岡
佐　藤　○○伊　藤
○○森　海老原
○○牧　野　○中　田
得點　十點　得點　四點

第四區は策戰負の体で四人目の勝負がつくと大勢はきまつた。白井札幌所長の緊張せる顏面は次第と微笑にかはつて來た。さうして遂に本年も第一區の優勝する處となつた。

剣道個人決勝

の選手は、審判員の手により十一名が選ばれ、その得點は

時岡（岡山）1　岩橋久留米）7
○佐藤北海少2　○大桃（新　潟）8
○高橋（十　葉）3　○○○藤咲（水　戸）9
○中田（岡　山）4　金杉（三　重）10
○中島（三　池）5　佐々木（山形）11
○○近藤名古屋）6

となり一等藤咲氏、二等近藤氏となつたが、三等に當るべき得點が五人なのでこの五人の決勝を行ふと、

○佐　藤　○○中　島
高　橋　大　桃
○中　田

となり中島氏が三等に決した。

これで劍道部は終り。

高野範士から講評

があつた。

昨年拜見のときと本日とを比べると非常の上達を見たことを喜ぶものであります。總ての點に於て賤しい態度なく、立派な試合であつたことは結構である。今後の參考までにそれも一般的に申上げると、誰しも甲乙なく元氣に滿ち、十分氣合のかゝつて居たことは結構であつたが、この中でも遺憾乍ら敗をとつた者は、何れかの點に缺ぐる處があつたのである。例へば攻勢のみを採つたとか、防禦にばかり力を致したとか全體に於て缺けて居たものであります。劍道では攻勢、防禦は一つのものと考へておかねばならぬ。攻めるときには守る用意がなくてはならぬ。之れを考へて居なくては、よい技を仕盡せず敗を招くもので、攻める一方では勝てない。全體が作れて居ることが肝心である。又精力が足りないと敗れる、即ち心氣力一致を必要とする。氣の生れたときに活動すると打てるもので、岩と思へば立たない矢も虎と思へば刺される例である。打つのは一に氣合である。打つことに注意せねばならぬ。尚ほ打つ一點にのみ目を注ぐ者があるが、之れは敵に覺られるから駄目である。全體が整つて居れば何時でも敵を打ち得るもので、目を注いでから打つては遲い。常に敵の頭上から足の爪先迄見て居れば何時でも敵の隙は分るものである。今一つ注意すべきは四方四病とされて居る恐れ、驚き、疑ひ、惑ひの四つであつてこの心を去り乃ち迷を脫却せねばならぬ、大切の命すら捨てゝかゝる處に大に意味が存するのである、以上の諸點を考へて今一工夫を積まれるならば益上達すると思ひます。何事と雖も心掛け悪しければ何の効もないものであるが、特に武道は他の遊戯と異り精神訓練を主とした武士の爭ひであるを忘れてはならぬものであります。

次に劍道の形でありますが、師範により區々であつたものを二三の者が研究して作上げたものが帝國劍道の形であるこれを分解して說明しやう、その前に姿勢のことであるが正しい技を練るには姿勢が第一番でこの姿勢を保つことが難かしい、皆さんの今立つて居るのが正しい姿勢である、これを自然に遣ひ得ればよいのであるが、これが崩れ易い、少しも無理のない姿勢を自由自在に使ひ得るやうになれば結構である。それと呼吸であるが三つの息即ち吸ふ息、これを下腹に入れ、それから胸に入れる、胸式、腹式、逆式この逆式でゆうなければ切れないのであります。第三には構えのことである、劍道では構えなしといふことがあるがこれは有形の構えを會得して後の無形の構えを云ふもので決して始めから構えなしと云ふのではない。柳生宗生はこの構えに上形（上中下陰陽八相）の形を作つた。帝國劍道も之れに則つて定めた、この中でも中段即ち正眼の構えは基將棋に於ける定石に比すべきもので、これは是非會得して居なければならぬ。これさへ滿足に出來ない者が上達する筈はないである。

と構え方を說き、それより眞劍をとり、高野範士の仕太刀、前田四段の打太刀で以て帝國劍道の形を遣ひ之れに一々詳細なる說明を添へ、大に稗益する所があつた。時に午後一時四十分、一時休憩し晝食をとつた。

午後二時二十分再開し

柔道部

に移つた。先づ選手を集め三船範士から

本年は第二回目の爭覇戰である。この種の大會は各方面各所の融和、協調を圖り又智識の交換ともなり結構な催しである。この勝負の上には人格を表現するものであるから正々堂々と雌雄を決しなければならぬ。而て是迄修得した技術を十分に發揮して戰はれたい。審判は講道館審判規定により、尚ほ技有りを採ることにする。又これは有段者無段者により用意はあるのであるが、本日の選手は有段者が多數を占めて居るから一般に逆手を許すことに致します。

と注意して、順序により豫選に入る。出場選手は左の通りで、審判員は範士三船久藏氏、五段星崎治名氏であつた。

第一區

二段　看守　照井　松（秋田）
二段　看守　佐藤七藏（同）
初段　看部　高橋清治（同）
二段　看部　大橋兵五郎（網走）
一級　看守　四栗雄助（同）
四級　看守　三島長作（北海少年）

第二區

二段　看守　土屋德藏（千葉）
二段　看守　稻垣泰助（同）
二段　看守　長谷金之助（同）
初段　看守　石山文作（小菅）
二段　看守　畑山泰治（同）
三段　看守　佐々木友治（横濱）

第三區

初段　看守　笠井金次郎（金澤）
一級　看部　目片亮一（滋賀）
一級　看守　大西仁七（同）
一級　看守　加藤廣一（名古屋）
二段　看守　平松義兵衞（同）
二段　看守　鈴木彌之助（同）

第四區

三段　看守　犬飼寅之丞（岡山）
初段　看守　小林藤十郎（同）
二段　看守　井上八十雄（同）
二段　看守　上村儀治（神戸）
初段　看守　山中菊道（同）
一級　看守　久波秀一（廣島）

第五區

三段　看守　田中末吉（福岡）
三段　看部　納身五郎（熊本）
二段　看守　川渕鐵一（同）
二段　看守　山田一郎（三池）
初段　看守　矢ケ部九八（同）
一級　看守　山口巳之吉（同）

◇第一回戰

（□印は大將、△印は副將以下之れに倣ふ）

東第一區　西第二區

○照井□　佐々木□
×佐藤△　×稻垣△
×高橋　×長
○大橋　石山
四栗　○畑山
三島　○土屋

得點　二一　二點

矯正図書館

◇第二回戰

東第五區　西第四區

○田中□　久波□
納身△　×小林
川涙　×上村△
×山口　○井上
山田　×山中
○矢ヶ部　○犬飼
×山口　×小林

得點　一點　三點

◇第三回戰

東第三區　西第二區

鈴木□　○佐々木□
×平松△　×稻垣△
大西　○長
×笠井　×石山
目片　○畑山
○加藤　土屋

得點　一點　三點

◇第四回戰

東第一區　西第五區

大橋□　○田中□
○照井△　納身△
佐藤　○川涙
高橋　○山田
四栗　○矢ヶ部
三島　○山口

得點　一點　五點

◇第五回戰

東第四區　西第三區

○犬飼□　鈴木□
×上村△　×平松△
×山中　大西
久波　×笠井
○井上　目片
×小林　○加藤

得點　二點　一點

これで各區の成績を見ると、

三點　第一區　五點　第二區
一點　第三區　五點　第四區
六點　第五區

となり第五區に次ぐ、第二區、第四區は同點であるから第二區對第四區の準決勝を行ふことになつた。抽籤で東西は分けられ、兩區は策戰を廻らした。

東第二區　西第四區

石山□　○山中□
×土屋△　×久波△
○稻垣　上村
佐々木　○犬飼
長　○井上
○畑山　小林

副將の試合となるとこれは二段對一級の段違ひの取組である。然るに勝敗はこの一擧にある。大事をとつた久波氏は遂に引分けとなつた。それで大將の勝負が天下分け目の戰ひと成り、初段同士實に龍攘虎搏の技を奮ひ見る者をして手に汗を握らせたが、遂に僅の際を見出した山中氏は見事に勝を制し場内は破れんばかりの拍手を浴せた。よつて

決勝戰は

第五區對第四區となつたのであるが、試合方法に於て前回と同一組合せとなり既に勝負の定まれる場合は前回の勝負を以つて決勝に代へるといふことが定められてあつたから、第五區對第四區は第二回戰に一對三で第五區は負けて居る爲め、優勝は第四區と定まり、係員より之れを宣告した。此の時勝誇れる第五區選手はこれを不當の採決であるとし一時議論沸騰したけれども、第五區の說は解釋上に錯誤のあつたことを了解し、無事に納つた。

柔道　個人決勝は

是亦審判員の選拔に任せ左の八名を以て決することゝなつた。（組合せ抽籤による）

（第一回）

東　西

照井（秋田）1　○井上（岡山）2
○田中（福岡）3　加藤（名古屋）4
矢ヶ部（三重）5　○畑山（小菅）6
小林（岡山）7　○犬飼（岡山）8

（第二回）

東　西

畑山　○犬飼
○田中　井上

（第三回）

○田中　犬飼

これによつて一等田中氏、二等犬飼氏となり、三等は畑山氏對井上氏の決勝により井上氏となつた。

これにて全部の演技を終つたのであるが、時既に個人決勝にかゝると日暮れて蠟燭の光りに依て行つた次第であつたから三船範士の講評並柔道形は遺憾乍ら省いて直に

優勝旗並賞品授與式

を擧げることにした。

優勝旗並大臣杯は

劍道　第一區
柔道　第四區

に授與し、個人優勝賞品は

劍道　一等　水戸　藤咲利衞門
　　二等　名古屋　近藤與三吉
　　三等　三池　中島一義
柔道　一等　福岡　田中末吉
　　二等　岡山　犬飼寅之丞
　　三等　同　井上八十雄

諸氏に授與、尙ほ優勝メタルを優勝區選手に交付した。次で

松井會長は挨拶

を述べた。

第二回全國刑務官武道大會も無事終了を告げましたが、審判員各位には御多忙の中を特に本會の爲に後援され、且つ高野先生は懇切なる講評幷劍道の形迄を示されたことは篤く御禮申上ます。又來賓各位には雨中秋冷のところをかく多數參列されたことは感謝に堪へぬ次第であります。さてこの大會の日割とか目的は諸君には御承知のことであるが、これ武道精神を涵養し、心身の鍛練を成すにあるので、先刻高野先生の講評中にも無我であること、先入主かあつてはならぬと云はれた通り何事をするにもこれは亦同じことであらうと思ひます。試合の有樣を見た處、勝負を眼中におかず武道精神に隨つて行はれたのは喜ばしいことで講評にも昨年よりはよいと承つた。この點か本會が此の會を催す趣旨であり、この催しは或る目的を達成する手段に過ぎないのである。目的は優勝にあらずして武道の思想を涵養する點に存するのであるから克く此趣旨を体して益目的に向つて近づかんことを希望するのであります。それから本年は特に大臣からしてカップを賜つた。これ亦私の云はんとする處と趣旨を同じくしてのことと思はれるのでありますから此意を銘して置て貰いたい。このカップは一般の例に倣ひ本年から三ケ年繼續して優勝したならばその區の所有に歸するものであります。終に柔道の優勝試合に於て少々問題があつたやうであるが、この會の趣旨は私が申述べた點にあるのであるから不滿の心などは除き去つて專念この會の爲に盡されんことを希望致します。

香川理事閉會を宣し日出度玆に終了を告ぐ。時に午後六時三十分。

因に出場選手には後にて記念メタルを贈呈した。

鼠の評眼

―〔A生〕―
（9）

監獄は、秘密の王國である。鼠入らずの土藏である。

而て昔は、それを表示するために、わざと大きな立看板をたてゝゐた。

それは、秘密王國を、秘密王國として顯示するための必要なる方法であつた。處が、世の中の思想がうつり變つて、ただの秘密の王國であることを許さなくなつて來た。「鼠入らずの土藏」の存在理由が變つて來た。

こゝにも人道の光りは、點されてゐる。米は、完全に保存されてゐる、といふことを示さなくてはならないことになつて來た。

かうなると、この目的を、はたすためには、目立つた色をつけてゐるより目にたゝない樣にしておく方が安全である。

あくどい色彩をつけて、誇示するよりも、ものがものであるだけ、なるべく、あたりに調和する同一の保護色をもつてゐる方がいゝ。

かくて、監獄も、カメレオンの樣に、たゞの「お役所」の外觀を裝ふ樣になつて來た。

墨痕あざやかにした看板の代りに、「○○監獄署」と大書した名札を、揭げて、電話番號札にごまかされるといふ樣な方法が講ぜられるやうになつた。

「こゝも、立憲國のたゞのお役所でムる」と、臆舍が、塀の外に飛び出す樣なことゝもなつて來た。さうして、名も變らず、未知の王國で、その內容を知りがたい。

これはおそらく、知らしむる必要はない――否、知らしてはならない。といふ不變の法則に準據してゐるのであらうが、とにかく一般のものには、その內實が、鮮明でない。

依然として、秘密の王國のやうに思はされてゐるにはかはりはない。

處がこのごろ、ことに文藝的方面にこの秘密の國が、主題にとり入れられるやうになつて來た。さうして、それがどれもこれも、主觀的色彩をつけたところの偏狹な世界だ。

文藝の世界には、必ずしも事實の報告であることを要せない。赤を黑として、表現しても、文藝上は必ずしも不當だとは云へない。けれども、事實上に於て、秘密の國にとつては、迷惑千萬である。それが、文藝上のものとして一般に考へられないから。さうして、或る先入主を與へるから。而て更に文藝的なものほど、一般の人々に、しみ込むものはありるないから。而て更にそれが悉く、監獄は、時代錯誤の都でない「殘酷な都府」のやうにあらはされてゐるから。

かくなつて來ては、秘密の王國が威嚴を保ちつゝ「敎化」の旗をかゝげ、こゝは、殘酷の都府にあらず、文化を表象する倫敦塔でムると誇示しても、肝心の米が、外に出ると、みんな鼠によつてくはれて終ひ、効能をなさない。

これは、世の中に罪の一般はあるが、刑務所も今少し更に民衆化する責任がある。逃げない工夫のみをしてゐるよりも、つゝがなく目的通り、釋放しうる樣つとめなくてはならぬ。

然し、監獄が、秘密の國として、その個人の名譽を重じ、稱呼番號をよばせあらゆる手段を以て、とにかくも、犯人の社會的樹立につくしてゐるに反し、監獄に這入らない犯罪者に對しては、世間は、余りにことに殘酷な結果をもたらしてゐる、

「切捨御免」は、德川末世の亂れて來たあの時代の專賣特許ではない。明治の聖代から昭和の今日まで、依然と之は、行はれてゐる。

新聞などによる名譽上の切捨御免がそれだ。

肉体と名譽。そのちがひはあるが、切捨にちがひはないたゞそれは「文化」といふ力のために樣樣がぬりかへられてゐるにしかすぎぬ。依然として抹殺してゐるのだ。

法律には、名譽毀損に對する制裁は設けられてゐる。そうして、堂々と、新聞雜誌が、個人の名譽を「社會の爲め」といふ尊大主義のために、無視してゐた時代が、過去に屢らるゝあることも事實である。しかし、今尙、その余習が、殘されつゝあることは、秘密王國の監獄が、名も刑務所と改め、こゝにも立憲政治は、輝いてござる。文化の太陽は、照らしてゐるぞ、と表札まで電話番號のやうになり、臆舍が塀のそとにとび出して來たあのすがたをみるにつけ、深く痛嘆にたへないものである。

新聞や雜誌が、報道機關であり、社會の事實を表示して、以て引いては、社會に警告を與へ、社會を反省することは、その新聞の使命であることは、吾人も之を認め、その力を讃美もする。しかし乍ら、その犯罪者の動機なり、環境なり、將來なりを考へずに、直ちに所、番地までを之を知すことは、その個人へ社會的死を致さしむるものであり、たとひその犯罪により、起訴猶豫や、執行猶豫に處せられても、それは目的通りの効果を收めることが出來ない。

近時大新聞では、大分、假名を用ひることゝなつて來た。之は、一面よろこばしきことである。特別なる事情のある限り全てそれは假名であることを希ふ。

この犯罪が、直ちに、世間に發表せられるのは、新聞紙に責があると共に又警察の方にも、充分なる反省を强いる必要がある。

警察は、或る人間が言つた。

「保護の名によつて、人を殺すのが、警察だ」と

彼等は、人を檢擧すればいゝ。犯罪を搜査して終へばそれでいゝと云ふが如き觀念を以て臨んでゐる。だから、搜査に必要がない限り、又保安に大なる關係のない限りすぐに之を發表して終ふ。つまり切捨御免は警察と新聞屋とが合よつて之を行ふてゐるのだ。

刑を思ひ、政を想ふ人は、よろしくこゝらあたりに、忠言をはなつては如何。

活教誨

苅屋老龜

教誨師の任務は教壇上に於ける教誨のみではない、教誨の内容如何及び話術の巧拙は教誨師の價値を上下する有力なものとなるに相違ないけれども、それは教誨師の任務の一部分に過ぎず、その外に重大なる任務がある事を自他共に承認しておかねばならぬ、予がかやうな事をいふ所以は、近來教誨の内容や形式が相當論議せられて居りながら、その前の重大任務が多く問題とならない事を甚だ遺憾とするからである。

壇上の派手仕事
教誨以外の教誨
對外の人事問題
在所中の問題
收容者の悦服

教壇に於ける教誨

はハデな仕事である、その内容はその人の學殖經驗を自然に物語り、その話術はその人の藝術的方面を露骨に演出する、あの教誨師はウマイとかマヅイとかの批評は忽ちにして聽衆の人氣を作るのみならず、その教誨師の品

である、收容者は不自由な境遇にある丈け胸中に抱へて

居る問題の解決に苦んで居る、此問題は種々雜多であつて百人百樣たるを免れないが、その百人百樣の問題を提げて秘密不秘密を問はずに打明けて相談をするは教誨師である、それは他の吏員に相談してもよいが一番氣兼なしに相談し得るものは教誨師であり、且つ教誨師の立場としても此相談役となり得るは大に得意とせねばならぬ、中には教誨師自身の方から自動的に收容者へ持懸けねばならぬ問題も澤山あるが、收容者としての人事相談所は教務である事、當然自明の筋合である、教誨師は此百人百樣の人事相談に乘る事の出來る人格と、常識と、世故に長けたる經驗とを有せねばならぬ、大學の講座ではかやうな智識を授けてくれない。

收容者の人事相談の問題は、第一家庭に關する事項である、此中には夫婦間の離合問題、父兄からの別家離籍の要求、父兄へ謝罪して融和を求むるの問題、その外可なりデリケートな紛糾事項が含まれてある、次には金錢貸借に關する問題が出て來る、借りた金は出るまで待たせるとしても中には抵當の流れる處があるものもあり、留守中に財産の差し押へを喰つた妻子は路頭に迷ふといふ難問題もある、收容者の方から貸した金は中々取れないもので、甚だしいに至つては借家の家賃もくれないために、留守中の家族が途方に暮れるといふのもあり、父母妻子の生計困難に關聯しては、保護會とか方面委員とかを煩はして救濟せねばならぬ事もある、次には被害者の感情又は損害賠償要求に關する問題が出て來る、殊に放火、殺人、傷害等の犯罪は刑期滿了後に於ける鄉黨生活を安定せしむる爲めには、徹底的融和を計らねばならぬ必要上重大なる問題である、その次には釋放後の就職問題これは保護事業に屬する第一の難件とせられて居るが教誨師としては釋放後の職業と在所中の作業との對照から相當立入つた注意と世話を燒いてやらねばならぬ問題であるが、刑務所の作業は必ずしも此註文に當箝まつてくれない、如何にして適當に解決するかゞ困難な問題である、以上の如きは收容者對社會の人事問題であるか、其外に面倒なものとしては

在所中の問題

種々の事情よりして例令ば犯罪の對手と親密なる受刑者が仝一刑務所に收容されて居るとか、惡友が釋放時を擁して再犯に陷る處があるとか高齡の親が國許に居るからとか、色々の理由の下に他所移送を出願する、またの一

つとしては同人間の關係から工場、舍房を轉じてくれとか、作業の轉換問題―その理由としていろ〳〵の事を申立てる、また看守の取扱が偏頗であるとか不當であるとか、來信の特別扱、食等の增減などまで重要問題として相談に出てくるのである、甚だしいに至つては離緣を求めつゝある妻女に對して思ひ止らしむべく說諭を願ひ出づるものまでもある。

此の如く多種多樣の人事相談に對して、教誨師としての態度は飽くまで親切でなければならぬ事は無論であるが、その指導解決は常識的であり、且つ將來に迷惑を感ぜしめざるものでなくてはならぬ、若しそれ此指導解決が間違つたものであつたならば、恐らく收容者は服從しないであらう、服從しないならば教誨師の信用は地に墜ちる、若し服從して後日迷惑を感ずるならば、怨嗟、復讐が見舞うかも知れない、

教誨師の修養は此意味に於て机上の讀書のみでは足りない、社會の活きた事相に直面して、經濟上の問題は勿論男女間の心理、勞働者の空氣から都鄙各地の風俗習慣、それからそれへ研究に研究を重ねて、先づは人事相談所の所長たるの資格を作るの必要がある予は更に此種教誨師の任務を名づけて活教誨といひたい、教壇上の教誨を死教誨だといふのでもないが、活教誨中には教壇で說く宗教道德その他の應用を實際事物に引當てゝ教誨指導するものである、その意味に於てかくはいふのである、

收容者の人心收攬

が出來なくては教誨は聞いてくれない、口頭で巧みに說いて聞かせて彼等の心を捕へる事も必要であるが、事實の上で悅服せしめる事も必要である、彼等收容者が孤影悄然として高塀の中に起居して、胸に餘つた煩悶懊惱を、誰に打明けて相談しやうもないとき、教誨師の親切な指導と適當な解決によつて、一道の光を得たならば、如何にうれしく感ぜらるゝかは言ふを要せぬ、而してその親切な指導者であるところの教誨師から、內容のある、その上話のウマイ教誨を聽聞する時の心理狀態は到底言語道斷のものであらう！、かくの如くにして始めて教誨が徹底するのである。

新しい試み

その三

「大阪」の新研究

自由の時間

西京生

◆ ◆ ◆ ◆ ◆

□

此處に述へ樣とする事は先輩諸氏には既に試みられ且つ其結果に付ても充分御存知と思はるるも只淺學且行刑に經驗少き私の實行した處を記して御批判を乞ふこととします

近頃刑罰觀念が犯人個有の性格の點よりと犯人を圍繞する社會現象と即ち犯罪の內的、外的の兩面より觀察し之に適應する刑罰を科せむとするに至り刑罰執行の方面に於ても行刑個別化の主張となり法規にも刑名、刑期、犯數、年齡、性向、性別、健康、に依りて拘禁の設備を異にし居房を分離分隔し或は信書の發受接見の度數作業賦課、賞與金給與、衣食の支給等に差等を設けられたる皆前述の行刑個別主義の採用せられたるの實證と見る可きてある故に彼等收容者の個性を知り以て嚴正公平なる刑の執行あり始めて完全なる行刑を爲し得へきである此處に於てか個性洞察は自由刑執行の根本問題と云ふ可く行刑の一大難問と云ふべし是れ各所に於て腐心せられつゝある處である、視察表の記入考査房の設備感想錄の調製教誨原簿の作成接見の立會、書信の檢閱に際して參考資料の書留方を命せられたる何れも他に目的はあるも一は個性知悉の便宜必要に出てたるものと信ずる、私は此個性鑑別のために印刷工場に勤務中被接見直後の言語動作、來信を手にしたる時の態度に細心留意する外、笑を忘れ人間味を失ひ自由を制限された彼等に一時的制限付の言語の自由を與へて笑の基たる正しき愉快を感せしめ人間味を保つべく每晝食後及ひ夕食後再業時迄の寸時を利用して其座に於て收容者輪番にて一名宛所感を述べさせる事とした而して其直後擔當看守に於て所感を玆にしての感を陳べ又は希望を話す事を實行繼續せるに左の如き結果を得るに致つたのでありまず

□

見なる點

一、收容者自身開陳せし處と自己の行動と一致を欠く時は他衆の嘲笑

の的となるを慮れて（名譽心に訴へた結果？）終始自己を反省し言行を愼むの良風を養成し得たること。

二、話さうとする話題や其内容の充實研究のため居房内に於て雜談秘話をなし或は陰卑淫行等の余裕なく一心に讀書し、沈思し爲に嘗つて懸念された房内の犯行其跡を斷つの緒につき加ふるに收容者の讀書慾を增進し常識の涵養に資し得たること。

三、工場内に於ては食後の閑散時に席を亂して恰も寄席の如き雜談あるを見たるにかかる時間なく延て房外に於ける惡交を減少し得たること。

四、擔當者よりの希望や所感を聞き已の述へた一語をも洩らさず聞き取られた事に對する滿足と自己の所信を表示し得たる愉快さにて常に活々とした心持となりて正しき笑を忘れしめず永い間疎んじられたる收容の身か漸く見出されたりと思ふ喜悅とに人間味を助長し得、心神爽快は疲勞回復となり作業能率增進を招來せしこと。

五、右二、三の結果は雜居制に伴ふ一大弊害たる犯罪傳播を少からしめ累犯防止てふ行刑の最大目的に資し得たること。

右は只顯著と思はるゝものに過ぎさるも時に所長自ら此「自由の寸時」に來場ありて收容者の話に熱心傾聽され而して後訓話さるゝを常とせられたる結果は愈益々彼等は自己の存在を知りて卒先言行を愼み數ケ月後に於て少くとも私は他工場收容者と比較して行狀の點に作業の點に（特に精神的精勵）向上し來りたるを認めました。尙自分は此話を速記して參考にせむとし遂に不知不識の間に彼等の個性、犯行時の心理を知り得て全く此一些事は一は彼等の向上となりて累犯防壓に資するを得一は個性を洞察し得て行刑個別化の基調となし得ました。然し乍ら一利一害は免れさる處左の三點の除去には相當苦心しました。

不良ノ點

一、徒ニ言語ヲ修飾シ演說口調ヲ眞似、多辯者ノ乘ズル所トナリタルコト。

二、話ノ充實ヲ圖ルタメ研究心ヲ助長シ得タルモ讀書ニ耽リテ寧ロ奇ヲ漁ルノ風萌芽セシコト。

三、食後工場内ニ於テ各自席ニテ讀書シ得ル制度アリシ爲コノ儘ハ一部違則ノ欠點アリシコト。

以上の如き狀況にて相當成果を收め、收容者心神疲勞の回復となり修養の一助となり得たとは同工場釋放者が私に直接話した處、又私としても此言葉は虛僞や御世辭でないと信じて居ます。

（終）

訓練は斯くして終えた

札幌　湯川左右

昭和二年三月一日から三十名の受刑者に對して木工訓練を開始した。器具機械代壹千四百七拾三圓五錢と工業材料費壹千百九拾參圓五拾七錢及び實習教師俸給四百五拾五圓との豫算を貳千七百圓に減ぜられたので工具類其他總べてに於て出來る丈節約をした。

指物の訓練は

札幌刑務所が始めてゞあるから色々の事に就て參考する材料もなく不便な事が多かつた。例へば豫算にしても塗料膠釘等普通は雜費として製品の一割乃至二割に計算するものであるが一々豫算を立てた、學科に於ても無學の者もあり區々な低い學力のみんなに了解させる事は相當苦心を要したのである。原書や木檜氏、黒木氏、佐藤氏、小室氏等の著書を參考し二三工業學校の木工家具に關するノートを參酌しその程度を乙種工業學校より稍々低くしてノートを作成した。而して規定による一週四時間の學科時間に於て木材工藝の概念を與へる事にした規定に於ては實習夫二十名に對して實習教師一名なるも實地上りの助手を用ふる時は自ら意見の相違等あり良結果を得られない事を考へ學校出の北崎囑托一名を以て三十名の實習に當らせ私が補助する事にしたが實際に於ては寧ろ十分なる能率を擧げる事が出來た。

實習は

工具の名稱使ひ方の說明各工具の研磨から始め豫定を作つてやつて見たが机上の計劃は實際に於て行はれ難いので實地に當り機に臨み場合に應じて最善の道をとる樣にした。この經驗により次回からは確實な時間割を作り得られるかと思ふが始めの豫算が本省に出してあるからといつてその通りにやろうとするのは無理で良い訓練は出來ないと思ふ。工具の調製に際して鋸の柄を片方のみ彫り込み一方は薄板としたる者もあつた凡て鋸の柄は兩方に彫り込み膠付けをするものである事や又鉋の柄等も合理的手法によるべき事等其他一々實物に就て說明し懇ろに指導したるに拘らず初心者の事とてトンチンカンの事をした者もあつた或事務員は訓練所を廻つて來て間違つた事をやつて居る、あれでは物にならないから手傳ひに行けと敎授業手にいつたので私はその事務員に說明をした何も知らない而も解りの惡い受刑者を訓練するのだからそんな事があるのが當然だそれを敎へて行つてこそ仕事も出來る樣になるのだとそんな人間

をも敎育して行つたのであつた。

第一期に

使ふ可き不要材料がない爲めに種々考慮して經濟的に第二期第三期に製作すべき製品の羅板支輪板台輪等に使用すべきものを鋸挽き鉋削り其他凡ての工具使用練習にあてた。始め横挽きから縱挽きをやらせ鉋削も鉋幅より狹きものから始め次第に廣きものを座して削らせ或ひは立ち削りの練習としては長さ九尺もので立ち削り台とすべき材料を各實習夫に對し一々姿勢に注意して削らせたが板廣く且つ長いので初めは鉋屑さへ出ないものがあつた。其他透彫彫刻等總べて工具の使用法を順序的にやらせて基礎技術を習得せしめた。

第一期の末には入所の感想を書かせたが何れもこの催しに拔擢されて與かる事を感謝し其の責任に對して忠實に訓練を受けんとする覺悟を示して居た。學科の試驗も相當の答案を得た共に各實習夫の智力及び氣持ちを知る事が出來て訓練上尠からず參考となつた。この期間には餘り多數製作しない事になつて居たけれ共豫定より早く道具が使へる樣になつたので文化式庖丁差、タオル掛、狀差、額緣等を作らせ狀差額緣には彫刻透刻をやらせた處が他の既製品より出來榮えがよく訓練の効が著いのを認めた。次に花台、炭取等を作らせた實習製品の種類は材料の關係や販賣上の都合で或ものは全部に同種のものを或るものは各別種のものを作らせた處が自分の製作した品物以外に他人の製作品を多種類見られて得る處が大いにあつた事を實見した。

第二期は

學科も實習に伴ふ樣にしたから製作に對する理解が出來て技術の進歩も著くなつた而して各自競爭心が烈しいので自然仕事を粗略にする（職人語タヽクヽク）樣な事がないやうに急げば事を仕損ずると云ふ事を「モットー」として常に注意したにも係らず熱心の結果負傷したものもあつたが一ケ月で全快したのでそのものに特別指導をした處が日ならずして上達し第三期には他を凌ぐ位になつた。その外二三の負傷者もあつた。この期間には餘り多數製作しないの製品の種類も他の工場で作らない新らしい型で札幌文化に相應したものを撰んだ第一期の作品で技倆を認められて「セット物」の注文も數種類あつた稍々新式の氣分を刑務所木工に示す事が出來たその種類は書棚、傘立、庫机、煙草盆、靴脫臺、腰掛兼紙屑入、椅子、壁吊戸棚、學生用組物等の新式のフォームである。

第三期には

半頃から修了製作に掛らしめたのは修了期日までに塗り仕上げ金具付け等が出來ないと各自が己の作品を見る事が出來ずに氣拔けの感があり又仕上げたる製品につき色々な點を講評してやるのに便利なためであつた早々出來上つたものには在所中手に掛けない品を作らせた全部出來揃の品を視るに六ケ月前の當初を省みて隔世の感があつたに驚いた。

實習せしめたる製品の順序はやさしいものから難かしいものを作らせるのが普通であるけれども材料や種々の都合によつて少しく複雜なるものを先にし簡單なるを後にしたるものもあつたが時に苦心する樣な仕事は特に技術の進歩を促して効果がある又

力に餘裕ある仕事は時間に於て又製品の出來榮へに於て飽くまで自由に技術を表現する事が出來るから技を練るに適するのであるから訓練上何等差支へない事を知つた。

第三期の學科試驗としては各自の修了製作品について見積りをなさしめ又其の他二三の問題を出したが皆相當の出來であつた學科と實習の成績で甲乙丙組に分つた札幌は甲組四名乙組四名丙組一名で網走は甲組三名乙組三名丙組一名、釧路は甲組二名乙組一名丙組なし、兩舘は甲組一名乙組なし、丙組二名、青森は甲組一名乙組三名丙組なし、秋田は甲組一名乙組二名丙組一名の成績である。

修了製作品は

書棚、茶棚、簞笥、唐机、机、椅子、隅棚、簿記机、應接室用具等であつて何れも力一杯の作品なるが故に豫期以上の出來榮えであつて或ものは一流家具店の店頭に飾つても尙恥かしくないものがあつたが只だ時間が多く掛つた事は訓練中の事で仕方がないとするも工具の不足や木取りする機械がなく期間中甚だ不便たつた事も訓練上の損失は僅少でないと思つた。現今社會の如何なる工場でも木取りは機械でやつて、分業的となつてプレナー（鉋機）等は仕上に波狀が出來ず製作にも能率上にも大いに効果を上げて居るが其の設備なく不便と心細さを感じた又乾燥設備がないため折角苦心した作品が曲り或は捩れて製品の惡評を受ける事は甚だ遺憾なる事である。

今期終了者は

殘刑もあり益々熟達の見込なれば釋放後は容易に就職し得ると思はれる入所者三十名の內一人の落伍者もなく全部を修了せしめ得た事は偏へに自井所長の熱心なる鞭撻と懇篤なる訓戒によるのである入所以來問題としたる性遲鈍なる一受刑者をば普通に製品を作り得るまでに敎育したのは北崎暢托や阿部擔當の不斷の努力と心理に適合した訓練をしたからでもあると思ふ、尙八月三十一日で六ケ月の訓練を終へ（三十名に對し白井所長より修了証書を授與した。

訓練中の

全部の支出金は貳千九拾貳圓九拾四錢であつて器具機械として壹千六拾六圓九拾四錢で殘金壹千貳拾六圓は材料費である製作したる總點數は五百三十八點で一般既製品から一割乃至二割安の表價で總計壹千八百參拾七圓五拾錢位であつてそれに使用したる材料費は壹千貳拾六圓たから八百拾壹圓五拾錢の收入がある譯で尙實習敎師俸給四百五拾五圓を差引いても參百五拾六圓五拾錢を殘す事になるのは始め第一期の練習に使用材料を全部節約し第二期第三期の製品の部分品を以てこれに充てた事が大に原因し居る、又期間中材料運搬に看守の配置の都合で手間取つて仕事を進めて行く上に差支へる事があつたので北崎暢托は自ら車を引いて運搬につとめた事は數度あつた私が病氣中を製圖から學科まで同氏にやつてもらつたが私と同窓の敎師に敎育を受けた北崎暢托は私の意をよく体してくれて總べてに於いて好都合であつた又西原作業主任から圖案講義法の講話が每晝食後あつた九月十三日恩赦令發布の紀念日を卜して十一日、十二日、十三日の三日間札幌体育所で製品の即賣陳列會があつて訓練所の製品も世間に廣く紹介せられた。

遺蹟巡禮

八百屋お七の圓乘寺

（十）

冬が來た、冬か訪づれるとお江戸の花が咲く、即ち火事季節となる。古往今來地震、雷、火事、親爺の四つは優しいものでない。この冬と火事といふのが巡禮記者の頭を刺戟して日比谷公園前から巢鴨行の電車に乘らしめた。この行く先には何がある、當てゝ御覽なさい。これは一寸分りますまい。降車した所が小石川區指ケ谷停留所で、降ると交番所がある。「圓乘寺へはどちらへ行きますか」と尋ねると「サア」と考へて居る。「芝居でする八百屋お七の墓のある寺です」と言ひ足すと直ぐ、「それならこの道を横ぎつて眞直に行きなさい左手です」と教へて呉れた。言の如く電車道から右折する道があつた。この對話で行先はわかつたでせう。私は日本放火犯の女王、八百屋お七の墓所に向つて歩行て居る。

◇

行くこと一二丁左手に寺門あり。陶器製門札の文字は「天台宗圓乘寺」と墨痕鮮かに讀める。尙ほ門前には天和會が大正四年に大きな石を建てて「二百三十三回忌建之、八百屋お七墓所、天和會」と大文字に彫つてあるのや、「西國二十五番播磨國清水寺寫」とか、「小石川南緣山圓乘寺、聖觀音菩薩、江戸三十三ケ所第十一番目」など彫付た石標があるのでこの前迄來た者は最早迷ひつ兒なしである。

門を入つて突當りが本堂で、その入口に〔圓兒神欠募集〕の看版が出て居た。ここの住職が内職に始めたか、又は流行にかられて社會事業として開いた幼稚園の廣告らしい。この本堂の右前に聖天堂があつて渡廊で繋がつて居る。この下を抜けてお七の墓所へ行くことになるが、その通行口に看板が又出て居る。

お七のはかにおまゐりのかたはせん香をおあげ下さい

せん香は寺にあります

と大きく麗句を振つてある。これでは鐵面皮に賽物ですませない筈になる。

◇

墓は本堂裏にあたる。この墓も御多分に洩れず缺いて持去られる處から一間四面位なバラック式座敷牢式の粗末な雨覆堂で包まれ、でも正面には「お七靈堂」と書た札を打付てある。

中に納められた墓は三基、中央のものが尤も大きく、臺石は一つで墓面に、

俗名八百屋お七爲百十三回追善

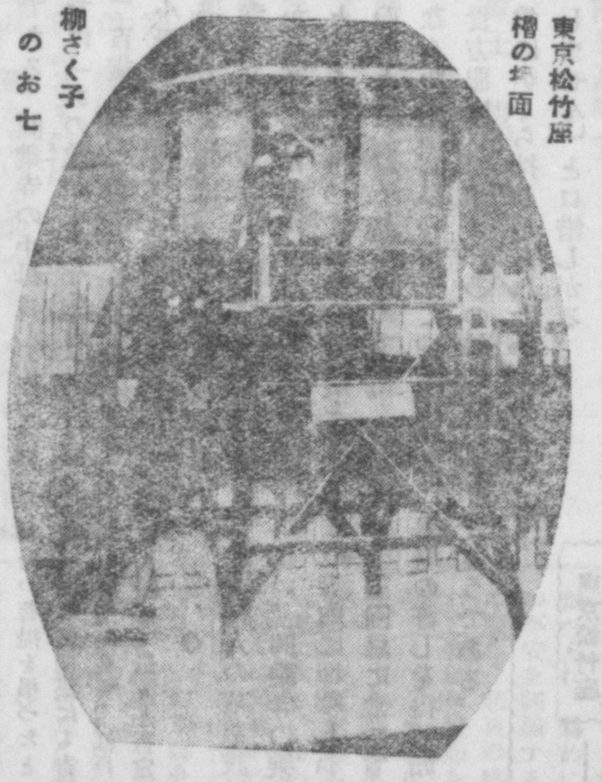
妙榮禪定尼靈位

天和三癸亥三月二十九日

と立は嘉永二年で當時の俳優連の寄進であることはこの臺石にある連名によつて伺はれる。この墓も缺かれて居るが、右側の墓石などは大半缺去られ又、右側の佛像を彫つた舟石塔も余程損傷して居る。

◇

〽居或は講談乃至小説が面白いと人は必ずその實否を知りたがる。さうして少しの文獻でも攫んで之を公けにするものはその題名に實説の二字を冠らせる。すると讀むもの見るもの喜んで之れを迎へる。しかし十のものが十、その奥深く突き入るに從つてつまらなくなるもので、義士傳にしても「かんざけよかろのりがやすい」の本人も別人であつたり、大高



東京松竹座櫓の正面

柳さく子のお七

今年の四月二十八日上野公園の東京自治會館で、「お七祭」を執行し、併せてお七の史實を開陳し、世人の妄斷を闡明するに努めた。果してこれでお七の靈が浮んだか、どうだか、そこは分らないけれども文藝市場社と圓乘寺の宣傳になつた丈は間違ひはなかつた。

この時笹川臨風博士の講演した處によると、お七の死んだのは墓標の二十九日でなく二十八日である。又大火といふのは放火の前年の十二月に駒込大圓寺から發火したのが燃え擴がり、今の一高附近にあつたお七の家

も類焼して、吉祥寺ではない他の寺へ（圓乘寺說などある）引越し、小姓も吉三郎でなく山田左兵衛に親しみ、バラック家が建つて翌年正月に寺から歸り、歸つて見ると小姓に逢ひたくてたまらず、これも今日の不良少女所謂モダンガールでなく、當時の箱入娘氣質から、唯寺へ寺への一念嵩じ、我家へ放火するやうな心得違ひを生じた。それ位であるから、中山奉行の慈悲の裁判まで遂に食違つて仕舞つたといふ。

◇

お七傳は劇丈でも近松の淨瑠璃を筆頭として、百五十餘種に脚色上演されて居る。尤もこの事件を書いた最初のものは西鶴の五人女で、これが貞享年間である。初めて歌舞伎に上つたのは、寶永年間、二十七回忌辰に當り「追善被害櫻中將姬京雛」の外題で演じたもので、その以後、操り人形、お七祭文、淨瑠璃「八百屋お七戀緋櫻」、からくり等々生れた。

◇

お七親子が燒出されて引越た寺が圓乘寺であるといふに就て、「江戸から東京へ」の筆者矢田挿雲氏は、「圓乘寺といふ菩提寺へ避難したのである。圓乘寺の小母さんが語る處では「あの娘が——今生きてゐれば二百歲と幾つかになるお七を掴へて小母さんは彼の娘といふ——當寺へ逃げて來た時は、當寺も寶永寺の末寺で立派なお寺でした。その前の年から當寺では旗本の息子の小堀主門と言ふ人を預つてゐたのでお七はその人と仲が好くなつたんです。吉三なんか湯灌賃ひの吉三てつて夫れあの娘は吉三の貴方惡い奴ですよ。あのが爲にいくら搾り取られたかわかりやしません」と口惜しがる。——

として小姓の名も變つて居るし天和元年二月に丸山から出た火事で逃走し、放火はその年の師走二十八日の晚であつた。吉三が「家さへ燒けば又圓乘寺へ行かれるぢやござえやせんか」と敎唆したからであると書て居る。

小姓吉三郎の名は西鶴の五人女に始まり、又この小姓、後發心して法師となりお七の菩提を弔つたといふのは附會說で、江都著聞集にも吉三道心といふ發心者の坊主ありて、江戸六地藏を建立せしを人誤りて云々と否定して居る。

◇

昔は科人の墓を設けることは許されない。圓乘寺の乘詮和尙屍骸を貰受け寺內に埋葬し石地藏を建立し、百十三回忌に當る寶政年間に至つて幕府の許しを得て始めて墓石を營んださうである。（E生）

東京松竹座——劇中劇

映畫の柳さく子が本當の無臺で八百屋お七の人形振りを見せるといふので大した人氣。午失禮よく勸めたといつて置くべきか。

◇—◇ 修養講座 ◇—◇

文字と修養

——文字禪の効能を高唱す——

文學博士 常盤大定氏談

玆に文字といふのは絕えず文字に親しむの意味で、讀書を主にするとも、其の中に習字を加へて居ますからして、殊に文字と云ふたのである。又修養と云ふのは深みのある人、廣さのある人、奥行きのある人となる意味である。繪の妙味は背景に依る。幾らよく書いてもその繪は引立たぬ、若し之を引離して單獨のものと見たならば爲さない程のものが背景となつて居て、初めて繪が引立つのである。文字の如きは修養と緣が遠いやうに思はれるが、環境より自分を自由ならしむる點に於て最も効果があると思ふ。人に深みを與ふるものは一に文字である。文字がなくては、背景のある人となることは、難かしいと考へる。吾々の生活には關係がないので、時には贅澤と考へられたり、又文字から色々の思想を受込むが爲に、時には嫌はれることもあるけれども併し**高**尙なる人格を作る上に於て、必須の土台となると信ずる。先づ試みに、文字のある人と、文字のない人を比較して御覽なさい。その住んで居る世界

敎誨改良論

判事 田中芳春

拘禁者は社會と離隔せられ本能的慾求に對する滿足に一大制限を加へられ、爲めに精神內部に一種の不安を經驗すると共に親族知己に離れ、悲哀の感に打たれ、自己の生存に付疑惑を生ずるは自然の勢にして、骨肉に顧みられず、親友に棄てられたるの感を生じ、そぞろに寂寞無聊の情に耐へざるの狀態に在り。此の精神狀態の一面に於ては何等かの慰藉を要求するは、社交本能性の然らしむる所なりとす。如斯場合に際會せば(一)信仰に依り安心を求めんとするか(二)然らざれば煩悶疑惑を起すか(三)自暴自棄に陷るの外なし。

◇

而して此の悲境に當り、人生の苦しき悶に對し、慰藉め溫情に觸れしめ、安心立命を與ふべきものは宗敎の信念に依らずんば能はず。神の慈愛に護られ佛の慈悲に

は全く違ふ。縦令文字があつても之れに親まずに。讀書を廢して居る人の世界は、次第〳〵に形而下の衣食住のみになり易い、之に反して絶へず文字に親しむ心掛のある人は、環境を離れて一種形而上の何物かを有するやうになる。此の二つの世界は全く其性質を異にして居る、文字のない人程精神的の事を理解し悪いものはない。口には何といふとも、本當の理解を持てるものではない、朝から晩まで奔走や運動に從事したり、一年中一枚の書物にも親しむことの出來ないやうな境涯に居ては、理想も何もあつたものでないと思ふ。その末は破滅に終る。吾々は大に反省せんければならぬ。強ひて暇を作つて讀書を廢すまいといふ努力が何人にも、殊に忙しい仕事を持つ人にあつて欲しいのである。

讀書こそ何人にも爲し易い心の糧を得る方法であつて

知るは憂の初め。」と言つて居るが、憂は理想よりして湧出づるもので、憂のない處に向上はない。吾々は「世を思ふ故に物思ふ」といふ煩悶がなくてはならぬと思ふ。この意味に於て煩悶は人格者の特權である。之に付て私は三從といふ戒めを五に守りたいといふことを玆に提議したい。三從といふと「幼にしては父母に從ひ、中年に夫に從ひ、老いては子に從へ」といふ古來婦人に用ゐたものであるがこの三從も婦人の幸福はこの三つの條件に支配せらるゝといふ意味に解釋すれば不都合はないと思ふ。玆に私のいふ

三

從は、男女老若一般の者に就てゝある。それは幼い時は家庭の教訓に從ひ、青年時代は學校の教育に從ひ、中年以後は書齋の讀書に從ふべしと云ふのである。幼年並青年時代の讀書は、その好むと好まざるに不拘、是非執らねばならぬ道行であるが、中年以後の讀書は困難である。私の主張するのはこの困難な抱かれて世の苦痛を忘れ、身の不遇を忘れ一生を終ることを得るは、宗教の力に依らずんばあらず。

◇

宗教を以て教誨の方針と爲すは素より當然なり。然れども如上の教誨を爲すに時機あり。前示の各場合及び入監獄衣を着る當時又は出獄の際若は親族故舊の死亡の際の如き、何れも其時機なるは勿論なるも、其の説く所は先づ彼が性格に適合せざる可からず。換言せば彼等の精神狀態を察し、其の心裡に蹈まれるものを研究して出來得る丈け之に適合せる教誨を爲さんことを努めざるを得ず。彼等にして宗教を慾求するときは格別然らざる場合に突如宗教を説くも其の効用なし。故に先づ彼等を動かすに足る倫理的慰安を教誨の旨とすると同時に彼等が再び社會に出で名譽を回復し得べきことを主とするを要し、其の内容は斬新のものを以て絶えず彼等が注意を惹くべき現世的道德的性質のものたらざる可からず。其の感覺機關を通じて其の精神に充分に良く影響を與ふる爲め、其の刺戟が出來る丈け感覺を刺戟するの大なるものを撰ぶの要あり。時に何等の刺戟を受けずと思はれしことが思ひの外に暗示作用を爲して彼等の精神を司配することあるを以て、永く印象を彼等に與ふるものを以て活材と爲すを要す。如上現世的教誨を終へたる後、時機を見て彼等に宗教に及ばざるを得ず。故に教誨の方針は先以て煩悶疑惑を解くの要あるを以て個人〳〵に就き別室に於て其の煩悶と疑惑とを聞き、之に對し氷解せしむる要ありて、單に多衆集合の場所に於ては一般的普通の教誨に止めざるを得ず。殊に彼等が出獄せんとするや、社會に於て信用なく、全く孤獨のものと悲觀し、自己の大切なることを知らざるものあるを以て、名譽ある者が彼等に對し一言の慰安は大に心意を安くする効あり。故に其の旨の法規を施設せられんことを望む。

（法律新聞）

人

時代の讀書である。學校時代の秀才も、一旦實務に身を投じて以後、書物の上に心を置かない人の生涯は洵に淋しいものである。一生涯を通じて机を友とし、机上の塵は女中に拂はせるでなく、自から塵なからしむるやうに勉むるのであつて、この机上に塵が積るやうならば軈て心まで垢じみて行くものである。大統領をやめて直に大學教授に成れる人であつてこそ、世界の文化に對して理想を持つて大演説を爲す資格がある。如何なる境遇に置かれても、一日の中僅かの時間を割いて一生涯絶えず研究したいといふ何物かを有する人こそ眞に幸福の人と云へるでせう。私の文字といふのは、唯々知識慾を滿さんが爲の讀書するのみでは不十分である。文字が自分の修養となり、落付のある

格者とならんが爲には、文字禪といふ所まで入込まなければならない。文字禪といふのは難かしいものではない。文字に行を加へる時には習字となる。今日の時代習字など申すと天下の笑を招くだらうと思ふが、この習字こそは何人にも共通した、最も手近な、而も最も効果のある修養法であると信ずる。

習

字は一種高尚な藝術であつて、而も老若男女總ての人に共通するものである。而して自ら躾して神經の尖らない、落付のある、余裕のある人となるに最も手近のものであらう。ペンを持つ現代には筆紙墨を備付ない家庭があるかも知れない。併し試みに、机に向ひ端座して、良い墨を心靜かに摺流し、何とも云へぬ香を嗅ぎながら、十分に摺落して後、筆を振つて全身の力を籠めて習字して御覽なさい、そこには一種の解脫の味さへ感ぜられる。昔の修養法は全くこゝにあつたかとさへ思はれる。今日偶には揮毫を好む趣味ある人に出遇ひ賴母しく思

はれるけれども、併し本當の墨色の出る墨を有つ家庭は東京にも何軒あらう。甚しきは埃だらけの硯箱に、墨がなく、筆がないといふ家庭が尠くない。趣味の下落推して知るべしである。かゝる風では何處に修養があると申したくなる。習字しながら、その文字に含む内容を味ふ時、將に

三 昧境に這入る。かの「清風と明月とは造化の無盡藏」といつて答へず心自から閑なり」といふ字句に含む世界觀を味つて見るも宜い。單に「白雲青山」とか「柳綠花紅」といふ僅か四字の文字であつても、これを一吟し紙上に現はしたときの氣分は、胸を擴がらしめる大きな世界があることを覺える。

茶 味といひ、禪味といひ、東洋の造り出した文化には、何物を以てしても比し難ひ偉大なものがある。忙しい事をのみ願ふのは現代の一種の迷信であると思ふ。スチンネスは世界第一の忙しい人であるといふが、彼は果して世界の文化に何を與へたか、若し如何に身体が忙しくても、頭の中に非常な靜さを持つて居たならば、即ち動中の靜を持てば初めてその動は尊ひ價値を有するけれども、身体の頭から足まで悉くの動は、蟻の生活、蜂の生活に外ならぬ。何の羨むべきことがあらう。寧ろ玆に現代文化の缺陷がありとすら考へたい。

東 洋文化の基調は、靜といふ點にある、樹下石上の釋迦の胸から出た文化は寂靜の文化である。吾々は動的文化の外に、この偉大な靜的文化のあることを忘れてはならぬ。靜的といふても眠るのではない、瞑目端座しつゝ倘ほ心の中に寸分の隙なく、内觀生活を爲すのである。支那の程子も言つて居る。多くの人は禪を以て閑なものと思つて居るが、それは大なる過ちである。朝から晩まで寸隙なく自己を見付けることの忙しさ、世の中に是程忙しさは又とない。と是は程子の体驗を語つたものであらう。併し外觀は靜であるから私は之を靜的文化と云ふ。この靜的文化の中に偉大なものがあることを吾々は今日に於て大に自覺したいと思ふ。近來文化の騒々しさ、文化は騒しきものなりといふ定義を下したい程である。この動的文化に對して、吾人が先天的に養成せられ來つた所の靜的文化を

加 味するに及んで、言ふべからざる深みと落付を與へると思ふ。近來西人の中にも佛像を、自分の部屋中に安置して居る者すらあると聞く、それはこの佛像に對するとき疲れた頭腦に一種の安らかな清涼味を起さしめるからであると云ふて居る。カテゴリーの異なる所の四人間にかゝる奇態な現象を呈するやうになつた、その理由も大に味ふべきである。白雲青山、柳綠花紅、僅かに八つの文字に過ぎないけれども、その内容を味ひながら之に習字の行を加へた時に、この文字の持つて居る大きな世界即ち靜的文化の中に、吾々を導き入れるそれが次第に

大 自然と一体となるといふ境地迄展開して行くのである。この如き修養ある人を、背景のある人、深みのある人、余裕のある人と申すのである。かう云ふ廣い心を持て、吾々は忙しい生活中に於て、暫しの時間を割て、飽まで白雲青山に向ひたい。白雲青山に無心にして向ふことの出來る人には、當然大きなる理想が湧出せずには已まない。天上の星と、地上の花とを賞でたカントであつて初めて嚴肅なる道德律を發見することが出來たのであると信ずる。（ラヂオ講演より）

潜める佛性

籠宅公巖

明治時代の舊派の俳優に市川團藏といふ强者が居つた。彼れは性來の負け嫌ひで、殊にその藝道には熱心であつた。一體彼は年少にしてその生みの母に捨てられ、爾來繼母の荊の如き笞の下に傷ましき生長の長き日を過したのである。隨つて天禀の個性は蹂躙せられ、年少くして、而も、猜疑の强き一個の「拗ね者」であつたのだ。

彼一日思へらく、斯くの如き不純の心情を以て、純一無雜誠忠無比なる忠臣藏や楠公の劇をうちしところで、藝と人とに既に大なる溝あり、何ぞ觀客對者の共鳴する事あらんやと、爾來終生、自が個性に應はしき、石川五右衞門の如き惡黨張りを發揮し、天下到る處、名聲を博した。ある時彼突然越中富山に巡業し彼一流の惡黨張りを發揮し、觀衆皆その藝道の妙技に恍惚たる時、三等席の追ひ込みに觀客として入場し居たりし一青年、何思ひけん、突然、勞働服を脱ぎ捨て、ポケットに秘し持ちたるメスを翳して壇上に飛び上り、血の氣失せたる蒼白の顏色して團藏に立ち向ひ「不屆至極の曲者哉、汝等如きが天下に横行する故白日の下大いに亂る、此の野郎今日といふ今日こそは日本の萬民にかはつて貴樣の命は引き受けた」と爲めに觀客總立ちとなり、立ち合ひ警官が漸く吼り狂ふ青年を取り靜め、なだめつすかしつ、その住所姓名を尋問せしにあに量らん、此の青年こそその前日服獄せる殺人罪を犯せる有名なる强賊なりしと。

今靜かに此の一篇の物語りを默想する時、吾人は彼青年の性の奥底に涙ぐましき神佛性の脉々たるを感激の涙で眺め度いのである。牛に會ひしと等しく、路傍で會つても脇へ避けるやうな獰猛極まる人相の持主の彼もやはり人間であつたに間違ひない。降ふが如き團藏の妙技に同化し共鳴し、劇の中に極惡なる自己の姿をはつきりと見出せし時、僅かに殘りし神佛の性に强くたゝかれ、我れを忘れて壇上に飛び上つたのである。彼も亦愛すべき我等の同朋なる哉。（眞宗）

刑政第40巻第11号
矯正図書館



讀者のページ

本號に頂戴する原稿の少なかつたことを遺憾とします
說苑もこの意味で休みました（係）

―茶室―

◈收容者處遇の一端

宮城つる子

玆に橫暴者が物を投げる而して讒言八百之を制すれば返言百倍以て益々規律を亂すに至る斯かる場合に於ては一時之を獨居房に收容し他の收容者と嚴に之を隔離し口密かに其動靜を觀察し置くに止むれば漸次に一時的ながらも心が沈靜するに至るならん玆に於て本人の親族をして本人へ面會に來らしめ、恰も通知せずして親族が自身よりして接見を求むる如く裝はせ而して接見の際愚に本人へ訓戒をなさしむれば如何なる獰惡なる者にても聊か感ずる處生ずるならん殊に父母の接見に對しては一層然るならん自己が幼少より父母に對しては孝養と言ふ行爲は何一つなさず親友は何れも相當の人物となり居るに引換へ自分は幼少より警官の御目玉は珍らしからず時に或は起訴猶豫とかになりたるも尙ほ改悛せずして受刑の人となり居　目下の身にも拘はらず父母に於ては其子を他の子女よりも一層可愛子として遙々餘裕の無き家計よりして面會を求められ其上に淚の訓戒恰も旱田に水を注入せしよりも効果あるならん假令面會當時は心裡はいらいらし左程とも思はざるも之れ等は時を經るに從ひ心の沈靜と共に其感動は尙ほ深く受くるらん而して其面會當時は本人は面會者自心よりしての面會なりと思料し居るも之れ又何時しか刑務官吏の醜惡に依り科刑され受刑の身となるも尙ほ改悛せず我儘勝手を振る舞ひ刑務官吏を手こづらせしにも拘はらず陰に或は陽になりて自己の爲に苦心さるゝ刑務官吏の心情をも深く鑑るならん從て自己が今日迄の非行を眞實願るならん依て以て玆に別人として生れ變りたる人物を造るを得ん若し之れに一直線に法の解釋をなし例へば暴行者には直に戒具を施す等斯かる處遇をなさんか其の効果得る處少なからん況んや可弱き女性に於ておや。これ一例に過ぎざるも要するに形式實質の二方面を能く調和し血あり淚ある處遇を實行し得るならば難人物も亦矯正し難からず完全なる人物を造り得ん。

◈收容者處遇の一端

宮城つる子

玆に橫暴者が物を投げる而して讒言八百之を制すれば返言百倍以て益々規律を亂すに至る斯かる場合に於ては一時之を獨居房に收容し他の收容者と嚴に之を隔離し口密かに其動靜を觀察し置くに止むれば漸次に一時的ながらも心が沈靜するに至るならん玆に於て本人の親族をして本人へ面會に來らしめ、恰も通知せずして親族が自身よりして接見を求むる如く裝はせ而して接見の際愚に本人へ訓戒をなさしむれば如何なる獰惡なる者にても聊か感ずる處生ずるならん殊に父母の接見に對しては一層然るならん自己が幼少より父母に對しては孝養と言ふ行爲は何一つなさず親友は何れも相當の人物となり居るに引換へ自分は幼少より警官の御目玉は珍らしからず時に或は起訴猶豫とかになりたるも尙ほ改悛せずして受刑の人となり居　目下の身にも拘はらず父母に於ては其子を他の子女よりも一層可愛子として遙々餘裕の無き家計よりして面會を求められ其上に淚の訓戒恰も旱田に水を注入せしよりも効果あるならん假令面會當時は心裡はいらいらし左程とも思はざるも之れ等は時を經るに從ひ心の沈靜と共に其感動は尙ほ深く受くるらん而して其面會當時は本人は面會者自心よりしての面會なりと思料し居るも之れ又何時しか刑務官吏の醜惡に依り科刑され受刑の身となるも尙ほ改悛せず我儘勝手を振る舞ひ刑務官吏を手こづらせしにも拘はらず陰に或は陽になりて自己の爲に苦心さるゝ刑務官吏の心情をも深く鑑るならん從て自己が今日迄の非行を眞實願るならん依て以て玆に別人として生れ變りたる人物を造るを得ん若し之れに一直線に法の解釋をなし例へば暴行者には直に戒具を施す等斯かる處遇をなさんか其の効果得る處少なからん況んや可弱き女性に於ておや。これ一例に過ぎざるも要するに形式實質の二方面を能く調和し血あり淚ある處遇を實行し得るならば難人物も亦矯正し難からず完全なる人物を造り得ん。

◈拳銃携帶の戒護を觀た朝鮮人

井上謙敬

實は去八月八日熟々考へしめられたことがある、其は昨年中朝鮮人の或青年が無產主義者として或種の犯罪の爲に入所して來た而して去月八日無事刑期を終了して釋放した、彼は入所して來た最初、未製品的の主義者として彼等の常套である其傲岸不遜の態度を敢てし、刑務官の何れをも仇敵視し溫情相親む的の思想態度は毫末もなかつたが、幸か不幸か彼は在所中病魔の襲ふ所となつた而して一時は重症に迄陷入つた、玆に彼も初めて囹圄の悲哀とでも言をふか人間性に立返り、「鄕土慕はしい」「親戀しい」といふ戀々の情に燃えて來た……好機逸すべからずと僕等は再三再四其病床を訪ひ之を慰め之を勵まし等した……而して友人へのこと、又鄕里の母へのこと等萬端に對し其相談相手となり共に相親み語る間柄となつた……果ては彼は從來の非行其無謀を大に懺悔し釋放後は必ず歸國し母に孝養を盡すこと等を誓約するに至つた……が扨て愈よ釋放に際し病後の衰弱もあり又彼には殆んど領置金と云ふ程のものも無く且つ長らくの病氣不就役の爲め賞與金計算高も無く從て朝鮮は愚か其假寓所たる東京迄の旅費さへも充分でないのであつた爲に如何にして歸鮮せしめ彼の受刑をして意義あらしめよふかと大に考慮したのであつた……時恰も同主義者が迎に來た……が併し今彼を此の主義者等の舊友の手に委ぬれば今日迄の彼の懺悔も其誓言も皆悉く水泡に歸せしめ全く無意義に終らしめねばならぬ……と言ふて朝鮮迄の旅費其は少額でない……至方がない所長の決裁を仰ぎ保護會より……大に決心する所あり、其出迎に來た舊友等を說き彼と綺麗に手を切らせ立戻らしめて仕舞つた……が愈よ保護會より旅費を給與歸鮮せしむるとしても單獨釋放せば途中或は東京等にて其友人等へ告別等の爲め立寄り……種々の誘惑……燒棒杭には火が點き易い……誠に危險である……如何にせばやと劃策中

天籟の福音が來た……受付より（多少は期待して居つた）……遙々朝鮮より本人を引取りの爲め叔父なる人が來たと……小躍りしつゝ眞に人事ならず歡天喜地した、直に其人と會見した、すると本人の母の遺る瀨ない願により迎に來た旨を巧みなる內地語を以て話し出した。

因に「難有きかな母の恩、彼は幼にして父に死別し母の手に生長した、幼より怜悧の子であつたそうだが……其母の諭めを振り切つて青年の血氣に驅られ將來大に成すあらんと大なる抱負を以て東京に笈を負ふたのであつたが惡友の爲に、あつたら前途を棒に振つて仕舞つた」

而して其叔父なる人は正何位勳何等と云ふ肩書をも有し嘗て青年時（貳拾余年前）は矢張り內地に渡り某私立大學に學び業卒えて歸鮮し爾來官公衙等にも歷任し今日に至つた人であつた、此の人が僕と懇談中種々の質問もあり一々之に應答もし後ち、所長にも紹介し、更に僕と交談中其間はるゝ儘に、僕は今日の行刑方針、今日の刑務所並に實際的處遇萬端に付いて懇々と話したが其度毎に彼は

懲罰の暗室が無くなりましたか
減食は成るべく避ける
受刑者を絶對に殴たない
累進處遇――健康保持　人格的敎養、職業的訓練

へ――と眞に感歎舌を巻き、大に大正昭和の聖代を稱え讃辭を繰返して居つたが突如併し私内地遊學中又卒業後、官公吏として其當時破格にも、彼方此方の監獄を大分見學させて頂きましたが其當時は役人が拳銃杯を携帯して居りませんでした今日當所へ伺つて見ますと之を携帯して居るよふですが（門衛及耕耘の戒護看守を見たらしい）之は怎ふしたのでせふ入所者の質が其當時より兇暴惡化して來たのでせふか――以前より武裝的に嚴重にせねば納まりが付かなくなつたのでせふか……等と咄……此の質問には實際僕も度膽を抜かれた全く此時程面食つたことはない

今迄得々然として居た百千語の紹介懇談も此の一の實際的現實の巨彈を投け付けられて木端微塵に打壞され果てゝ仕舞つたよふな氣がされた而して彼が前に敢てした其讃辭稱言も皆之れ唯一片の儀禮上の美辭竟社交上の體裁空言に成つて居るのではないか杯と、衷心より遺憾に思はせられた。

其處で僕は拳銃携帯の創起年時及其携帯精神並に其實際等に付き縷々辯解に努めた。

徒に今日の行刑の實際を知悉せざる人々は唯其外見皮相の帶劍や拳銃携帯の事實に囚はれて現代の行刑を誤解して居る人々が隨分あるのではなからふか、其所で此等對外的にも復對内的（受刑者に對しても一面威喝の道具にはならふが又彼等の感情誤解より大に反抗氣分を喚る）にも誤解され易いるか將對外對内兩方面に對しての誤解者を理解せしむるか即ち之を携帶せしむることに因て現在の行刑をより以上意義あらしむるか、何れかにする事も一つの問題ではなからふかと思ふ。（終二、九、三）

詩林

◎寄宿舍の或る夜

練習生　高森

秋――心なき身にもあはれを知らしむるは此の秋だ、寄宿舍にも何時しか此淋しい秋は訪れたのだ、或夜はいたく更け渡りてあるに靜けき頃燈下にノートをひもとく時人はしづまりて唯虫の聲のみ高く聞ゆ、たちまち秋雨の過くる音聞えたり驚き窓を開けば庭の梧葉二ツ三ツ無情の風に誘はれてか地に落つる音たま〳〵空を鳴き渡る雁の聲さやかにいとも哀れなり昔上杉謙信は懸軍萬里のとつくにて秋月を見て哀愁の念を過雁に吟じ又菅公の月を望んで拜餘香の詩を作り誠心を清き光とてらし給ひしとか、實に此秋色には如何なる大英雄もあつき涙をしぼらざるを得ず、嗚呼われは遠く故國を去て寄宿舍に入り玆に物の哀れを覺え浮世の常なう味氣なさを感する事二ケ月されど拙なき此身には學びの道は少しも進

み得ずして如何にせん、嗚呼故郷の僚友は今如何に……指折り待て我が歸るを鶴首せん出發に際しはる〳〵停車場迄送りいろ〳〵勇めて吳れた僚友……など感無量ふと我れに返れば何時しか雁の音は遠く去て窓外の叢にはすだく虫の音のみ高し

月寒きみ空の中を飛ぶ雁の
　聲はるかにもなりにける哉
澄み渡る月の武藏野秋更て
　涙ふり添ふ鈴虫のこゑ

月はます〳〵中空高く澄み昇りて我心を慰め顏なり、此時時計は十一時を指す、消燈……だ五尺のからだは白き蒲團に包まれて何時しか故郷の夢路をたどつた

晴れ渡る空や身にしむ虫の聲
故郷のしきりに戀し雁の聲

◎片言

市谷　みのる生

心を色に現はすまいと思つても、時に與へられた不快に自分の面を曇らす。友は言う『やつぱり若いのだ。』と私はこの若いのだとゆうことが、ひどく心を突いた。年の若いとゆうこともあるが。それより以上に私の修養の、あまりにも幼稚なのにたゞ呆然とするのみだ。

どの樣に不快なことにぶつつかつても、それはどの樣にかうれしい事であろう。

嬉だとゆう人に接する時にでも、私達は決してその事を色に表はしてはならない。

管鮑の交りを持つ友と語る時と同じ面色にて私達はそれに接しなくてはならない。

いつ迄經つても私達は子供であつてはならない。やがては壯者として、國の中堅となつて働かなくてはならないのだ。育成法の働きはたゞ徒らに疲勞するのみである。

何等の美しい結果は殘らないであろう。最も合理的な、そうして最も有意義な働きを持たなくてはならない。そうすることに依つて始めて、國の中堅としての働きが意味を爲すものであると思ふ。

眼前の一些事を忘れてはならない。その小なる一事が後年どれ丈けの大きさになつてか、苦、或は樂の因として、擴大された波紋を描くかを想はなくてはならない。

◎大山寺より

米子　碧空

中國一の峻峯と　仰ぐ伯耆の大山に
昔ながらの面影を　留め峙つ大山寺
老杉高く天を衝く　幽邃閑雅な中腹に
古き御堂と境内は　千年前を語りける
見下す眺めは日本海　天涯遠くつらなりて
中海宍道湖一眸に　紺碧漂ふ波濃し
夜見ケ濱なる青松や　白砂は細き帶を成し
海中長く突き出でゝ　大天橋の名を馳せり
白帆浮ぶ中の海　群る漁舟も數多き
中に一纒の黒煙は　松江通ひの小蒸氣船
波穩やかな美保灣に　嶋根の半島影澄みて
地藏ケ崎の燈臺も　靄の中に聳えたり
絶海孤島の隱岐の國　海上遙かに十八里
通ふ汽船の影遠く　水煙淡く消へゆきぬ
嘉ぬ眺めは果もなく　實に大山寺よりの眺望は
山陰稀有の名勝と　稱へぬ人ぞなかりけむ

◎旭川青塀社句會

まどろめる小牛に慰ふ蟋蟀かな　かほる
菊咲くや窓に机を移しける　艮笑
寢なからに花火見る娘や船住居　蝶々子
稻妻や野路に立ちたる石地藏　九思樓
盆踊り頭冠した親子かな　七峰

稻妻に秣取り込む牛舎かな　亀遊
池端に人垣つくる花火かな　四静
菊作り海道一の旗頭　耕春

◎豊多摩水無月句會（雅報）

潮滿ちて洲草に亂るる螢かな　寛秋
舟に居て裸の夫婦すゞみけり　靜夫
涼しさやほのかに波の音聞きて　雅房
涼しさに立つ甲板や月三五　虹峰
海見ゆる二階庫裏や風涼し　巴波
簀のかげに水はりてあり心太　ごん坊
黄昏や水田を渡る風涼し　可笑
一株の松に客あり心太　金龍
母の背や廻らぬ舌で螢呼ぶ　果山
此處ばかり青き叢なり竹の春　廣陽

◎東京眞哉倶樂部句會

驛に着く慰問袋や水見舞　綠雨
場所さかす釣師の裾や露の岸　蜻灯
朝露に屋臺車の置かれたり　風帆
通り雨葉裏に憩ふ蜻蛉哉　春峯
炊出しを小舟で通す水見舞　虎嘯
月を友露の野道を戻りけり　古杭
秋の田に縁とき初める乙女哉　春風
うららかな雲流れ行く秋田哉　深草
朝露に濡れて重たき草鞋哉　呑舟
芋の葉に風來て遊ぶ露の玉　すみれ
順調に實り切つたる秋田哉　臥峭
星落ちて其處等に露の深き哉　丘淡

募集俳句

毎月募集【題】冬季と新年吟

史蹟訪へはこぼるゝ萩の徑なりし　公州　筑波
瀬音よき里となりけり秋の水　宮城　つゑ
秋の月歌人も筆を休めけり
豊秋や俤かつぎ込むいろは倉　晋州　あらた
しわのまゝ日に晒されぬ秋の蚊帳　徳刑　阿宇
虫いろ〳〵我れも野山の人なりき　豊多摩　雅房
亂れ飛ぶ蜻蛉に原の廣さかな　松山　一眉樓
城山に時雨かゝるや乾より　巢鴨　龍玉
繪簾の裾から秋の立つ日かな
夕茜消へ行く空や赤蜻蛉　宮城　螢村
虫なくや籬の町の灯る頃　神戸　見月
咲き揃ふ菊に開くや大手門
名を付けて賤しくしたり菊の花　同　瞬生
大輪の菊嚴かや明治節
名月に開け放ちけり廻り椽　同　宮兒
名月や思ひ〳〵の歌心
勝菊に金短冊の光り哉　同　月堂
余念なく菊に手入れや世捨人
名月や愈〳〵黒き松の色　同　呑洋
名月に魂ぬけし詩人哉
一輪の菊太平の薫りかな　朝鮮　壽々郎
ゆるみたる雲淋しや秋扇　同　雄心
靜かなる島の月夜や小夜砧

家庭

皆さんの 御家庭に こんなことはないでせうね

一、タオルの古いのを雑布の代りに使つてる
二、箒が必ず薙刀の形になつてる
三、ハタキを容易に使はない、障子のサンを指で撫てれば直ぐ解る
四、手水鉢の底に埃が沈んでる
五、便所の手拭はジメジメしてる
六、ペト〳〵に濡れたタオル雑布で縁側や廊下を一度に拭く、乾くと後は砂ほこりだ
七、コンナ妻君に限つて汚れたワイシヤツを何時までも亭主に着せておく
八、靴下に孔が明いても知らぬ顔してる
九、三十二燭光や五十燭光の電球を平氣で小さい部屋につけたがる
一〇、アイロンで折り〳〵疊をこがす
一一、布團のシーツは一枚で一夏を過ごす
一二、部屋中抜け毛だらけ、着物の衿は白粉で變なにほひが鼻を衝く
一三、頂ずかりシヤレて下駄に頼るお相末、從つて亭主の靴を磨いたことなど曾てない
コンな母親を有つた娘こそ思ひやられる。



メリヤスの 鑑別法

メリヤスには綿メリヤスと純毛メリヤス及びその中間の綿毛を交織したものとある、そして綿メリヤスには裏毛と天竺とがある

◇裏毛メリヤス

この裏毛メリヤスは表は細糸、裏は太糸を使つて交織したもので主に防寒用のシヤツ、ヅボン下、襦袢等に用ゐられてゐる、その上等品は表糸に細糸を使ひ裏糸は非常に滑らかで光澤があり甚纖も傘縫のやうになつてゐるからほころびるやうなこともなく袖口のところ等は〇〇〇〇〇〇

室内を生かす 裝飾と色調

近藤正一氏談

裝飾は色彩に依つてその醜美が甚だしく分れるもので部屋に入つて第一に起るのは色調の適否から來る裝飾上の感であります。色の調和はただテーブル掛やカーテンや敷物の上ばかりではありません、花ー

【花盛器に】

盛り上げらるゝ花、花瓶に挿さるゝ花、それらの色と花器との調和、裝飾材料としての什器の色、それら總てが一體に親近調和して始めて部屋の裝飾が人に快感を與へるのであります。調和色でよいものは

白と　紫、藍、深紅、黄、
綠の調和
紅と　橙、黄金、空色、灰色の調和

ねて伸縮自由で品物が軟らかであるが、悪い品になると表糸に太糸を使ひ裏糸も光澤がなく、裏毛も下等品のやうに澁山出てゐない、そして袖口のところも附口といつて縫附けてあるだけであるから綻び易く手觸りもゴツ〳〵して洗濯する毎に縮んでしまふ

◇モスリンメリヤス

天竺は裏糸を使はずに細糸ばかりで織出したもので、主に夏のシヤツ、ズボン下、海水着、猿股等に使はれてゐる、夏物には非常に光澤があつて瓦斯糸で造られたやうに見えるのがあるが、それは藥品で加工されたものである

◇純毛メリヤス

純毛メリヤスにはらくだ毛で造られたのと、緬羊毛で造られたのとあるがらくだ毛製は極少いだけに値も高く、從つて値段の安いらくだ毛製と稱するものは多くは緬羊毛製のである、らくだ毛製にしても緬羊毛製にしても上等品は手觸りが非常に軟らかで、ちやうど眞綿に觸るやうな感受がする、それは手觸りが非常に粗雜で毛が太くかついやに光つてゐて上等品とはいへないが丈夫なので子供用のものやオーバースエーターに使用されてゐる

◇コットン

この純毛製品の中にコットンといふシヤツがある、まがひ物のコットン式と稱するものの中には縫目をミシンで加工したものが往々見かけるが本物のコットンにはさうしたものはなく、全體が織出しのやうになつてゐて、その上等品は表裏共に畦織になつて溝が出來てゐるのが多い

◇絹毛メリヤス

これは裏糸に米棉を以て交織したもので、ちよつと見ては純毛製品と見別けが出來ない位に巧妙に出來てゐるが、これは裏糸に光澤がなく、それに表糸と裏糸とを注意して比べて見ると染色が幾分異つてゐるし、裏糸を引出してマツチをつけて見ると綿糸ならば燒けた部分の先端が原形のままになつてゐて植物性の香ひがするが、純毛ならば燒けた部分が頭髪を燒いた時のやうに一種の動物性の香ひがして先端が球狀に丸まるのですぐ判る、なほ紡毛といふ再製の毛糸で造られたものがあるがこの品は肉が厚く糸も太く、見かけはよいが弱いので主に婦人の肌着とか子供品に使はれてゐる、すべて毛糸製品は細糸製のものが上等品である

若禿と食物

早期脫毛症は俗名を若禿、一般に男子に遺傳される。殊に腦天のとがつたところに、つまりビリケン式の頭に多く見られる。何となれば、腦天にある帽狀腱膜が强く緊張して血管を壓迫するため血行が鈍くなり自然に毛根の榮養が惡化するから。

面白いとに、若禿になる人は多く甘黨。ゆゑに脫毛を防ぐには出來るだけ甘いものをやめて辛味の勝つたものを選ぶがよい。

身體を溫める食物

從來脂肪に富める肉類その他の食物は割合に多量のカロリーを有し冬季の食物に適するとされてゐます。支那の北京や天津あたりで苦力が寒天に充分に衣を纏ふことさへなしに凍死もせず寒さに耐へてゐるのはかれ等が通常ニンニクを食するからだといはれてゐます

—◇—

ニンニクの味辛烈な强いものを口に入れると、口中が燒くが如く感ずる位で、腹中に入りてそれが消化され、全身に廻るに從つて全體がほとつて來るを覺えるものです。それはニンニクの含む特殊の成分の作用に基づくもので、從つてカロリーの多少に依つてのみ體溫が高まるものと考へることは出來ない

—◇—

また德川時代に東海道大井川をかの雲助が寒中裸體になつて川を渡つて交通の便を計つたのですが、かゝる際にかれ等が必らず腹一杯餅の味噌汁を食つてその寒氣に堪へたといはれてゐます。これ等の事實は必らずしも脂肪分に富んだ食物のみが體溫を强めるのに效があるのでなくして、特殊の成分と性狀を有するものがよく、即效的に然かも割合に永く體溫を發生する力があるといふことが出來ます

—◇—

何れの食物でも皆多少共體溫を高める作用のあるのはいふまでもないが、丁度作物の肥料に即效肥料と遲效肥料とがあるが如く、或ひは前に述べた、ニンニクや餅の如く、性質上體溫を强く發するものなどの別があるから從つて寒い時分にはよくその性質を知つて巧みに調和して用ゆる事が肝要です

—◇—

今體溫を高める上に有效なものを擧ぐれば、餅、肉類、栗、クルミ、落花生、胡麻、松の實、球葱、ニンニク、その他の葱類、脂肪分に富める魚肉、數の子、汁粉、蜂蜜、小魚、生薑、肉桂等が主なるものですが、急に、かつ永く、體溫を高める飲料としては溫かき茶やコーヒーなどより前記の肉桂その他の漢藥、例へばブクリユウ、陳皮、當歸、何首烏、人參などを適宜に配合して煎じて茶を呑むやうに用ゐればよいのです、併し適度といふことは忘れてはなりません

極めて少量に用ひねばなりません、銀と黑とは不調和色です。銀の衝立の前に黑塗の卓を据えたのは如何にも調子が惡い、色の黑い女が厚化粧したやうなものです。

色調は

夜と晝とで相違のあることにも注意がいります、晝間はさまで美しからざるものがガスや電燈の光を受けて非常に美麗をますものがある、それは深紅、橙黃、黃などです。パラ色、淡黃、樺、綠などは晝間に於て特に美しさを示します。氣候に依つても裝飾上色の要求が違ひます、空、黃、淡紅色の如き和暢のものは春の裝飾に、水色、白、銀などの淸色は夏に、樺、赤褐、赤、綠は秋に、紅色を主とする刺激性のものは陽氣の感を起させるので冬の裝飾に適します、但し空、紫、黃、淡紅などは春、秋、冬の三季に通用して差支ありません。

紫と　深紅、白、黃、橙との調和
黃と　藍、茶、紺、紫、深紅の調和
樺と　深紅、櫻、栗色、紅白との調和

などはその一例です、色と感じの關係を申しますと

紫は高尙の感を起させる
紅は光明の感を起させる
空色は平穩の感を起させる
綠は平穩の感を起させる
赤、橙は人を興奮させる

これを考へて

裝飾を仕上げる

のが必要です。そら色の繪の具で天空を描いてそれへ濃白色の富士をあらはした前に綠の被をかけた裝飾は穩和の中に壯美の感を起させ金屛風の傍に赤地に織つた錦のテーブル掛を見る時は華やかで光明を感じます。反對の調和で美觀を得ようとするには其一方の分量を大きくして一方を

會報

○茶話會

本會九月の茶話會は十七日午後二時開會し、法學士常盤常太氏の「獨逸國民性と刑罰の實行」に就て有益な講演があつた、尚ほ開會前活動寫眞「リツツオ艇長」の長尺ものを映寫し、午後四時散會。

○第二回全國演武大會

決定事項

一、昭和二年十月十六日（日曜）午前九時ヨリ東京市西日比谷町府立第一中學校演武場ニ於テ開催ス

二、選手ハ一區ヨリ劍道柔道各六人トシ各區ノ優勝第一ノ刑務所ハ三人、第二ノ刑務所ハ二人、第三刑務所ハ一人ヲ選出スルモノトス

但シ此ノ割合ニ選出シ難キ事情アルトキハ一、二、三等刑務所員中ヨリ選出スルヲ妨ケス

三、選手ハ一年以上勤續シタル看守長又ハ看守ニシテ優勝第一、第二、第三等刑務所員ニ限ルモノトス其人員ハ前項ニ依リ一區ヨリ六人五區ヲ通シテ三十人トシ補欠ハ之ヲ認メス此ノ場合ニ於テハ相手方ノ勝トス

四、選手ハ柔道、劍道共ニ三段以下ノ者ニ限ル

五、各區選出ノ選手ハ資格刑務所間ニ於テ協議ヲ取纏メ九月三十日迄ニ官職、氏名竝武道階級等必ス本會ニ報告セラルヽヲ要ス

六、各區選手ノ順位ハ一、二、三等ノ順序ニ依ラス隨意ニ之ヲ定ムルコトヲ得、

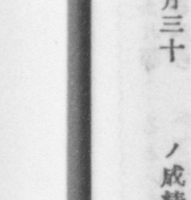
七、勝負ノ方法ハ劍道ニ付テハ武德會、柔道ニ付テハ講道館ノ勝負規定ニ準據シ劍道ハ三本勝負、柔道ハ一本勝負トス

組合セハ同順位者ノ對抗戰トス

採點ハ一勝ヲ一點トス

八、組合セハリーグ戰ノ主旨ニ據リ之ヲ行フ

組合ハ豫メ左圖ノ如クイ、ロ、ハ、ニ、ホノ順位ヲ定メ次ノ順序ニ依ル但時間ノ都合上同時ニ二組試合セシムルコトアルヘシ



イ、ロ、ハ、ニ、ホノ順位ハ抽籤ニテ定メ試合ノ順序ハイ、ホ。ロ、ハ。ニ、ホ。イ、ロ。ハ、ニ。ノ順序ニテ豫戰ヲ行ハシム

右試合ノ結果上位ノ成績ヲ得タル二區ヲ選ミテ對戰決勝セシム同點數ヲ獲タル區二以上アル場合ハ抽籤ヲ以テ組合セ勝負ヲ決セシム前項ノ組合セカ第一項ノ組合ト同組合セトナリ既ニ勝負ノ定マレル場合ハ前回ノ勝負ヲ以テ決勝ニ代ヘシム

決戰ノ結果同點數ナル場合ハ抽籤ニ依ル

柔道ハ一試合五分間トス但シ審判ノ見込ニ依リ伸長スルコトアルヘシ。

九、出席選手ニハ記念メタルヲ交付ス

十、優勝旗ハ其優勝區中最近行ハレタル各區ノ大會ニ於テ第一位ノ成績ヲ得タル刑務所ニ於テ保管スルモノトス

地方便り

◇熊本より

熊本刑務所ハ九月廿四日秋季皇靈祭ヲトシ恒例死亡者追吊法會ヲ敎誨堂ニ於テ施行セリ、當日ハ朝來特ニ佛前ヲ莊嚴シ受刑者一同ヲ敎誨堂ニ集メ午前九時三十分ヨリ開始セリ導師トシテ大谷派本願寺久留米出張所熊本支所在勤瀨戸藏師出仕シ、來賓赤星錦鷄間祇候熊本醫科大學敎授竹屋男綱、熊本地方裁判所檢事芳賀芳藏其他當所幹部職員列席シ、先ツ敎務主任ヨリ一同ニ對シ追吊法會擧行ノ旨ヲ告知シ、瀨戸藏師導師ノ下ニ法要勤修アリ、終ツテ所長ノ燒香並吊辭朗讀來賓及幹部職員ノ燒香アリ續イテ受刑者總代二名ニモ亦燒香セシメ次ニ所長ノ告辭及導師ノ敎誨ヲ以テ嚴肅裡ニ式チ了ヘタルガ、其間列席收容者五百七十餘名ハ何レモ敬虔容ヲ整ヘ終始謹愼傾聽シ滿堂寂トシテ聲ナク、遂ニ感極マツテ暗涙ニ咽ブモノアルヲ見受ク、扨テ午前十一時全ク式ヲ終リタリ、因ニ一般收容者ニ對シテハ供物饅頭二個宛ヲ配與シ、尙副食物ヲ增給シテ當日ヲ記念セシメタルニ一同大ニ感謝ノ狀アルヲ認メタリ。

◇宇和島より

宇和島刑務支所では九月廿四日午前九時より在所中死亡者追悼法會を擧行、受刑者、來賓並に所長以下着席の上靑木刑務所長の訓示讀經、眞田敎務主任表白文朗讀の後、所長以下順次燒香、山本敎誨師御文章拜讀後敎誨あり、尙本願寺布敎使梅林一衞氏を聘し修養講話をした、因に今日迄死亡せし人員は累計千五百十五人にして昨大正十五年には三名、本年に入つては今日迄に四名の死亡者があつた。

◇靜岡より

聖旨收容者の上に及ぶ

高齡者特殊處遇

今回　聖上陛下の思召により高齡收容者に對して筧大の御置をとることゝなり、靜岡刑務所濱松支所に關東の六十歲以上の高齡收容者を全部收容し懲刑よりも精神敎化をすることを主としていはゆる刑の涙、法の涙を實際に適用することゝなつた

即ち高齡收容者の舍房には鍵をおろさぬこと▲晝夜作業を從來

矯正図書館

より三時間乃至四時間短縮し、夜業を廢止すること▲副食物に注意すること▲碁、將棋をやらせること▲盆栽をいぢらせること▲舍房の一隅に禮拜所を設けて朝夕自由に拜禮が出來るやうにすること▲講談本を讀み聞かせ或は世間話をして精神修養に資すること▲蓄音機、活動寫眞その他娯樂は從來一ケ月一回であつたのを數回行ふこと▲冬季は相當長い時間にわたつて日向ぼつこをさせること

など從來刑務所ではほとんど夢想だも出來なかつた寬大な處置をとることゝなり、すでに實施してゐる。最近兒島靜岡刑務所長は數回同所に出張、皇恩の有難きを傳へたところいづれも老の眼に涙をたゝへて感激してゐた。右について兒島所長は語る

これは皆　陛下の有難い思召からで民草を思はせられる寬大な大御心を收容者にまで及ぼされたことである、目下濱松支所には六十歳以上の高齡收容者を全國から六十名收容してゐる、なほ今後はかうした六十歳以上の高齡收容者には喫煙もある一定の量だけは許されることになるであらう。（大毎記事）

◇勤險週間

德島刑務所にては十月一日より七日に至る勤儉週間に於て職員一般に普通勤務時より三十分間早出三十分間晩退すること（以上勤）俸給々料月額百分の二を規約貯金し預入ること食事以外の飲食をなさゞること禁酒禁煙の實行活動寫眞並に觀劇等を爲さゞること（以上儉）とし一日より七日間は每日午前午後の休憩時を利用して眞田敎務主任より勤儉力行に就て敎誨を施行した。

叙任辭令

北崎唯次郎

任典獄、補釧路刑務所長、高等官六等、六級俸下賜

看守長　西岡三郎

任典獄補、補宇都宮刑務所栃木支所長、高等官七等七級俸下賜

司法屬　神本直助

任典獄補命福岡刑務所勤務、高等官七等七級俸下賜

典獄補　飯島藤作（小倉支所長）

免本職、命新潟刑務所勤務、命新潟刑務所長心得

典獄補　須藤善一郎（福岡）

補福岡刑務所小倉支所長

全　前田政之輔（栃木支所長）

補松江刑務所鳥取支所長

看守長　印南眞一（市ヶ谷）

任司法屬命行刑局勤務、五級俸下賜

免繁官命長崎刑務所勤務　看守長兼屬　野崎辰雄（行刑局）

看守長　土橋惣太郎（長崎）

兼任司法屬、命市谷刑務所、行刑局勤務、六級俸下賜

命豐多摩刑務所勤務　看守長　神後三（福岡）

命市谷刑務所勤務　全　齋藤文藏（宮城）

命福島全　全　毛利佐四郎（旭川）

命名古屋全　全　高井辰之丞（岐阜）

命岐阜全　全　中野久三（松江）

看守　三喜繁太（福岡）

任看守長、命久留米少年刑務所勤務、月俸六十三圓給與

全　是松卓太（小菅）

任看守長、命長崎刑務所勤務、月俸七十圓給與

全　吉川英一（名古屋）

任看守長、命岡崎少年刑務所勤務、月俸五十七圓給與

全　永谷近（福島）

任看守長、命松江刑務所勤務、月俸五十七圓給與

全　淺川齡吾（網走）

任看守長、命札幌刑務所旭川支所勤務、月俸五十七圓給與

全　楠敏一（市谷）

任看守長、命大阪刑務所北區支所勤務、給八級俸

全　泉久造（金澤）

任看守長、命宮城刑務所勤務、給八級俸

全　須磨卓一（廣島）

任看守長、命岩國少年刑務所勤務、給八級俸

全　伊藤文平（千葉）

任看守長、命前橋刑務所勤務、給九級俸

全　石川榮市（神戸）

任看守長、命姫路少年刑務所勤務、給九級俸

全　鶴羽榮藏（札幌）

任看守長、命盛岡少年刑務所勤務、月俸四十七圓給與

全　遠藤勝三郎（新潟）

任看守長、命神戸刑務所勤務、給十級俸

看守長　鈴木淺吉（京都）

命福岡刑務所勤務

全　東末吉（奈良）

命京都全

司法屬　上田茂登治（行刑局）

刑法並監獄法改正調査委員會書記ヲ命ス

保健技師　近藤常太郎（神戸）

命奈良刑務所勤務

丸山郁雄

任保健技師、命小菅刑務所勤務、十級俸下賜

保健技師　柴田才藏（宮崎）

任朝鮮總督府保健技師七級俸下賜、命大田刑務所勤務

刑務令規

◉司法大臣訓令

（昭和二年八月二十九日
司法省訓令第三號）

刑務所非常時要務規程左ノ通定ム

刑務所非常時要務規程

第一條　天災事變其ノ他非常時ニ於ケル處置ハ法令ニ特別ノ規定アルモノヲ除クノ外本規程ニ依ル

第二條　非常時ニ際シテハ收容者ノ救護ヲ先トスルト共ニ逃走ノ防遏ニ付特ニ警戒ヲ加ヘ且速ニ秩序ノ回復ニ努ムヘシ

第三條　非常時ニ際シテハ其ノ狀況竝之ニ關シテ執リタル處置ヲ速ニ司法大臣ニ申報スヘシ

第四條　非常時ニ際シ刑務所長警備上特ニ必要アリト認ムルトキハ附近ノ刑務所、軍隊、警察官署其ノ他ノ公務所ニ對シ援助ヲ求ムヘシ

附近ノ刑務所ハ前項援助ノ要求ナキ場合ト雖其ノ狀況ヲ調査シ事態重大ナリト認メタルトキハ速ニ警備上ノ援助ヲ與フヘシ

第五條　非常時ニ際シテハ災害及救護ノ狀況ヲ收容者ニ知ラシメ衆情ノ安定鎭靜ニ努ムヘシ

第六條　非常時ニ際シテ必要アルトキハ地方自治團體、軍隊又ハ附近ノ刑務所ニ對シ左記物品ノ補充ニ付援助ヲ求ムヘシ

一　食糧品、飮料水、炊爨具及照明用品
二　被服、寢具及雜具
三　衞生材料
四　戒具及武器
五　建築材料
六　事務用品

第七條　監獄法第二十二條ニ依リ收容者ヲ解放スル場合ニハ事態ノ緩急ヲ察シ必要ノ程度ニ止メ危險且逃走ノ虞ナキモノヲ先ニスヘシ

病者又ハ之ニ準スヘキ者ニ付テハ特ニ其ノ救護ニ注意スヘシ

第八條　解放セラルル者ニ對シテハ出頭スヘキ時期及場所ヲ告知スヘシ

第九條　刑務所ノ狀況ニ應シ必要ナル消防器具、非常用銃及戒具ヲ備ヘ不時ノ使用ニ支障ナキ樣完全ニ保管スヘシ

銃及戒具ヲ每月二回、消防器具ハ每月一回以上之ヲ檢査シ仍ホ刑務官吏ヲシテ時々其ノ使用ノ演習ヲ爲サシムヘシ

前項ニ依リ銃、戒具又ハ消防器具ノ使用ノ演習ヲ爲サシメタルトキハ其ノ都度成績ヲ考査シ其ノ顚末ヲ一定ノ帳簿ニ記錄スヘシ

第十條　刑務所敷地內適當ノ場所ニ非常用貯水池又ハ堀井戶ヲ設クヘシ

貯水池又ハ堀井戶ハ火災ニ處シ用水ニ支障ナカラシムル爲少クトモ三月每ニ其ノ水量檢査ヲ行ヒ殊ニ結凍旱魃時ニ注意スヘシ

第十一條　懲役受刑者ニシテ行狀善良ナル者ノ中ニ就キ豫メ消防ノ用務ニ就カシムヘキ者ヲ選定シ平素消防器具使用ノ演習ヲ爲サシムヘシ

第十二條　非常時ニ際シ搬出スヘキ重要書類竝物件ハ平時之ヲ特定シ置クヘシ

其ノ種類概ネ左ノ如シ

一　戒具及武器
二　官吏ノ身分ニ關スル書類及收容者ノ身分帳簿竝放免曆簿
三　領置金品基帳
四　作業賞與金計算高基帳
五　保管金品及領置品
六　金品出納ニ關スル書類竝帳簿
七　教誨原簿
八　調治簿及病床日誌

若搬出スルコト能ハサルトキ又ハ搬出スルコトヲ不適當ト認メタル場合ハ之ヲ地中ニ埋藏シ又ハ水中ニ沈置スル等其ノ保全ニ付特ニ注意スヘシ

第十三條　刑務所長ハ非常召集ニ關スル規程ヲ設ケ時々非常召集ノ演習ヲ爲スヘシ

第十四條　本規程ハ刑務所ノ支所、出張所ニ之ヲ準用ス

○行刑局長通牒

◉受刑者ノ看讀書籍ニ關スル件

（昭和二年九月十二日
行甲第一、二五一號）

受刑者ノ私本看讀ハ各所其ノ取扱區々ニ亘リ處遇ノ衡平統一ヲ缺ク憾アリ往々移送セラレタル受刑者中ニハ元刑務所ノ取扱振ヲ云爲シテ情苦ヲ訴フル事例尠カラス又私本ノ購入差入ニ付テハ取扱上煩瑣ナル手數ヲ要スル等幾多ノ弊害アルヲ以テ爾今既ニ施行セラルヽ累進處遇法ニ依リ上級ニ屬シ私本ノ看讀ヲ認メラルヽ者ヲ除クノ外私本ノ購入差入ヲ許可セサルコトヽシ（相當ノ理由アリ特ニ許可スヘキ者ヲ除ク）ハ之ヲ許可セサルヲ原則トスヘシ

但シ從來私本ノ看讀ヲ許可シ居リタル者ニシテ其ノ私本ノ購入ハ可成刑務協會ヨリ送本ス且必要缺クヘカラスト認メラルヽモノハ本省ノ審査ヲ經タル上新ニ購入貸與スルコトヽシ（相當ノ理由アリ特ニ許可スヘキ者ヲ除ク）ハ之ヲ許可セサルヲ原則トスヘシ

但シ從來私本ノ看讀ヲ許可シ居リタル者ニシテ其ノ私本ノ購入ハ可成刑務協會ヨリ送本スル

ニ有之候斯クテハ右通知ノ本旨ニ反スルノミナラス犯罪ノ豫防上洵ニ遺憾ノ次第ニ有之候條可成釋放前相當ノ期間ヲ置キ通知ヲ發送セラルヽハ勿論警察官憲ヨリノ希望アルトキハ歸住地察察官署ニ對シテモ直接通知ヲ發スル等相當便宜ヲ與ヘラレ候樣致度候

◎作業月表樣式中改正ノ件

（昭和二年九月十五日）
（行甲第一、二七〇號）

大正十一年十月司法省訓令第七號作業章程第十號書式作業月表附表中左ノ通リ追加シ本年九月分ヨリ實施相成度依命此段及通牒候

（別紙）

請願作業

作業賃金一人當額	備考
官司作業	
男	…
女	…
何々	
男	…
女	…
受負作業	
男	…
女	…

何々	男	…
委託作業	女	…
何々	男	…
	女	…
合計	男	…
	女	…
	計	…

記載例

1 請願作業ニ就テハ詳細。拘留。刑事被告人別實人員ヲ記載スルコト

2 附表本圖ハ作業月表ニ對スル再掲トス

◎傳染病豫防法運用ニ關スル件通牒

（昭和二年九月十九日）
（行甲第一、二九六號）

標記ノ件ニ關シ別紙甲號ノ通協議候處右ニ對スル乙號ノ回答ニ付疑義ヲ抱クモノ有之重ネテ丙號ノ通協議候處丁號ノ回答有之候ニ付爲參考及御送付候

（甲號）

行甲第四一六號大正十五年四月九日

司法次官　林　頴三郎

內務次官　川崎卓吉殿

傳染病豫防法ノ運用ニ關シ協議ノ件

傳染病豫防ニ付テハ緊急ノ處置ヲ要スルモノナルヲ以テ刑務所ニ傳染病發生シ若ハ發生ノ虞アル場合ニ於テ傳染病豫防法第二十條ニ基キテ爲スヘキ協議ハ刑務所又ハ其ノ支所ノ長其ノ刑務所々在地ヲ管轄スル警察署長ニ協議スルヲ以テ足リ警察署長ニ於テ患者ヲ入院セシメタルトキハ豫防法第十八條ヲ適用スルコト、致度此段及協議候也

（乙號）

內務省司衞第二號大正十五年六月十六日

內務次官

林司法次官殿

傳染病豫防法ノ運用ニ關シ協議ノ件回答

四月九日行甲第四一六號ヲ以テ標記ノ件御協議有之候處傳染病豫防法第二十條ニ依ル刑務所長又ハ其ノ支所長カ地方長官ト爲スヘキ協議ハ便宜警察署長ヲ介シ地方長官ト協議ヲ遂ケラルヽハ差支無之而シテ在監者ニシテ傳染病ニ罹リタル者若ハ病毒感染ノ疑アル者ニシテ刑獄シタルトキハ法第十八條ノ適用アルヘキ儀ニ候條御了知相成度

司法次官　小原　直

內務次官　川崎卓吉殿

傳染病豫防法運用ニ關シ協議ノ件

傳染病豫防法第十八條ノ解釋ニ付テハ客年六月十六日御回答ノ次第モ有之在監中傳染病ニ罹リ治癒ニ至ラサル者若ハ病毒感染ノ疑アル者ニシテ刑期滿了其ノ他ノ事由ニ因リ釋放セラルヽ者ハ固ヨリ御回答ノ範圍ニ屬セスシテ同法條ノ適用アルヘキコト當然ノ儀ト思料被致候ヘ共昨今解釋上竝取扱上疑義有之哉ニ及聞候條此點ニ關スル御意見承知致度候

（丁號）

內務省司衞第一號昭和二年八月二十七日

內務次官

司法次官殿

傳染病豫防法運用ニ關シ協議ノ件

標記ノ件ニ關シ八月十一日付司法省行刑局行甲第一〇八〇號ヲ以テ重ネテ御照會相成候處在監中傳染病ニ罹リ治癒ニ至ラサル者若ハ病毒感染ノ疑アル者ニシテ刑獄シタルトキハ法第十八條ノ適用アルヘキ儀ニ候條御了知相成度

（丙號）

行甲第一、〇八〇號昭和二年八月十一日

司法次官　小原　直

內務次官　川崎卓吉殿

傳染病豫防法運用ニ關シ協議ノ件

傳染病豫防法第十八條ノ解釋ニ付テハ客年六月十六日御回答ノ次第モ有之在監中傳染病ニ罹リ治癒ニ至ラサル者若ハ病毒感染ノ疑アル者ニシテ刑期滿了其ノ他ノ事由ニ因リ釋放セラルヽ者ハ固ヨリ御回答ノ範圍ニ屬セスシテ同法條ノ適用アルヘキコト當然ノ儀ト思料被致候ヘ共昨今解釋上竝取扱上疑義有之哉ニ及聞候條此點ニ關スル御意見承知致度候

（丁號）

內務省司衞第一號昭和二年八月二十七日

內務次官

司法次官殿

傳染病豫防法運用ニ關シ協議ノ件

標記ノ件ニ關シ八月十一日付司法省行刑局行甲第一〇八〇號ヲ以テ重ネテ御照會相成候處在監中傳染病ニ罹リ治癒ニ至ラサル者若ハ病毒感染ノ疑アル者ニシテ刑獄シタルトキハ法第十八條ノ適用アルヘキ儀ニ候條御了知相成度

◎鍛冶工實習訓練ニ關スル件

（昭和二年九月十九日）
（行甲第一二八九號）

本年三池刑務所ニ於テ實施シタル鍛冶工實習訓練終了ノ件別紙ノ通リ報告相成候ニ付テハ將來ノ御參考迄ニ配布致候

別紙

第一回鍛冶工訓練狀況報告

一實習夫總員貳拾四名ヲ一班トシ技術家四名ニ實習教師ヲ囑託シ內一名ヲ專任トシ專ラ指導ノ任ニ當ラシメ他ノ囑託者ハ實習訓練上即チ又物、機械鍛冶ノ種類ニヨリ時々擔任指導セシメタリ尙鍛冶工ノ概念ヲ教授スル爲メ一週四時間宛講師ヲシテ專門的學科ヲ教授セシメタリ其概要ハ別冊鍛冶工訓練講義錄ノ通リナルモ實習夫中數名ハ教育程度底キ爲メ充分了解シ能ハザルノ感アリタリ

一第一期中（二ケ月）最初ノ間ハ總員ヲ五組ニ分チ各一組ヲ以テ鍛冶火床ノ一箇ヘ配シ鍛冶工基本作業ノ練習ニ從事セシメタルモ元來鍛冶火床ハ素人ノミノ組合ニテハ作業進捗セザルノミナラズ危險ノ伴フモノナルガ故ニ實習夫中多少ノ經驗者三名アリタルニヨリ之レヲ火造手トシ指導ヲ容易ナラシムルヲ得タリ第一期ノ實習ニ於テハ無經驗者ノミニテハ八名乃至拾名ニ對シ直接指導者一名ヲ適當ナリト認メタリ

一實習當初ヨリ十日間ハ火床一組ヲ五名トシタルモ漸次技能ノ進ムニ從ヒ過員ヲ感スルト又材料ノ準備モ整ヒタルニヨリ總員四名宛ノ六組ニ分チ內一組ハ交ル々々又物類仕上方ノ練習ニ就カシメタリ

一實習夫ハ累犯者ナルヲ以テ相當行狀不良ノモノアリシト雖モ貳名ヲ除ク外他ハ能ク皆熱心ニ研究シ指導上ニモ順應性ヲ認メ又技術ノ進歩ニ於テハ一般社會ノ職工養成ノ到底及ブ所ニアラザルヲ以テ訓練

ノ意義ヲ全フシタルノ感アリ

一實習中一名ノ負傷者ヲ(眼)出シタルモ此ノ者ハ曾テ鹿轉業ヲ願出タル事アリテ鍛冶工ヲ希望セザリシモノ一名ハ全ク習熟ノ見込ミナク其他ノ貳名ハ視力障害ノ爲メ何レモ中途訓練ヲ解除スルノ無止ニ至リタルハ甚ダ遺憾トスル處ナリ

一第一期訓練ニ於テ一般鍛冶工ノ基本作業ヲ教ヘ第二期ニテハ刃物及農具類ノ火造リ成形方ヲ練習セシメ置キ第三期ニ於テ刃物類製作者ノ最モ困難トスル熟所理方及機械鍛冶ノ一部ヲ訓練シ以テ鍛冶工トシテ心得フベキ基礎教育ノ大略ヲ修得セシメ技術職工トシテ約七歩通リノ技能アルニ至ラシメタルヲ以テ彼等ニシテ爾後繼續實地ニ從事シ鍛練セバ一人前ノ技能職工タリ得ル事ヲ確信ス

◇靴工訓練ニ關スル件

(昭和二年九月二十一日 行甲第一二九九號)

本年名古屋刑務所ニ於テ實施シタル靴工訓練ノ概況別紙ノ通ニ有之候間爲參考及送付候也

別紙

靴工訓練所概況報告

一　所定ノ訓練期間内ニ於テ各自製甲及底付ノ技能ヲ充分ニ習得セシムルカ如キハ到底望ミ難キ所ナレドモ先ツ靴工術ノ一般ヲ了解セシムル必要アルニヨリ第一期間ニ於テハ各自均等ニ製甲及底付作業ヲ練習セシメ第二期以後ニ於テハ各自ノ技能ノ適否ヲ考査シ製甲ト底付トヲ區別シ各分業的ニ修習セシムル方針ヲ取レリ

二　開所後ノ一週間ハ工具配給其名稱及使用法等ヲ了得セシメタリ、工具ノ手入庖丁研皮スキミシン掛等簡單ナル基礎作業ヲ練習セシム各自使用ノ足掛革、裁甲革等モコノ間ニ製作セシメタリ

三　開所ヨリ七日目ニ全員ヲ拾名ツツ二班ニ分チ甲班ハ製甲乙班ハ底付ノ作業ヲ練習セシム但最初甲皮縫ノ用意整ハザル二日間乙班ハ製甲ノ補助ヲナサシム斯シテ先ツ甲班ガ甲皮持數ヲ仕上ゲタル後乙班ト交替シテ製甲ヲ練習セシム

四　短期間ニ各種ノ靴ニツキテ充分練習セシムルハ困難ナルカ故先ツ最モ簡單ナル紐短靴ノ製作ヨリ敎フルコトヽセリ工程ニ稍々運速アレトモ三月十七日ニハ乙班拾名ノ仕上全部終了其結果ハ豫想セシヨリ遙カニ良好ニシテ指導者モ一層ノ力ヲ得タル感アリ

五　靴工ノ如キ手工的ノ作業訓練ニアリテハ一人毎ニ就テ敎導スル必要アル最モ大切ナル初メノ約一ケ月間ハ貳拾名ニ一名ノ指導者ニテハ手不足ニテ徹底セル指導ヲナス上ニ於テ遺憾ニ思ハル、點尠カラズ殊ニ短期間ニ確實ナル基礎ヲ習得セシムル必要アル場合ナレバ少クトモ拾五名ニ一名ノ割合ノ指導者ヲ要スルヤウ思料セラル

六　初メ第一回分ノ製品ハ全部破壞シテ其屑材料ヲ以テ更ニ練習セシムル豫定ナリシモ最初ニ仕上ケタル成績ヲ見ルニ全部充分實用ニ耐フル程度ノ出ナルカ故ニ破壞ヲ見合セタリ實習夫ガ熱心ト興味トヲ以テ仕上ゲタル製品ヲ直チニ破壞スルカ如キハ指導上ニ好マシカラザル結果ヲ齎スコトナキカ且ソノ製品ハ賣却スレバ材

料代ノ八九割ハ回收シ得ラルル可シ

七　指導宜シキヲ得バ靴工訓練ニアリテハ其最初ヨリ充分使用ニ耐フル製品ヲ作リ得ラルル可シ第一期分材料ノ不足セルタメ四月初旬ヨリハ各自ノ持數ノ十三足ヲ仕上ゲタル者ヨリ順次ニ京都市電氣局註文ノ編上靴ノ底付手傳ヲナサシメ第一期中ニ全數約五拾足分ノ底付ヲ仕上ゲタリ短靴一足分ノ製甲ニ一日間同底付ニ三日間ヲ要ストスレバ貳拾人ノ實習夫ニテ第一期間(五拾四日トシテ)中ニ貳百七拾足分ノ材料ヲ用意スレバ充分ナリ

八　實習中ニ二ケ月間、乃至四ケ月間從來靴工ニ經驗ヲ有スル者五名アリ何レモ正シキ階梯ヲ踏ミタル者ニ非ス斯ル者ニハ往々ニシテ技法上忌ハシキ僻ヲ有スル者等アリ本訓練所ニ於テハ是等ノ者ノ實技指導ニ際シテハ表面上一切無經驗者ト區別セザルコトトシテ授業セリ、當初經驗者ハ無經驗者ニ比シテ稍々優ルモノアリタレド非常ナル興味ト希望ヲ持チ續クル者ハ反テ無經驗者ノ中ニアリ第一期末頃ノ狀態ニ徵スレバ從來全ク經驗ナキ者ノ技術著ク向上シテ經驗者ト殆ド差異ヲ認メザルニ至レリ

九　學科ハ毎週水曜日土曜日ノ午前九時拾五分ヨリ同拾壹時迄別ニ設ケタル敎室ニ於テ敎授ス最後マデ非常ニ熱心ニ聽講セリ靴工術講義ハ能フ限リ實習トノ連絡ヲ圖リナホ講義ノ間ニ工人トシテ必要ナル基礎ヲ與フルコトニ努ム

十　學科成績ノ良否ハ實習成績及學歷等トヲ參酌シ試驗問題ハ圖解ノミニテモ足ル如キ種類ノモノヲ出シタレド豫期セルヨリモ良答案ヲ得タリ

十一　第二期ヨリ製甲底付ヲ區別シテ敎授スル豫定ナリシモ京都市電氣局註文編上靴ノ納期ノ關係上全部其底付ヲナサシメ六月七日ヨリ四名ヲ選ビテ製甲專問ニ習ハシムルコトトシ子供靴ノ製甲ヲ始メシム第二期中京電註文靴底付仕上數ハ五百拾八足ナリ六月末ヨリハ技術ノ優秀ナル者ヨリ小口註文靴ヲ作ラシメタリ

十二　第三期初メニ子供靴二百足ヲ仕上ク技能順調ニ進ミツツアリ次ニ學生用短靴ヲ作ラシム七月末ヨリハ第二回京都市電氣局註文編上靴製作ニ着手製甲及底付ヲナサシム普通ノ靴工場ノ者ト比較シテ遜色ナキノミナラズ反ツテ之ヲ凌駕スル者アリ此間ニ小口註文靴ヲモ作ラシメタリ

十三　成可ク註文品ニヨリテ實習敎材ニ充ツルヤウニセルタメ實習夫ノ學力ニ對スル講義ノ期間及內容謄寫版刷トシテ配付シ說明ヲ省ケル如キ憾ミアリタレドモ製甲底付トモ製靴ニ必要ナル基礎的技術ハ充分確實ニ習修セシメ得タリ實習夫ハ今後少ナクトモ幾刑期ニヶ年以上アリ其間引續キ練習スレバ各種ノ靴ニツキテ社會ニ於ケル一人前ノ職工ト同等又ハソレ以上ノ技能ヲ持チ得ル見込確實ナリ

十四　實習夫貳拾名ノ內三重刑務所ヨリ撰定セラレシモノ六名、金澤刑務所ヨリ撰定セラレシモノ二名、名古屋刑務所ヨリ撰定セラレシモノ十二名ナリ此內名古屋刑務所ヨリ撰定セラレシモノ內二名ハ成業ノ見込ナキヲ以テ途中除席シ修了スルニ至ラズ

昭和二年五月中入出監並月末在監人員 （△ハ減）

Prison Population during the Month of May 1927

	越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	増 前月比較	減 前年比較
受刑者	37,149	4,030	4.000	37,179	37,149	39,924	30	△ 2,745
刑事被告人	3,479	3,907	4,049	3,337	3,479	3,175	△ 142	162
労役場留置者	333	452	462	323	333	282	△ 10	41
乳兒	8	3	2	9	8	16	1	△ 7
總計 男	40,119	8,117	8,225	40,011	40,119	42,445	△ 108	△ 2,434
總計 女	850	275	288	837	850	952	△ 13	△ 115
總計 計	40,969	8,392	8,513	40,848	40,969	43,397	△ 121	△ 2,549

備考　內朝鮮人受刑者男709人、女1人、刑事被告人男81人、女1人、支那人受刑者男97人、刑事被告人男24人、女1人、露西亞人受刑者男2人、伊太利人刑事被告人男1人ナリ。

昭和二年五月末在所者人員表

The Number of the Inmates During the Month of May. 1927.

刑務所別 Name of Prisons	受刑者 Prisoners sentenced			刑事被告人 Prisoners Accused			労役場留置者 Prisoners in "Roeki-jo" (Place of labour in lien of fine or penalty imposed)			乳兒 Babies in Prison			合計 Sum Total		
	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total
小菅 Kosuge	1.114	—	1.114	—	—	—	—	—	—		—	—	1.114	—	1.114
市谷 Ichigaya	239	18	257	752	13	765	24	—	24	—	1	1	1.015	32	1.047
豐多摩 Toyotama	1.067	—	1.067	—	—	—	2	—	2	—	—	—	1 069	—	1.069
巢鴨 Sugamo	1.964	—	1.964	—	—	—	3	—	3	—	—	—	1.967	—	1.967
橫濱 Yokohama	484	—	484	85	5	90	10	—	10	—	—	—	579	5	584
千葉 Chiba	784	—	784	28	1	29	3	—	3	—	—	—	815	1	816
水戶 Mito	364	1	365	23	1	24	3	—	3	—	—	—	390	2	392
宇都宮 Utsunomiya	349	139	488	39	—	39	2	1	3	—	—	—	390	140	530
前橋 Maebashi	951	2	953	55	2	57	10	—	10	—	—	—	1.016	4	1.020
靜岡 Shizuoka	592	—	592	43	2	45	4	—	4	—	—	—	639	2	641

矯正図書館
刑政第40巻第11号

矯正図書館

甲府 Kōfu	643	—	643	25	2	27	5	—	5	—	—	—	673	2	675
長野 Nagano	624	9	633	35	2	37	6	—	6	—	—	—	665	11	676
新潟 Niigata	463	6	469	29	3	32	—	—	—	—	—	—	492	9	501
京都 Kyoto	850	137	987	69	—	69	13	—	13	1	1	2	933	138	1.071
大阪 Ōsaka	2.820	4	2.824	529	12	541	24	1	25	—	—	—	3.37	17	3.390
神戸 Kobe	1.332	1	1.333	115	7	122	22	—	22	—	—	—	1.469	8	1.477
奈良 Nara	563	—	563	24	1	25	3	—	3	—	—	—	590	1	591
滋賀 Shiga	354	—	354	44	2	46	5	—	5	—	—	—	403	2	40
徳島 Tokushima	447	14	461	28	1	29	2	—	2	—	—	—	477	15	492
高松 Takamatsu	772	2	774	16	—	16	2	—	2	—	—	—	790	2	792
高知 Kōchi	623	6	629	39	1	40	6	—	6	—	—	—	668	7	675
名古屋 Nagoya	1.616	69	1.685	128	7	135	22	1	23	—	1	1	1.760	78	1,844
三重 Mie	655	—	655	22	—	22	6	—	6	—	—	—	683	—	683
岐阜 Gifu	474	—	474	37	3	40	5	—	5	—	—	—	516	3	519
金澤 Kanazawa	568	18	586	43	4	47	2	—	2	—	—	—	613	22	635
廣島 Hiroshima	1.023	63	1,086	75	1	76	14	1	15	—	—	—	1.112	65	1.177
山口 Yamaguchi	510	—	510	33	—	33	4	1	5	—	—	—	547	1	548

(76)

岡山 Okayama	736	3	739	135	7	142	14	—	14	—	—	—	885	10	895
松江 Matsue	576	15	591	72	2	74	2	—	2	—	—	—	650	17	667
松山 Matsuyama	502	—	502	61	5	66	7	—	7	—	—	—	570	5	575
長崎 Nagasaki	820	—	820	61	—	61	6	—	6	—	—	—	887	—	887
三池 Miike	1.313	—	1.313	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.313	—	1.313
福岡 Fukuoka	1.493	83	1.576	111	1	112	27	2	29	2	—	2	1.833	86	1.719
大分 Oita	330	—	330	21	—	21	—	—	—	—	—	—	351	—	351
熊本 Kumamoto	964	—	964	40	1	41	8	—	8	—	—	—	1.012	1	1.013
鹿兒島 Kagoshima	453	11	464	39	3	42	2	—	2	—	1	1	494	15	509
宮崎 Miyazaki	313	—	313	22	1	23	4	—	4	—	—	—	339	1	340
沖繩 Okinawa	337	6	343	13	—	13	4	—	4	—	—	—	354	6	360
宮城 Miyagi	769	64	833	38	3	41	3	—	3	—	—	—	810	67	877
福島 Fukushima	319	—	319	54	1	55	6	—	6	—	—	—	379	1	380
山形 Yamagata	255	—	255	14	2	16	2	—	2	—	—	—	271	2	273
秋田 Akita	414	—	414	17	—	17	2	—	2	—	—	—	433	—	433
青森 Aomori	254	—	254	25	—	25	2	—	2	—	—	—	281	—	281
札幌 Sapporo	1.060	55	1.115	82	—	82	10	—	10	2	—	2	1.154	55	1.209

(77)

刑政第40巻第11号

| 監獄 | 人員 | 男 | 女 | 年齢 | | |

第三表　被檢者ノ年齢犯數收容期間等表

A　組　第三表

被檢者番號	年齢	犯數	收容 大正年月日	時	釋放 大正年月日	時	懲罰度數
二、三二九	二四才	一	五、八、一九	二	七、二、一五	二	ナシ
二、七七六	二七	二	五、一二、二	二	七、六、二	二	一回
一五四	二九	二	六、四、七	二	七、四、七	二	一回
二、四三一	三〇	二	六、四、三	二	一〇、四、三	二	ナシ
一、九四五	三一	二	六、二、一三	二	七、四、一三	二	ナシ
一、三三六	三五	三	五、五、二六	二	八、五、二〇	二	五回
二、〇五八	二九	三	五、七、四	二	七、一一、四	二	ナシ
一、六五九	二七	三	四、四、三	二	七、一〇、五	二	ナシ
一、五九八	二七	三	六、二、三	二	七、二、三	二	ナシ
五四一	二八	四	五、一一、一四	二	七、一一、一四	二	ナシ
一、三五〇	三一	四	四、八、一七	二	七、八、一七	二	一回
一六一	三三	五	六、四、六	二	七、七、六	二	一回
一、八〇一	三〇	五	六、七、四	二	七、九、四	二	一回
一、八六一	三八	五	五、一一、二八	二	八、五、二八	二	ナシ

B　組

二、七四六	二八	二	五、一二、二	二	七、五、三〇	二	ナシ
一、一二〇	二八	二	五、八、二七	二	七、八、二七	二	ナシ
二、四六三	三九	二	六、二、二四	二	七、二、二四	二	ナシ
九一	二五	二	六、四、五	二	七、四、七	二	ナシ

二、三七二	二五	二	一八	七	二、一八	二	一回
二、五四八	三五	三	一五	八	一六	二	一回
四二八	二五	三	七	七	一二	二	一回
四〇八	二六	三	五	七	一二	二	一回
一、六七八	三五	三	六	八	一六	二	ナシ
二、六四三	二六	三	一一	七	一七	二	ナシ
二七〇	三二	四	一七	七	一七	二	ナシ
一、四五五	二六	五	七	八	一七	二	ナシ
二七三	二七	五	一三	七	一二	二	ナシ
一、二三七	三〇	五	一二	七	一二	二	ナシ

第三章　被檢者ノ日課

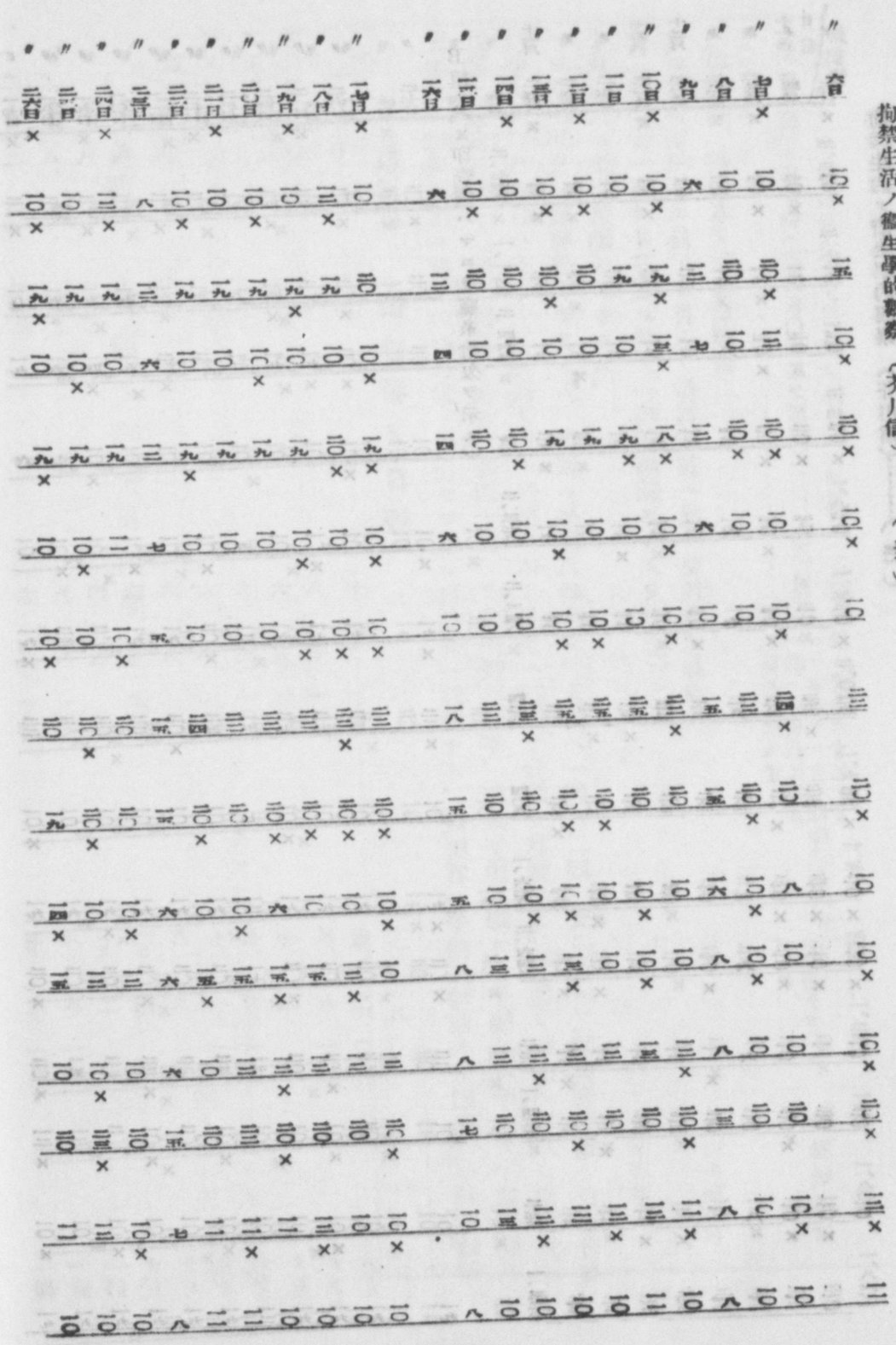
被檢者ノ起居動作ニ就キテハ日常ト變化ナキ樣ニ自他共ニ注意セリ。被檢者ハ午前五時四十分起床、午前六時半就業、晝食正午十二時、就業午後十二時四十分、夕食午後三時半、夜業午後五時ヨリ午後八時半マデ、就眠同八時半ナリ。日曜日ハ正午十二時限リニテ作業ヲ休ミ午後ハ約四十分間ノ教誨アリ。其他ノ時間ハ本人ノ自由意志ニヨリ休養又ハ讀書等ヲナサシム。就眠ハ午後八時ナリ。入浴ハ一週ニ二回、又一週ニ二回位晝食後ニ三十分徒手体操又ハ歩行運動ヲナサシム。

十二月ハ十一月ヨリ日業ニ於テ一時間短縮スルノミ。

ナホ實驗期間中ニ於ケル各人ノ作業成績ハ次ノ第四表ノ如シ

第四表　被檢者ノ作業成績表

A　組（×印壹個ハ眞繩五〇〇足ヲ示ス）	備考	課程ナリ
	二二機ハ九尺八寸	
	二一機ハ一丈八尺九寸	
	マニラ麻糸ツナキハ毎時三足六分	
	眞繩ハ毎時六十足ナリ	



〃　七月　10　19　10　19　10　19

〃	〃	9	11.0C°	5.0C°	3.00C°	11.0C°	5.0C°	8.00C°	5 1/6st	〃	8 1/6st	−	−	〃	馬肉拾匁
〃	〃	10	10.0C°	5.0C°	7.50C°	9.0C°	7.0C°	8.00C°	7st	3 1/2st	10 1/2st	−	+	〃	
〃	〃	11	11.0C°	4.0C°	7.50C	13.0C°	6.0C°	9.50C°	〃	〃	〃	+	−	〃	
〃	〃	12	11.0C°	4.0C°	7.50C°	11.5C°	5.5C°	8.50C°	〃	〃	〃	−	+	〃	
〃	〃	13	8.0C°	5.0C°	7.00C°	9.0C°	5.0C°	7.00C°	〃	〃	〃	−	−	〃	
〃	〃	14	9.0C°	4.0C°	6.50C°	9.5C°	5.0C°	7.25C°	〃	〃	〃	+	−	〃	塩鰯參拾匁
〃	〃	15	8.0C°	3.5C°	5.75C°	9.0C°	6.0C°	7.50C°	〃	〃	〃	−	+	〃	
〃	〃	16	8.0C°	3.0C°	5.50C°	9.0C°	5.0C°	7.00C°	5 1/6st	〃	8 3/4st	−	−	〃	馬肉拾匁
〃	〃	17	8.0C°	3.0C°	5.50C°	8.0C°	3.0C°	5.50C°	7st	3 1/2st	10 1/2st	−	+	〃	
〃	〃	18	9.0C°	2.5C°	5.75C°	8.0C°	3.5C	5.75C	〃	〃	〃	+	−	〃	
〃	〃	19	8.0C°	3.0C°	5.50C°	9.0C°	4.0C°	6.50C°	〃	〃	〃	−	+	〃	
〃	〃	20	9.0C°	2.0C°	5.50C°	10.0C°	4.0C°	7.00C°	〃	〃	〃	+	−	〃	
〃	〃	21	9.0C°	3.0C°	6.00C°	10.0C°	3.0C°	6.50C°	〃	〃	〃	−	−	〃	馬肉拾匁
〃	〃	22	10.0C°	2.0C°	6.00C°	10.00C°	3.5C°	6.75C°	〃	〃	〃	−	+	〃	
〃	〃	23	7.5C°	2.0C°	4.75C°	8.0C°	3.5C°	5.75C°	5 1/6st	〃	8 3/4st	−	−	66	塩鰯參十匁
〃	〃	24	7.0C°	2.0C°	4.50C°	7.5C°	2.5C°	5.00C°	7st	3 1/2st	10 1/2st	−	+	〃	
〃	〃	25	10.5C°	1.5C°	6.00C°	7.5C°	2.0C°	4.75C°	〃	〃	〃	+	−	〃	馬肉拾匁
〃	〃	26	6.0C°	0.0C°	3.00C°	7.0C	1.5C	4.25C	〃	〃	〃	−	+	〃	
〃	〃	27	5.5C°	0.0C°	2.75C°	6.0C°	0.0C°	3.00C°	〃	〃	〃	−	−	〃	
〃	〃	28	5.0C°	1.0C°	3.00C	7.0C°	1.0C°	4.00C°	〃	〃	〃	−	−	〃	

第五章　實驗ノ實施方法及其成績

被檢者二十八名ヲA部B部ノ二部ニ分チ、刑務所内ニ於ケル處遇ヲ實驗着手以前ノ生活狀態ト同一ナラシメ十一月十七日ヨリ十二月一日ニ至ル五日間ノ被檢者ノ毎日ノ体重ノ變化ヲ觀察シテ非拘禁生活ニ慣レ体重ニ大ナル變動ナキヲ確メタリ。其成績第六表ノ如シ

第六表　受刑者ノ日別體重變化表

組	番號	被檢者	二十一月十七日	二十一月十八日	二十一月十九日	二十一月二十日	二十一月二十一日	平均
A	二	三	三貫四〇	三貫三〇	三貫四〇	三貫三〇	三貫四〇	三貫三六
	二	七	三貫五〇	三貫四〇	三貫五〇	三貫四〇	三貫五〇	三貫四七
	一	四	三貫六〇	三貫五〇	三貫六〇	三貫五〇	三貫六〇	三貫五七
	二	三	三貫六〇	三貫五〇	三貫六〇	三貫五〇	三貫六〇	三貫五七
	一	九	三貫七〇	三貫六〇	三貫七〇	三貫六〇	三貫七〇	三貫六七
	一	六	三貫七〇	三貫六〇	三貫七〇	三貫六〇	三貫七〇	三貫六七
	二	八	三貫七〇	三貫六〇	三貫七〇	三貫六〇	三貫七〇	三貫六七
	一	九	三貫八〇	三貫七〇	三貫八〇	三貫七〇	三貫八〇	三貫七七
	一	八	三貫八〇	三貫七〇	三貫八〇	三貫七〇	三貫八〇	三貫七七
	五	一	三貫八〇	三貫七〇	三貫八〇	三貫七〇	三貫八〇	三貫七七
	一	〇	三貫九〇	三貫八〇	三貫九〇	三貫八〇	三貫九〇	三貫八七
	一	二	三貫九〇	三貫八〇	三貫九〇	三貫八〇	三貫九〇	三貫八七
	一	五	三貫九〇	三貫八〇	三貫九〇	三貫八〇	三貫九〇	三貫八七
	二	四	四貫〇〇	三貫九〇	四貫〇〇	三貫九〇	四貫〇〇	三貫九七
	二	一	四貫〇〇	三貫九〇	四貫〇〇	三貫九〇	四貫〇〇	三貫九七
	二	六	四貫〇〇	三貫九〇	四貫〇〇	三貫九〇	四貫〇〇	三貫九七
B	一	一	三貫四〇	三貫三〇	三貫四〇	三貫三〇	三貫四〇	三貫三六
	一	〇	三貫五〇	三貫四〇	三貫五〇	三貫四〇	三貫五〇	三貫四七
	一	四	三貫六〇	三貫五〇	三貫六〇	三貫五〇	三貫六〇	三貫五七
	一	二	三貫六〇	三貫五〇	三貫六〇	三貫五〇	三貫六〇	三貫五七
	一	七	三貫七〇	三貫六〇	三貫七〇	三貫六〇	三貫七〇	三貫六七
	一	五	三貫七〇	三貫六〇	三貫七〇	三貫六〇	三貫七〇	三貫六七
	一	三	三貫七〇	三貫六〇	三貫七〇	三貫六〇	三貫七〇	三貫六七
	一	六	三貫八〇	三貫七〇	三貫八〇	三貫七〇	三貫八〇	三貫七七
	一	八	三貫八〇	三貫七〇	三貫八〇	三貫七〇	三貫八〇	三貫七七
	一	九	三貫八〇	三貫七〇	三貫八〇	三貫七〇	三貫八〇	三貫七七
	一	〇	三貫九〇	三貫八〇	三貫九〇	三貫八〇	三貫九〇	三貫八七
	一	二	三貫九〇	三貫八〇	三貫九〇	三貫八〇	三貫九〇	三貫八七
	一	五	三貫九〇	三貫八〇	三貫九〇	三貫八〇	三貫九〇	三貫八七
	二	四	四貫〇〇	三貫九〇	四貫〇〇	三貫九〇	四貫〇〇	三貫九七
	二	一	四貫〇〇	三貫九〇	四貫〇〇	三貫九〇	四貫〇〇	三貫九七
	二	六	四貫〇〇	三貫九〇	四貫〇〇	三貫九〇	四貫〇〇	三貫九七

矯正図書館
刑政第40巻第11号

| B 組 | | |

組			
			二、五四八
			四二八
			四〇八
			一、六七八
			二、六四三
			二七〇
			一、四五五
			二七三
計			一、二三七
平			均

			一三、〇五〇
			一三、〇〇〇
			一二、七〇〇
			一三、二二〇
			一三、八〇〇
			一二、五五〇
			一二、四九〇
			一二、四六〇
			一二、三六〇

			一三、二四〇
			一三、二四〇
			一二、六一〇
			一三、五〇〇
			一四、〇一〇
			一二、八〇〇
			一二、七八〇
			一二、三七〇
			一二、五〇〇

			〇、一九〇
			〇、二四〇
		（一）	〇、〇九〇
			〇、二八〇
			〇、二一〇
			〇、二五〇
			〇、二九〇
		（一）	〇、〇九〇
			〇、一四〇
			二、〇九〇
			〇、一五〇

又本實驗ノ第一日ヨリ終了日間ニ於ケル兩部ノ每日ノ平均体重ヲ曲線ヲ以テ示セバ第八表ノ如シ

第八表　增食ノ實驗中ニ於ケル受刑者ノ平均ノ体重比較曲線表

（第八表ハ末尾ニ附ス）

ナホ又受刑者ノ如キ副菜品ニ動物性ノ食品ノ乏シキ者ニアリテハ、此ノ動物性食品ノ有無ハ体重ニ如何ナル影響ヲ及ボスヤヲ慮リ動物性食品ヲ支給セシ日ニ於ケル体重ヲ檢シ、次ノ第九表ヲ得タリ。因ニ實驗期間中ニ於テ支給セラレシ動物性食品ハ鹽鱒（一回量三十匁）ノ四回ト馬肉（一回量十匁）ノ五回ト秋刀魚（一回量三十匁）一回ナリキ

第九表　動物性食品支給ニヨル体量增減者數ノ表

動物性食品ノ種類ト其支給一回分量	回次	被檢人員數	A組 前日ヨリ体重ノ增加セシ數	A組 前日ヨリ体重ノ減少セシ數	A組 前日ト体重ノ變化ナキ數	B組 被檢人員數	B組 前日ヨリ体重ノ增加セシ數	B組 前日ヨリ体重ノ減少セシ數	B組 前日ト体重ノ變化ナキ數
鹽鱒 三十匁	一	一四	一〇	三	一	一四	一二	一	一
	二	一四	一二	二	〇	一四	一〇	三	一
	三	一四	一二	二	〇	一四	一二	二	〇
	四	一四	五	六	三	一四	七	六	一
計		五六	三九	一三	四	五六	四一	一二	三
馬肉 四匁	一	一四	一二	一	一	一四	一一	二	一
	二	一四	一二	一	一	一四	一二	一	一
	三	一四	一四	一	〇	一四	一一	二	一
	四	一四	八	五	一	一四	五	八	一
	五	一四	六	六	二	七〇	六	七	二
秋刀魚 三十匁	一	七〇	四二	二三	五	三八	三八	二七	五
		一四	八	三	一	九	九	四	一

第六章　結　論

以上ノ如クシテ實驗ヲ遂ケタル成績ヲ觀察シテ次ノ結論ヲ得タリ。

一、增食セシ拾四名（A組）中一名ハ途中ニテ罹病シタルヲ以テ他ノ十三名ニ付キ每日ノ其体重ヲ比較スルニ增食セシ翌日ヨリ階段的ニ体重增加シ增食最終日ノ翌日ノ体重平均ハ增食前日ノ体重平均ヨリ實ニ二二三匁目增加セリ。

而シテ增食廢止ノ翌日ヨリ急激ニ其体重平均減少シテ四五日ニシテ增食前ノ体重平均ニ略々一致スルニ至レリ

二、之ニ反シテ他ノ十四名（B組）ノ每日ノ体重平均ハ頗ル不規則ニシテ增加セシカト思ヘバ又減少シ減少セシ

刑政第40巻第11号
矯正図書館

カト思ヘバ增加セルガ如クニシテ稍々平衡ヲ得タリシモノト思ハル。而シテA組ノ增食セシ三週間ニ於ケルB組ノ体重平均ハ一五〇匁增加セリ。

三、由テ觀之同一作業同一處遇ノ下ニアル受刑者ニ規定食糧一階級ヲ上セバ其体重平均ヲ約七〇匁增加スルコトヲ得

四、尙本實驗ニ於テ注意スベキハ被枚者ノ大多數ニ於テ動物性食品ヲ給與セシ翌日ハ其体重著シク增加スル事ナリ

第五編　減食罰ノ受刑者ノ体重ニ及ボス影響

第一章　緒　言

刑務所内ニ於ケル秩序紀律ヲ保持スル爲ニ、受刑者ニ科スル懲罰ノ一種トシテ、減食罰ナル制度アリ。コレ現時監獄法第六十條及ビ同施行規則第百五十七條ノ認ムル所ナリ。而シテ監獄法第六十條ニヨレバ、減食ハ七日以下トアリ、又同施行規則第百五十七條ニヨレバ減食ノ分量ハ二分ノ一又ハ三分ノ一トアリ。故ニ減食罰ハ、微罰事犯ノ大小輕重ニヨリ其執行期間七日以下減食ノ分量ハ規定食量ノ二分ノ一又ハ三分ノ一ノ範圍内ニテ執行セラルヽモノナルベシ。規定食量ハ一等食一回量三合ヨリ十等食一回量一、二合ニシテ各階級間ノ差ハ一回量二勺宛ナリ。故ニ二分ノ一ノ減食ノ場合ニアリテハ一等食一回量六勺ニシテ其熱量ハ約一等食一日量一九〇五カロリーヨリ十等食一日量約七六二カロリーナリ。又三分ノ一ノ減食ノ場合ニアリテハ一等食一回量一、五合ヨリ十等食一回量一、一二七〇カロリーヨリ十等食一日量約五〇八カロリーナリ。其他別ニ副食トシテ各食共普通食ト同ジク一日量約四百カロリーヲ有セル次第ナリ。

由來受刑者ニ支給スル糧食ハ現行規定ノ十階級中六等食以下及減食全部ハ邦人各階級者ノ中等作業時保健食ヨリモ共養價少ナキコトハ著者ノ研究ニヨリテ明カナリ。加之此ノ減食罰ナル制度ニ就テハ、或ハ人道上ヨリ或ハ

犯罪文藝

八百屋お七

栗野鳴人

江戸の華は多に咲く、その火事の噂もなく霜月は過ぎて師走も押迫つた夜の事である。吹き荒れるから風の中を物凄く響き渡つたのは火事太鼓の音で、すると宵の口から戰々兢々であつた町民どもは、スハこそと飛起きたものと見えて何れの家もがら〳〵と雨戸を繰明けるのが騷々しく聞え初めた。この時は既に火の手は盛に上つて天を紅に染めて居たので出火の方角は容易に見定められた。

裏借家の狹苦しい一室で寢入つて居た吉三郎は、この物音に「火事だつ」とばかり起上ると、すぐ帶をぐつと引締めて手早く戸を繰つた。少しばかり明くと身体は、もう半分外へ泳いで居た。

「火事は順行寺邊にあたる、さてはお七が遂々やつたな」

一旦身体を引いて、枕屏風に打掛てある大風呂敷を摑むと共に、風のやうに家を飛出した。

火元は果して八百屋であつた。吉三郎が一月餘に駈付たときには、太郎兵衞夫婦も、娘のお七も、立退いたあとで、高方と野次馬で混雜するばかりで、附近の者とても、只譯の分らぬ叫びを擧げて右往左往するに過ぎない。

このどさくさ紛れに吉三郎は、素早く八百屋の宅へ飛込むと、勝手知つたことなれば車長持、戸棚の上から、小袖箪笥、手箱の底まで探つて、手當り次第に目ぼしい品と金錢を引括めて、最前の大風呂敷で以て背負込むと、煙を潛り、焰を避けて逃れ出でた。

恰もこゝへ、與力同心を連れて、見廻つたのが火附盜賊改め役中山勘解由である。馬上から目敏く認めるや聲高く、

「あれへ行く者、怪しい、縄打てッ——」

下役の十手はひらめいた。吉三郎の縄にかゝつて曳かれて行く姿が餘燼に寫し出された。

▽

吉三郎は奉行から訊問せられると、かう答へた。

「盗賊を働きました段は恐入ります。火付の儀は全く私で御座いません、この犯人は太郎兵衛娘お七に相違御座いませぬ」

そこでお七は立退き先から呼出され、お白洲で吉三郎と引合はされた。お七は悪びれず、

「左兵衛様に逢ひたいあまり、火を付けました」

とすら〳〵と白狀した、それで取調もすら〳〵運んだ、それだけにお七の未通さも裏書きされ、寒行は更なり世上の同情はこの可憐な犯罪に對して憎悪の聲を惜し氣なく浴せかけたものである。

▽

去年の丁度この頃であつた。駒込大圓寺から火が起つて、折柄の凄ましい烈風に煽り立てられ、見る〳〵八方に燒擴がり、火の手は本郷高臺をなめ盡し、お七の家も類燒の厄を除け得なかつた。

逃げ惑ふ人々の悲鳴、天を焦す焔の色、それは繪に見る焦熱地獄も愚かな慘狀で、その中を縫ふて母に手を取られお七は白山なる圓乘寺へ辛くも避難した。住職の乘詮和尙は外ならぬ八百屋一家に同情していと懇ろに、いたわり慰め寺內の寮を清掃して取敢へずこれに住はせた。

寺にはこの先きの年から小石川に住む將軍御納戸御番、二千五百石取の旗本山田家の次男坊、同名佐兵衛といふのが寺小姓として預けられて居た。お七の親太郎兵衛は山田家にも出入して居たので、左兵衛が此寺へ來るやうになつた經緯は夙くからよく承知し、一家の事情よりしてこゝに至つたことを憐れにも考へたものからして、家に在るとき、妻にも又娘お七にも話したことがあるので、かく同じ境內に住むことになると何時となく接近するのは人情の然らしめる處で、親が馴々しく左兵衛と話し合ふやうになつたを見るにつけ、お七も左兵衛の身上に對して側隱の情といふものが深窓に育つただけ人一倍增さるところから、相見る度の重なるに從つて、次第と親しく語り合ふやうになつた。又左兵衛とても、自分から過んで來た處でなく、據處なく閉居同樣に、この寺に預けられた身とて朝夕淋しい月日を過して居た矢先へ、世間ずれのせぬ眞實籠るやさしい言葉を聞いては、惡い氣持のせぬどころでなく、自分からも胸中をあらひ酒に告げることに躊躇を感ぜぬやうになるのは當然の當然である。二人はいつしかしんみりとした話に落ちる折が生じ出した。

▽

正月は寺で迎へたが、注連が上ると本郷四丁目に假普請が漸く成つたので、八百屋一家は寺を引拂つてこれへ移り住んだ、この當座はお七も新宅勿々で何くれと忙しく取紛れて居たが、次第と氣の落付くに隨つて左兵衛のことが思ひ出されるやうになつた。家庭教育

と云へば嚴格の二字以外に持合せぬ時代なれば、浮世の風の寒暖を知らぬ嬌氣の一筋に日夜懊惱をつゞけることは是非もない次第である。

人間に魔のさすといふのは、このやうな時である、圓乘寺の門前に吉藏といふ律義な親爺が住んで居た、この親に似ず倅の吉三郎は打つ飮む遊ぶの三拍子揃つた放蕩もので、この男が何か儲け口もがなと鵜の目鷹の目の瞳に寫つたのが、幸か不幸かお七の憂れた姿であつた。途に人つて途に賢なる吉三郎は如才なく人目を避けてお七に近付き、そつと文の使に立つてやることを告げた、乙女心の擽ぐさ、嬉しさに前後の考も忘れたお七は、つい吉三郎に最初の文を托したのがきつかけで、其後此方からも、左兵衛からもこの男の手を煩はす文の數は幾重なつた。同時にお七の巾着錢と、左兵衛の小遣錢は、この男の懷ろへ容赦なく搾り取られた。

▽

秋風がそよ〳〵吹き初めた頃、お七左兵衛の噂も共に巷間に立ちそめ、相合傘の落書が、そこかしこの板塀に現はれるやうになつた。しかし二人の仲を繋ぐ文便りは悲しくも途が斷たれて居た。それは吉三郎を喜ばせる命が二人の手に屆らなくなり、又調へる術も既に盡きたからである。一方吉三郎は、態と斯くして置て、その隙ではするどい商ひ耳を研ぎ上げて居た。

▽

さなきだに物思はせる晩秋の夕間暮、お七は緣端に力なく腰を下して、その聲も細くなつて來た虫の音にうつとりと聞惚れて居た。その折から、そつと切戶口を開いて顏を覗かせたのは、この六十日あまり影を收めて居た吉三郎である。

「お七さん、お前この頃すつかり痩せたね、もう夏やせの時代でなし、雪がちら〳〵するのもぢつきだぜ、さては思ひ込んだが因果といふ袖時雨の一件だね」と靜かに這入り込んだ。

「吉三さんは隨分現金ね、この頃はちつとも寄り付かずにさ、さうしてそのやうなからかひごと、あまり殺生といふものだわ」

「そんなに左兵衛に逢ひたいかい、左兵衛に逢ふのは、又火事が出て家が燒でもせなければ、とてもその望みは叶ひつこないぜ」

「火事――火事つてこの頃ちつともないのねえ」

この言葉をきいた吉三郎はそと横を向いて、氣味惡い微笑を洩らした。元に向き直ると前と違つた眞面目な顏付をして、

「冗談はよしねえ、火事がさうあつてたまるかね、だが、火事が欲しけりや自分に作ればよいわさ、それも他人の家に火をかければ「火附候者火罪」ときまつて居るが、自分の家を焚く分には差支あるものか、それはこの俺が請合ふてもよい。まアさうでもしなきやア思ひ事はとても駄目としときねえ」

「吉三さん、それは本當――」

「まあ〳〵よく考へなせいまし」

この一語、お七の小さな胸に響くところは大きかつた。吉三郎はこのあとで、他人事のやうに火付の態樣を物語つて歸り去つた。

▽

矯正図書館

それからお七にとつては無駄な月日ばかり流れた。師走に入ると、歳暮の賣出しで町々は賑はしく活氣付いた。その日まぐるしい中でもお七は嬉しいことも樂しいことも、又忙がしいことも覺へず、襲ふる晩に一人留守居するやうな氣分で過した。が絶へず早鐘をつくやうに心臟の鼓動を起させるあるものがあつた。それが朝から風ふきすさんだ廿八日の晩おそく、炬燵の火を掻出しぼろにくるんでひそかに寢所の下にさし挾ませたのである。

▼

裁斷の日は遂に來つた。

吉三郎は再び白州に呼出された。奉行は嚴嚴かに、

「吉三郎承れ、その方、無心の子娘に勸むべからざる儀を勸め、且又余罪とても多き廉を以て火罪を申付くるぞ、有難くお受けに及んだがよかろう」

吉三郎も既に覺悟はついて居た。悪びれる体もなくさし俯向いてゐたが、頭を少しもたげた、

「自業自得、私の罪科は逃れませぬ、又逃れやうとも今更致しませぬ、就きましてはお七は如何やうなお仕置になりましたでせう」

「お七か、お七は十四才なる事判然したるに依て、罪一等を減じられる、その方の罪とは自から別ぢや」

「お七は十四才とございまするか、それはまつかないつはり、其証據には、小娘にあのやうな戀が出來やう道理は有りませぬ、御裁斷が狂つて居りまする」

「默れ々々無禮であらうぞ、奉行はその方如き者の指圖は受けぬ、だが念の爲め申聞せる。その方は少女に戀はないといふ、古歌に「振分け髪の昔より井筒にかけしまろがたけ、君ならずして誰かあぐべき」と詠まれたは戀路の情を幼きより知る明しぢや、のみならず年齡に就ては名主を始め父母の証言があるぞ」

「いやその証言が僻事で御座いまする、かう申上げる私にも証據が御座います。お七が疱瘡にかゝつた時谷中感應寺境内七面堂へ願解きに奉額を致しました、それに慥か延寶五年春二月吉日十一才、七番とある筈、今年が天和三年なればそれから數へて十七になる、まさか神佛に向つて虚はつき申しますまいと考へまする」

吉三郎の面には自信の色が輝いた。奉行もかく証據物を擧げられては無下にこれを卻けることもならなかつた。然らばそれは追つて取糺すであろうと吉三郎は下げられた。

▼

奉行は七面堂の額を取寄せさせると、それには「如是我聞、七書」の文字すべて、いつはりでなかつた。折角大老職土井大炊頭の情ある言を含み助けてやろうとした苦心も遂に水泡に歸した。鼓に余儀なく火罪に定まつた。お七はありし日の艶々しい黒髪を島田に結ひ、黒朱子の襟かけた郡内縞の振袖、西田鹿子の黒朱子打合帶で護送にかき乘せられ、江戸市中引廻の上、鈴ヶ森刑場に於て火の洗禮を受けた。維時天和三年三月二十九日、健氣にも辭世を殘した。

世の哀れ春吹く風に名を殘し
　遲れ櫻の今日散りし身は

——おはり——

正誤

▼九月號五八頁五行目

誤	正
價値	價値（クエーゼン）

▼拾月號裏表紙英文目次の初行

誤——When Sword is Love

正——Where Love backs Sword

轉居

下澁谷七一五

岡部常

定價	一冊（稅共）	金二十錢
	六冊（稅共）	金一圓二十錢
	十二冊（稅共）	金二圓四十錢

廣告料	五號活字半段一行	金一圓
	一等一頁	金五十圓
	二等一頁	金四十圓
	普通一頁	金三十圓

注文規定

㈠御注文は總て前金のこと
㈡御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし
㈢口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
㈣御注文の際は必ず送附先明記のこと從つて轉居の際は新住所を御届下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和二年十月二十六日印刷
昭和二年十一月一日發行

東京市麹町區西日比谷町一番地
發行兼編輯人　香川又二郎
東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地
印刷人　五島林太郎
東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地
印刷所　刑務協會印刷部
東京市麹町區西日比谷町豐番地
發行所　刑務協會
電話　銀座二三四四、二八二五番

刑政第40巻第11号

矯正図書館

Volume XL Number 11

THE KEISEI

The Journal of the Japanese Prison Association

November 1, 1927

PRINCIPAL CONTENTS

Prison Reform from the Depth . . . . . (*Editorial*)

Moral Instruction which gives Life. . . . . R. Kariya

On Escape and Suicide of the Prisoners. . . . . T. Kono

The Bill of the German National Prison Law of 1927 . . . . . Dr. Freudenthal

Prison Life seen from the Hygienic Standpoint . . . Dr. Akutagawa

Published
By
"KEIMU KYOKWAI"
(The Japanese Prison Association)
Near Department of Justice, Nishi Hibiya-machi Kojimachi.
Tokyo, Japan.